

# 令和 8 年 3 月 予算特別委員会会議録

令和 8 年 3 月 1 6 日 開会

令和 8 年 3 月 1 7 日 閉会

三戸町議会

## 目 次

### 1 日目 令和 8 年 3 月 16 日（月）

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| 日程                                 | 1 |
| 本日の会議に付した事件                        | 1 |
| 出席委員                               | 1 |
| 欠席委員                               | 1 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名    | 1 |
| 職務のために出席した事務局職員                    | 2 |
| 開会・開議                              | 3 |
| 議案第22号から議案第29号まで一括上程               | 3 |
| 議案第22号 令和 8 年度三戸町一般会計予算（歳入、歳出1～9款） | 3 |

### 2 日目 令和 8 年 3 月 17 日（火）

|                                           |     |
|-------------------------------------------|-----|
| 日程                                        | 69  |
| 本日の会議に付した事件                               | 69  |
| 出席委員                                      | 69  |
| 欠席委員                                      | 69  |
| 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名           | 69  |
| 職務のために出席した事務局職員                           | 70  |
| 開 議                                       | 71  |
| 議案第22号 令和 8 年度三戸町一般会計予算審議（歳出10～13款）       | 71  |
| 議案第23号 令和 8 年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算         | 92  |
| 議案第24号 令和 8 年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算            | 94  |
| 議案第25号 令和 8 年度三戸町介護保険特別会計予算               | 95  |
| 議案第26号 令和 8 年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算         | 97  |
| 議案第27号 令和 8 年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算 | 98  |
| 議案第28号 令和 8 年度三戸町簡易水道事業会計予算               | 103 |
| 議案第29号 令和 8 年度三戸町下水道事業会計予算                | 105 |
| 閉 会                                       | 110 |
| 署 名                                       | 110 |

**1 日目 令和 8 年 3 月 17 日（月）**

**○日程**

1. 議案第22号から議案第29号まで一括上程

2. 議案第22号 令和 8 年度三戸町一般会計予算

（歳入は1 款から 9 款まで、10 款から 21 款まで一括、歳出は 1 款から 9 款まで款ごとに審議）

**○本日の会議に付した事件**

日程のとおり

**○出席委員（13人）**

五十嵐 淳 君  
松 尾 道 郎 君  
柳 零 圭 太 君  
和 田 誠 君  
山 田 将 之 君  
栗谷川 柳 子 君  
藤 原 文 雄 君  
番 屋 博 光 君  
千 葉 有 子 君  
久 慈 聡 君  
澤 田 道 憲 君  
佐々木 和 志 君  
竹 原 義 人 君

**○欠席委員（1 人）**

小笠原 君 男 君

**○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名**

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 三 戸 町 長          | 沼 澤 修 二 君 |
| 副 町 長            | 本 宿 貴 一 君 |
| 参事（農林課長事務取扱）     | 貝 守 世 光 君 |
| 参事（会計課長事務取扱）     | 武士沢 忠 正 君 |
| 参事（総務課長事務取扱）     | 太 田 明 雄 君 |
| 建 設 課 長          | 齋 藤 優 君   |
| 健康長寿課長           | 中 村 正 君   |
| まちづくり課長          | 櫻 井 学 君   |
| 税 務 課 長          | 下 村 太 平 君 |
| 三戸中央病院事務長        | 松 崎 達 雄 君 |
| 三戸中央病院事務次長       | 中 村 義 信 君 |
| まちづくり課ふるさと納税強化室長 | 高屋敷 一 弘 君 |
| 住民福祉課長補佐         | 佐々木 洋 君   |
| 住民福祉課総括主幹        | 原 田 順 友 君 |
| 農業委員会会長          | 梅 田 晃 君   |
| 農業委員会事務局長        | 貝 守 世 光 君 |
| 教 育 課 長          | 原 寿 君     |
| 教育委員会事務局長        | 奥 山 昇 吾 君 |
| 教育委員会事務局次長       | 金 子 祐 之 君 |

**○職務のために出席した事務局職員**

|                |   |   |   |   |   |
|----------------|---|---|---|---|---|
| 参事（議会事務局長事務取扱） | 井 | 畑 | 淳 | 一 | 君 |
| 総括主幹           | 櫻 | 井 | 優 | 子 | 君 |

(午前10時00分)

○委員長（番屋 博光君）

ただいまから予算特別委員会を開会します。

本日の会議を開きます。

次に、説明員の出席は本会議と同じであります。特に本特別委員会には、課長級から班長級まで出席を認めておりますので、ご了承願います。

委員長からお願いを申し上げます。質疑を行う際には、予算書のページを述べてから関係する項目の質疑を行うようお願いいたします。

質疑は、現に議題となっている令和8年度の予算の疑問点をただすものでありますので、要点をまとめ、簡潔明瞭にご発言いただき、審査の進行にご協力をお願いいたします。また、重複質問を避け、質問者の要望や自己の意見で終わることのないようお願いいたします。

次に、本特別委員会に付託されました議案第22号から議案第29号までの予算議案8件を一括上程します。

上程しました議案の審査であります。議案第22号 令和8年度三戸町一般会計予算から順次審査したいと思いますので、ご了承願います。

初めに、議案第22号 令和8年度三戸町一般会計予算の審査を行います。歳入、1款町税から9款地方特例交付金までの説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（下村 太平君）

令和8年度一般会計予算、歳入の1款町税から9款地方特例交付金までのうち主なものについて補足説明申し上げます。

予算書の15ページをお願いします。1款町税、1項市町村民税、1目個人は、所得割額の増加を勘案し、前年度当初より4,330万円増額の3億2,200万円を計上しております。

2目法人は、過去の収入額や景気動向調査などを勘案し、前年度当初より100万円減額の3,905万円を計上しております。

1項市町村民税全体では、前年度に比べ13.2%、4,230万円増額の3億6,105万円となっております。

2項固定資産税、1目固定資産税は、償却資産の減価償却による課税標準額の減少などにより、前年度当初より100万円減額の4億1,300万円を計上しております。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、県からの通知等に基づき、前年度当初より11万8,000円増額の225万5,000円を計上しております。

2項の固定資産税全体では、前年度に比べ0.2%、88万2,000円減額の4億1,525万5,000円となっております。

次に、3項軽自動車税、1目軽自動車税は、台数が減少する一方で、車両更新の際にグリーン化特例の軽減率が適用されない車両の増加が見込まれることなどから、前年度と同額の3,940万円を計上しております。

2目環境性能割は、令和8年度税制改正大綱により、令和8年3月31日をもって制度の恒久廃止が決定されたことから、令和8年度以降の課税はなくなるものの、令和7年度末までに課税される分の税収が年度をまたいで収入されることを見込み、前年

度に比べ83.3%、200万円減額の40万円を計上しております。

3 項の軽自動車税全体では、前年度に比べ4.7%、200万円減額の3,980万円となっております。

16ページをお願いします。4 項市町村たばこ税は、令和7年度の税制改正に基づく加熱式たばこの課税方式見直しにより、一定重量以下の加熱式たばこの本数が最低1本換算となることから、前年度当初より200万円増額の8,800万円を計上しております。

次に、2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税は、ガソリン1キロリットル当たり5,200円が課税され、そのうちの42%が町道の延長面積に応じて市町村に譲与されるものです。令和7年12月31日をもって暫定税率が廃止されておりますので、令和8年度は前年度当初より200万円減額の1,400万円を計上しております。

2 項自動車重量譲与税は、国税である自動車重量税の40.7%が町道の延長、面積に応じて市町村に譲与されるものです。これまでの収入状況を勘案し、前年度当初より300万円増額の5,600万円を計上しております。

3 項森林環境譲与税は、温室効果ガスの排出削減と災害防止を図ることを目的に、地方財源を安定的に確保するため、市町村に譲与されるものです。これまでの収入状況を勘案し、前年度当初より100万円減額の2,300万円を計上しております。

3 款1 項利子割交付金は、預貯金等の利子に課税された県民税の一部が市町村に交付されるものです。金利上昇による利子収入拡大が見込まれるため、前年度当初より80万円増額の100万円を計上しております。

17ページをお願いします。4 款1 項配当割交付金は、株の配当金などに課税された県民税の一部が市町村に交付されるものです。株価上昇と企業業績改善による配当拡大が見込まれるため、前年度当初より50万円増額の200万円を計上しております。

5 款1 項株式等譲渡所得割交付金は、株を売って得た所得に課税された県民税の一部が市町村に交付されるものです。株価上昇と譲渡益拡大が見込まれるため、前年度当初より100万円増額の200万円を計上しております。

6 款1 項法人事業税交付金は、法人市町村民税、法人税割の税率改正に伴う減収分の補填措置として、県税である法人事業税の一部が市町村に交付されるものです。企業収益の回復傾向が続くものの、物価上昇等によるコスト増の影響が見込まれることなどから、前年度と同額の1,200万円を計上しております。

7 款1 項地方消費税交付金は、国から県に払い込まれた地方消費税の2分の1が人口などで案分されて市町村に交付されるものです。景気回復による個人消費の持ち直しと物価上昇により、地方税収が拡大する見込みから、前年度当初より4,600万円増額の2億6,800万円を計上しております。

8 款1 項環境性能割交付金は、これまで県に納付された環境性能割の一部が町道の延長や面積等に応じ、毎年8月、12月、3月の年3回、各市町村に交付されるものでしたが、令和8年度税制改正大綱により、令和8年3月31日をもって制度の恒久廃止が決定されました。したがって、令和8年度以降に環境性能割が課税されることはなくなるものの、今年、令和8年3月交付分に含まれる3月見込み交付額分と、その後に確定する同月実績額との差額の精算額が交付されることを見込んで、690万円減額の10万円を計上しております。

18ページをお願いします。9 款1 項地方特例交付金は、令和8年度税制改正大綱により、制度が5年間延長される住宅ローン減税に伴う減収額の補填分として交付されるもののほか、1 款3 項2 目の軽自動車税環境性能割、2 款1 項1 目の地方揮発油譲与税、8 款1 項1 目の環境性能割交付金の減税措置による減収分が補填される見込みであることから、前年度当初より1,210万円増額の1,550万円を計上しております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いします。

○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

次に、歳入、10款地方交付税から21款町債までの説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 明雄君）

歳入、10款地方交付税から21款町債まで、主なものにつきまして補足説明申し上げます。

18ページをお願いいたします。10款1項1目地方交付税は、国の地方財政計画に基づき、普通交付税28億3,000万円、特別交付税3億5,000万円を計上しております。地方交付税が町の予算総額に占める割合は44.1%となっております。

12款1項4目1節教育総務費負担金の教育研究所指導主事給与費負担金956万円は、三戸町及び田子町が運営する三戸地方教育研究所職員人件費に充てるための負担金であります。

19ページをお願いいたします。13款1項2目民生使用料の総合福祉センター使用料186万9,000円は、3団体の利用を見込んだものであります。

3目農林水産使用料の農産加工センター使用料100万9,000円は、過去3年間の平均から見込んだものであります。次の集会施設使用料155万9,000円は、町内9か所の集会施設の利用料を見込んだものであります。

4目土木使用料の町営住宅使用料1,150万円は、入居者120世帯分を見込んだものであります。

5目教育使用料、2節保健体育使用料のアップルドーム使用料139万円は、トレーニング室等の利用料を見込んだものであります。

20ページをお願いいたします。2項1目総務手数料、2節戸籍住民台帳手数料441万円は、過去3年間の平均から見込んだものであります。

14款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金の主なものは、障害者自立支援給付費負担金1億6,490万1,000円であり、障害福祉サービス及び補装具などに係る経費が措置されるものであります。3節児童福祉費負担金の主なものは、教育・保育施設型給付費負担金1億3,450万8,000円であり、認定こども園などの給付費に対する負担金であります。

21ページをお願いいたします。同じく1目民生費国庫負担金、児童手当負担金8,472万9,000円は、児童手当に係る国負担金であります。

2項1目総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金740万円は、シニアおでかけ応援タクシー利用助成事業、大学生等応援特産品贈呈事業の2事業に充当することとしております。

2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援事業費補助金3,130万9,000円は、学童保育、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、延長保育事業などに対する補助金であります。

3 目衛生費国庫補助金の妊婦のための支援給付交付金259万円は、妊娠届出時及び出生届出時に行う経済支援に対して交付されるものであります。

4 目土木費国庫補助金の道路更新防災等対策事業費補助金1,577万4,000円は、橋梁補修工事等に対する補助金であります。次の防災・安全交付金743万円は、道路舗装補修工事等に対する交付金であります。2 節のコンパクトシティ形成支援事業補助金195万2,000円は、立地適正化計画策定事業に対する補助金であります。

22ページをお願いいたします。5 目教育費国庫補助金、1 節小学校費補助金の公立学校情報機器整備費補助金1,540万円は、教育用コンピュータ更新事業に対する補助金であります。

23ページをお願いいたします。15款1 項1 目民生費負担金、1 節社会福祉費負担金の主なものは、国民健康保険保険基盤安定負担金3,646万4,000円、障害者自立支援給付費負担金8,317万3,000円であります。3 節児童福祉費負担金の主なものは、教育・保育施設型給付費負担金6,241万2,000円であり、認定こども園などの給付費に対する負担金であります。

2 項1 目総務費県補助金の移住支援事業費補助金300万円は、移住支援金に対する補助金であります。核燃料物質等取扱税交付金2,485万7,000円は、三戸中央病院特別会計繰出金、パークゴルフ場管理費、町民プール管理費に充てることとしております。

24ページをお願いいたします。2 目民生費県補助金、3 節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援事業費補助金2,609万7,000円は、学童保育、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、延長保育事業などに対する補助金であります。

3 目衛生費県補助金、2 節清掃費補助金の電源立地地域対策交付金1,140万円は、町内ごみ収集に充てることとしております。

4 目農林水産業費県補助金の2 行目、中山間地域直接支払事業費補助金9,219万4,000円は、農業の生産条件が不利な急傾斜地などの農業を支援していくための補助金であります。4 行目、経営所得安定対策推進事業費補助金420万5,000円は、水田の経営安定に取り組む再生協議会事務費などに対する補助金であります。7 行目、多面的機能支払交付金558万円は、農地維持や資源向上等に取り組む共同活動に対する交付金であります。

25ページをお願いいたします。同じく4 目農林水産業費県補助金、2 行目、新規就農者育成総合対策費補助金1,200万円は、新規に農業を始める方に対して、1 人年額150万円を交付する事業に対する補助金であります。4 行目、農地利用効率化等支援交付金209万8,000円は、融資を受けて農業用機械を導入する事業者に対する補助金であります。

6 目教育費県補助金、1 節小学校費補助金の公立学校教育改革支援事業費補助金235万6,000円は、統合型校務支援システム運用費等に充てるものであります。4 節保健体育費補助金の学校給食費無償化等子育て支援交付金2,324万3,000円は、学校給食共同調理場特別会計繰出金に充当するものであります。

26ページをお願いいたします。3 項3 目農林水産業費県委託金の中山間地域総合整備事業委託金316万円は、県が実施する中山間地域総合整備事業の用地購入費、支障物件補償費に係る委託金であります。

16款1 項1 目不動産貸付収入の土地貸付収入499万3,000円は、青森芝浦電子への土地貸付料283万9,000円のほか20件分を見込んだものであります。光ファイバー貸付収入1,078万4,000円は、町が整備した斗川、猿辺地区の光ファイバー網のNTTへの貸付収入であります。

27ページをお願いいたします。17款1 項1 目総務費寄附金のふるさと納税寄附金は、

前年度より5,000万円増の5億円としております。

18款1項1目繰入金は、財政調整基金取り崩し繰入金1億708万6,000円、ふるさと三戸応援基金取り崩し繰入金3億6,000万円、公共施設整備基金取り崩し繰入金3,300万円、地域医療特別対策基金取り崩し繰入金6,000万円としております。ふるさと三戸応援基金取り崩し繰入金は、子育て教育支援の充実、果樹を中心とした農業の推進チャレンジ、高齢者等の福祉充実、11ぴきのねこのまちづくりなど、12事業への充当を予定しております。

19款1項1目繰越金は、前年度より1,000万円増の8,000万円としております。

28ページをお願いいたします。20款3項1目雑入の3行目、県市町村振興協会交付金597万3,000円は、市町村振興宝くじの収益金が分配されるものであります。7行目、後期高齢者医療広域連合健康づくり補助金517万7,000円は、健康診査受診率向上事業等に対する補助金であります。

29ページをお願いいたします。同じく1目雑入の1行目、後期高齢者医療調整交付金738万6,000円は、後期高齢者の保健事業と介護予防事業の実施に係る交付金であります。

21款1項2目衛生費債、2節清掃費債のごみ処理施設整備事業債6,840万円は、三戸地区環境整備事務組合が実施する基幹改良工事に係る負担金の財源とするものであります。

4目土木費債、1節道路河川費債の町道改良事業債1億4,580万円は、町道関根1号線ほか4路線の道路改良舗装工事、測量設計費等の財源とするものであります。2節都市計画費債の関根ふれあい公園改修事業債9,990万円は、遊具の設置、撤去工事等関根ふれあい公園改修事業費の財源とするものであります。

30ページをお願いいたします。6目過疎地域持続的発展特別事業債7,100万円は、子育て環境の確保、高齢者等の保険及び福祉の向上など、4施策への充当を予定しております。

以上で歳入10款から21款までの補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

#### ○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

柳澤委員。

#### ○柳澤 圭太委員

まず、1点質問させていただきます。

29ページ、町債全体にはなるのですが、令和8年度一般会計予算において歳入の町債の額というのは、前年度より増額となっている点については、新規事業等の内容について一定の理解をしているところではあります。町債が増えるということは、将来の公債費の負担に直結するというふうになることから、今後の財政運営についての影響が懸念されるというふうに考えております。

そこで、1点質問なのですが、今後の公債費がどのように推移すると見込んでいるのか、また過去償還額というものがどれくらい大きかったのかということを担当課に伺いたいと思います。

#### ○総務課長（太田 明雄君）

ただいまの柳澤委員からの町債に関するご質問にご答弁いたします。

まず、今後の公債費の推移、どのように見込んでいるかというところでございます。

けれども、町債の発行につきましては、将来の財政負担を十分に考慮しながら計画的に行っているところございまして、これにより公債費は減少傾向で推移する見込みでございます。

令和8年度につきましては、関根ふれあい公園改修事業や、三戸地区環境整備事務組合によりますごみ処理施設整備事業などの実施に伴いまして、起債額が前年度に比べて増加いたしますが、地方交付税措置の有利な起債を活用いたしまして、自主的な負担を軽減することとしております。また、町債の発行額につきましては、公債費を下回る額として町債の残高についても減少する見込みとなっております。

今後につきましても、事業の必要性や財政指標を見ながら、将来世代に過度な負担とならないよう健全な財政運営に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、2点目のご質問で、これまでのピークといいますか、一番高かった償還額でございますが、過去10年間、平成27年度以降で公債費が最も高かったのが令和元年度ございまして、そのときが約7億9,500万円となっております。

以上でございます。

#### ○柳 聖 圭太委員

分かりました。町民のよりよい暮らしを実現するために、担当課としても、これから積極的な財政措置であったり、検討されているということで、確認のための質問でございました。承知いたしました。沼澤町長をはじめ、積極的なかじ取り運営を担っていただきたいと思い、質問させていただきました。

今関根ふれあい公園のお話が出ましたので、その点に関しまして、もう一つ質問をさせていただきたいと思います。都市計画債の件について、29ページの21款1項4目についてですけれども、先ほど町債を使って、こちらが財源になるというお話だったのですけれども、国の財源、国庫補助金だったり県の補助金等、こちらを使っているの検討ができなかったのか、また予算計上にできなかったというような理由について、こちらについてちょっと具体的に説明をいただければと思います。

#### ○建設課長（齋藤 優君）

29ページ、21款1項4目2節都市計画費債の関根ふれあい公園改修事業債9,990万円で、関根ふれあい公園の改修事業に国、県の補助事業といったものが活用できなかったのかというご質問ということで、この事業の計画に当たりましては、国、県の補助事業があるかどうかといったところも確認をさせていただきましたが、全体の整備に関する国、県の補助は、まずメニューとしてはなかったということで、今回起債を活用して整備することとしております。

公園整備の中の一部として、今回インクルーシブ遊具を設置する場所を設ける予定としておりますが、その部分に関しましては、自治総合センターの助成事業であるコミュニティ助成事業というのがございまして、そちらのほうでユニバーサルデザインの遊具を対象とした助成事業があるということで、こちらに関して、今そちらのセンターのほうに事業申請をしているところでございます。こちらに関しましては、事業費の交付決定がありましたら、補正予算のほうで対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

#### ○佐々木 和志委員

19ページ、13款1項5目教育使用料の中にあるアップルドーム使用料139万円で、先ほどの説明では、前年よりも額が上がっている分は、昨年9月の定例会において条

例改正したアップルドームのトレーニング室の使用料の変更によるものだという説明がありましたけれども、昨年度でいえば67万円、今年度139万円で、対前年比でいうと72万円の増。これは、全てトレーニング室だけの使用料分として捉えていいのかというのが1点。

それと、トレーニング室を利用している方々で、65歳以上の方々がどれだけいるのかというところ、その利用者数、延べ人数でなくて、できれば利用者数で、それでそのうちの65歳以上の方々はどれぐらいいるのか、もし分かればそれをお知らせいただきたい、それが2点目。

3点目なのですが、昨年の9月に条例改正したのですが、その後議会を傍聴した町民の方から議会に対しての意見というか、そういうものが議員の控室に貼り出ししてありまして、その中で、その方は80代の年金生活者ということです。今回の価格改正に関して、年金生活では、いわゆる値上げというのですか、価格改正は非常に厳しいからなとか、減免措置を講じてもらえないかというふうな内容でありました。

これを受けまして、三戸町スポーツ文化福祉複合施設の設置及び管理運営に関する条例、これの第1条の設置の趣旨と、今後さらに続くであろう高齢社会への対応を鑑みて、4月から実際に利用料をいただくわけなのですが、それに当たり高齢者、もしくはそういう年金生活者の経済困窮者を対象として、減免措置を講じることを検討をしてはどうかということで、ぜひ教育委員会のほうで検討していただけないかというのが3点目です。

念のために言いますけれども、今回予算委員会ということで、通告のない突発的な質問であって、今ここでやります、やりませんという答弁までは求めていません。そういう今後に向けての検討をしていただけるかどうかに関して答弁いただきたいと思います。よろしくお願いします。

#### ○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

お答えいたします。

まず、第1点目のアップルドーム使用料につきまして139万円ということで、昨年度は67万円、今年度は65万円増の139万円となっているが、その内訳はトレーニングジム室だけのものかということに関してでございますが、これはほかのトレーニング室以外のところは前年度実績並みで見えております。ということで、この65万円分はトレーニングジムに関わるものとして増額しております。

2つ目の質問でございます。65歳以上の方のトレーニングジム室の利用者の割合、人数数等でございます。こちらのほうにつきましては、統計等は取ってはございません。取っているのは、町内あるいは町外かと、また高校生か、それ以外の一般かというところまでしか取ってございません。

3つ目のご質問でございますが、80歳以上の高齢者の方から、そういった要望があったということではございます。昨年9月に令和8年度からということで、料金を改正する条例案がちょうど今出たところで、4月から一度改正した内容で実施して、施行してみるとございまして。ということで、今後どれぐらいの需要があるかということは、まず今のところ実情を見ていきたいなと思っております。そういった意味で、どういった割合で、どれぐらいの方が高齢者、特に利用しているのかという実態を見ながら、まずは数値を取って、どれぐらいの歳入に影響を与えるかといったものも鑑みながら研究していきたいと思っております。

以上でございます。

○佐々木 和志委員

1点目、2点目に関しては了解です。

3点目に関してなのですが、需要を見据えて今後ちょっと考えるということ、それ自体は了解しました。ただ、ちょっと引っかけたのは、財政に与える影響ということで、72万円のうちどれだけ高齢者の方が使っているのか、経済困窮者の方が使っているのか、私も分かりませんが、仮にですよ、仮の話です、65歳以上の方がトレーニングする場合に1時間、頑張って2時間、その方が今まで2時間トレーニング室を使って払った使用料は100円だったというものが、今年度4月から2時間使用するということになる、1時間当たり100円という改正なので、200円払うということになります。その方が毎日2時間アップルドームを利用して、仮に1年間休まずに365日アップルドームを利用したとします。そうすると、その方が今まで払ってきた使用料に上乗せされるのは3万6,500円ということになります。その3万6,500円を町が改正前……仮に改正前にその方を戻すとしたという場合ですが、3万6,500円を町が減免してあげることに、その方は毎日アップルドームに来てトレーニングすることができる。町の健康、長生きというような考え方にも即していくということであれば、それは相当な費用対効果というのは生まれるのではないかなというふうに思います。1人当たり3万6,500円、仮にそういう方が10人いても36万5,000円、その辺を十分考慮していただいて、教育委員会のほうで検討していただいた上で、後日その結果を報告していただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○町長（沼澤 修二君）

佐々木委員の3点目のご質問に私からもお答えさせていただきます。

アップルドームのトレーニング室の使用料につきましては、私自身もまた別の方からお話は伺っておりまして、まずは1年間なり一定期間、利用状況を把握しなければならぬということと考えておりました。

その上で、財政的な負担というよりも、やはり健康、長生きにつながることで、医療費、介護費用が削減されるということであれば、それ相応のメリットはあるということで、どんどん逆に使っていただくようなことで考えていきたいと思っておりますので、免除ということにはならないかもしれませんが、少し利用料を半減させるとか、そういったことでどうなるか、あるいは免除したらどうなるかということで、とにかく利用状況を今把握をしっかりと、それから65歳以上の方なのか、あるいは何歳以上の方なのかということも含めて、減免の適用を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○佐々木 和志委員

答弁に関してはおおむね了解ですし、進めていただきたいと思いますけれども、ただ1点だけ、利用状況の確認をする、把握するというのは当然かとは思いますが、その期間というのを極力短くしていただいて、減免によって、利用する方々の口コミによって、アップルドームのトレーニング室の利用が広がっていくということも考えていただいて、早急な対応をしていただきたいと思いますということでもあります。

私、減免という言葉を使わせていただきましたけれども、そこは全くただというのは、ちょっと私個人的にもどうかなというふうに考えています。できれば改正前の、時間に関係なく1回の使用料が100円が妥当なのかなというふうには感じています。

れども、どこを線にするのかも含めて、教育委員会のほうと連携しながら、ちょっと協議していただきたいなというふうに思います。いずれにしても、ちょっとこの件に関しては、あんまり時間を置かずに結論を出していただきたいなということでありますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（番屋 博光君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

次に、歳出、1款議会費及び2款総務費について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 明雄君）

歳出、1款及び2款につきまして補足説明申し上げます。

31ページをお願いいたします。1款議会費は、議会運営及び議会活動に要する経費で、議員報酬、手当、共済費等、また議会事務局職員の人件費及び事務費であります。

次に、2款総務費のうち、総務課関係分について補足説明いたします。33ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費の2節給料は、特別職2名と総務課14名、会計課3名の給与であります。2節給料の会計年度任用職員給料1,575万6,000円は、総務課6名分の給料であります。

34ページをお願いいたします。10節需用費の消耗品費849万4,000円は、役場全体で使用するコピー用紙やコピー機消耗品の購入、図書の追録加除などに係る経費であります。12節委託料の職員研修委託料33万円は、令和7年12月に制定した三戸町職員倫理条例に基づき実施する職員向け研修会の経費であります。

35ページをお願いいたします。キャッシュレスレジ導入業務委託料168万1,000円は、決済手段の多様化による利用者の利便性向上と公金収納業務の効率化を図るため、会計課窓口においてキャッシュレス決済を導入するための経費であります。17節備品購入費の熱中症対策用備品購入費53万円は、労働安全衛生規則の一部改正により、全ての事業者に対して熱中症対策の実施が義務づけられたことから、職員が熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に着用するための空調服15着を購入するものであります。18節負担金、補助及び交付金の退職手当組合負担金6,165万9,000円は、職員131名分の負担金であります。

36ページをお願いいたします。2目財産管理費は、役場庁舎の維持管理や公用車、防災無線、光ケーブル等の財産管理に要する経費であります。10節需用費の修繕費1,188万8,000円は、役場庁舎空調設備の中性能フィルターと冷却水の水質を保持するため、自動で薬品の注入を行う薬注装置の更新のほか、光ファイバーケーブルの修繕などに係る経費であります。12節委託料の庁舎清掃委託料513万6,000円は、日常清掃及び床ワックスがけや窓ガラス清掃などの定期清掃に係る経費であります。

37ページをお願いいたします。空調設備保守管理委託料621万5,000円は、庁舎空調設備の冷暖房切替えのほか、定期点検整備に係る経費であります。光ファイバー設備管理委託料660万円は、町が斗川、猿辺地区に整備した光ファイバー施設の管理委託に係る経費であります。13節使用料及び賃借料の電柱借上料464万5,000円は、光ファ

イバーを敷設しているNTT柱、東北電力柱の借り上げに要する経費であります。次のLED灯借上料271万5,000円は、役場庁舎設置分に係る借上料であります。14節、Jアラート受信機更新工事請負費660万円は、令和8年5月下旬に運用開始予定の新たな防災気象情報に対応するためのシステム更改に対応可能な新型受信機を整備するものであります。直流電源装置更新工事請負費1,915万3,000円は、設置から30年が経過した役場庁舎の非常時用電源装置を更新するものであります。電話主装置交換工事請負費922万5,000円は、設置から11年が経過した電話交換機等を更新するものであります。更新に当たっては、通話、録音機能を新たに導入することにより、職員に対する不当要求の抑止と、聞き漏らしの防止等による住民対応の向上を図るものであります。

38ページをお願いいたします。2款1項2目24節積立金のふるさと三戸応援基金積立金2億6,000万円は、ふるさと納税の歳入見込額から事務費等の必要経費を差し引いた残額を基金に積み立てるものであります。同じく積立金の森林環境譲与税基金積立金723万6,000円は、間伐や木材利用の促進などに要する費用に充てるため、譲与税の一部を積み立てるものであります。

3目総合行政情報システム導入費は、住民サービスの向上と業務効率化を目的とした住民記録、税務、福祉など、多岐にわたる行政事務を総合的に管理するシステムの管理運営に要する経費であります。13節使用料7,389万8,000円は、住民情報システムなど、基幹業務システム等が活用するガバメントクラウドの利用などに係る経費であります。次のシステム借上料965万8,000円は、庁舎内に設置しているシステム関連機器の借上料であります。

39ページをお願いいたします。2款1項3目17節備品購入費の職員事務端末購入費200万円は、職員が業務で使用しているパソコン及びタブレットを更新するものであります。18節負担金、補助及び交付金の中間サーバー運営費負担金211万1,000円は、マイナンバー制度の運用に係るデータセンター設備の運営経費を負担するものであります。

4目交通安全対策費、14節工事請負費の交通安全施設設置工事請負費72万5,000円は、交付金額に応じてカーブミラーの設置、交換を行うものであります。

46ページをお願いいたします。2款1項10目諸費であります。12節委託料のコミュニティバス運行委託料3,931万3,000円は、町内11路線に係る運行経費であります。デマンドタクシー運行委託料600万円は、蛇沼、貝守、杉沢、斗内、大舌、目時、遠藤・小中島の各地区に居住する方が1人1乗車500円で利用ができる乗合タクシー運行に係る経費であります。13節の会場借上料は、町の新年会の会場を借り上げるものであります。

47ページをお願いいたします。18節負担金、補助及び交付金の路線バス減収負担金786万5,000円は、町内で広域路線バスに乗車した際、コミュニティバスと同様に1乗車100円で利用できるよう差額分を町が負担するものであります。路線バス維持費補助金330万3,000円は、田子線、諏訪ノ平線など広域路線バスの運行赤字分に対する路線維持のための補助金であります。

51ページをお願いいたします。2款4項1目選挙管理委員会費は、年4回の選挙人名簿登録に係る選挙管理委員会の開催に要する経費とその事務費であります。

2目青森県議会議員選挙費は、令和9年4月29日に任期満了となる青森県議会議員の選挙執行に要する経費であります。

53ページをお願いいたします。2款6項1目監査委員費であります。月例監査、決算審査に要する経費で1節の委員報酬37万8,000円が主なものであります。

以上、2 款のうち総務課関連の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

#### ○まちづくり課長（櫻井 学君）

2 款総務費のうち、まちづくり課所管分について補足説明申し上げます。

まちづくり課では、移住、定住対策、ふるさと納税、企画調整、まちづくり、商工観光、広報、統計、町内会、広域行政等、幅広い分野の業務を所管しております。

40 ページをお願いいたします。2 款 1 項 5 目地方創生推進費からご説明申し上げます。この目は、三戸町プロモーション事業のほか、コワーキングスペースの管理運営及びサテライトオフィス誘致促進事業に係る経費でございます。12 節委託料のサテライトオフィス誘致支援事業委託料 236 万 5,000 円は、マッチングイベントにおいて誘致戦略を活用したプレゼンを行い、参加した企業の中からマッチ度の高い企業との商談の実施や、視察後の企業に対してアプローチを行う企業対応代行等に係る委託料で、毎年度 1 社の誘致を目指しております。13 節使用料及び賃借料の使用料 198 万 3,000 円は、サテライトオフィス誘致支援事業におけるマッチングイベント出展料と、首都圏での町プロモーションイベントやさんのヘファンミーティングの会場使用料です。

6 目文書広報費は、広報さんのへの発行や行政会談の実施に要する経費でございます。7 節報償費の謝金 392 万円は、総括行政連絡員 24 人、行政連絡員 87 人への謝金です。

41 ページをお願いいたします。10 節需用費の印刷製本費 818 万 2,000 円は、広報さんのへの印刷に要する経費でございます。毎月 14 ページ、フルカラーの広報さんのへと、A 3 判両面 2 色刷りのお知らせ版の印刷に要するものです。来年度は、町民の活動を紹介するコーナーや写真の掲載を増やし、町民の皆様に興味を持ち、手に取ってもらえる広報を目指してまいります。

7 目企画費は、11 ぴきのねこのまちづくり事業、ふるさと納税事業、移住定住促進事業、町内会、広域行政、地域おこし協力隊などに係る経費でございます。1 節報酬の会計年度任用職員報酬 250 万 8,000 円は、新規の地域おこし協力隊 1 名に要するものです。当町の魅力を町内外に発信し、町の認知度向上と三戸ファンの獲得を目指すさんのへまち魅力発信ミッションを行います。

42 ページをお願いいたします。7 節報償費の記念品 1 億 2,000 万円は、ふるさと納税寄附者のお礼品に係る経費が主なものでございます。お礼品として、リンゴ、サクランボなどの果樹をはじめ、ニンニク、リンゴジュースなどの地場産品のほか、11 ぴきのねこ特製品など、240 種類を超える品を設定しております。令和 8 年度は、点数にして約 2 万 7,000 件、金額で 5 億円の寄附額受領を目指し、取り組んでまいります。11 節役務費の郵便料 3,318 万 7,000 円は、ふるさと納税返礼品等の発送に係る送料 3,300 万円が主なものでございます。同じく役務費の手数料 1,087 万 7,000 円は、ふるさと納税受入れに係るポータルサイトの決済手数料 1,070 万円が主なものでございます。

43 ページをお願いいたします。12 節委託料の人形劇公演業務委託料 124 万 5,000 円は、来年 2 月 21 日にジョイワーク三戸での 2 回公演を予定しております。当町での開催は、平成 30 年度の初回公演から今回が 5 回目となるもので、演目はシリーズ 1 作目の「11 ぴきのねこ」を予定しております。令和 9 年度の馬場のぼる先生の生誕 100 周年に向け、機運を盛り上げていきたいと考えております。同じく委託料の看板改修業務委託料 94 万 1,000 円は、町内 3 か所の看板を 11 ぴきのねこのデザインの「ようこそ三戸町へ」と記載された看板へ改修するものです。13 節使用料及び賃借料の使用料 6,261 万 1,000 円は、ふるさと納税ポータルサイトの使用料等 6,250 万円が主なものでございます。現在楽天ふるさと納税やふるさとチョイスなどの 5 つの直接契約サイトに 16 の

パートナーサイトを加えた21のサイトにより、募集を行っております。18節負担金、補助及び交付金の八戸圏域連携中枢都市圏連携事業負担金1,387万9,000円は、圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連サービスの向上を目指し、23施策74事業を行うものです。負担金の内訳は、八戸市立市民病院から三戸中央病院への医師派遣事業負担金が全体の73.5%の1,019万8,000円のほか、障害支援区分判定審査事務の共同実施事業、ドクターカー運行事業など、17事業の負担金でございます。

44ページをお願いいたします。18節負担金、補助及び交付金の補助金の町内会連合会助成金70万円は、花いっぱい運動に係る花苗の各町内会希望数量の配付と花苗単価の上昇が見込まれることから、前年度より10万円を増額しております。同じく18節、移住定住応援事業費補助金1,800万円は、移住、定住の促進を図るため、住宅の新築や中古住宅の購入、リフォーム、家財道具の処分に係る経費に対し、補助金を交付するもので、今年度の実績見込みから、新築4件、中古住宅取得4件、リフォーム28件、家財処分4件分を見込んでおります。同じく18節、町のにぎわいづくり事業費補助金150万円は、地域の活性化や町のにぎわいを創出するイベント等の開催を促し、町民団体が自ら企画実施する活動に要した経費の一部を補助するもので、補助率5分の4、上限30万円で5件分を見込んでおります。次の町内会応援助成金122万5,000円は、今年度から町内会におけるコミュニティ活動の促進、自治意識を高めることを目的に実施した全ての町内会活動を補助対象とし、全町内会に交付できるよう実施しているものです。

45ページをお願いいたします。18節負担金、補助及び交付金の町内会街路灯修繕事業費補助金43万2,000円は、上同心町から元木平地区に設置され、町内会の管理となっている街路灯について、平成27年度の設置から10年が経過し、一部で点灯不良が見られることから、改修費用の7割を補助するものです。25節寄附金の災害代理寄附金1,000万円は、昨年12月に発生した青森県東方沖地震により被災した八戸市、むつ市の医師に対し、ふるさと納税制度の代理寄附により受領した寄附金をお送りさせていただくものです。

52ページ、53ページをお願いいたします。5項1目統計調査費は、各種統計調査に係る経費でございます。令和7年度が国勢調査の実施年度であったため、8年度は大幅な減額となっております。毎年行われる各種統計調査のほか、5年に1度の経済センサス活動調査に係る経費を計上しております。

以上で2款のうち、まちづくり課所管分についての補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

#### ○税務課長（下村 太平君）

2款総務費のうち、税務課に関わる項目について補足説明申し上げます。

予算書は、47ページをお願いします。2項徴税費、1目賦課徴収費は、職員10名分の給与をはじめとする税務課の運営に要する経費を計上しております。その主なものについてご説明いたします。1節報酬は、固定資産評価審査委員会の委員3名が会議等へ出席する際の委員報酬を計上しております。

48ページをお願いします。10節需用費では、納税通知書等の印刷製本費390万円が主なものとなっております。11節役務費では、郵便料180万円のほか、手数料107万4,000円にはコンビニ収納業務手数料として95万円を計上しております。コンビニ利用件数は、1万1,000件を見込んでおります。12節委託料では、システムの改修委託料として400万円と土地評価業務委託料366万7,000円が主なものとなっております。初めに、

システム改修委託料は確定申告システムをe L T A X 5期へ対応するためのシステム改修を行うもので、家屋評価システムについては、基幹システム標準化に伴う設定変更を行うものであります。次に、土地評価業務委託料は、適正な路線価等を算定するため、主要街路、標準宅地の選定などを行うもので、令和9年度評価替えのため令和6年度から実施して、令和8年度が最終年度となる業務となります。次に、13節使用料及び賃借料のうち使用料495万4,000円は、土地情報システムの使用料225万7,000円、申告支援パッケージソフト使用料171万6,000円が主なものとなっております。また、各機器の借上料として土地情報システム98万7,000円、申告支援システム238万3,000円などを計上しております。

49ページをお願いします。次に、17節備品購入費40万円は、e L T A X 端末更新のため、パソコン1台を購入するものです。18節負担金、補助及び交付金では、市町村総合事務組合滞納整理機構の徴収業務に対する負担金の200万円と、地方税共同機構負担金117万2,000円が主なものとなっております。市町村総合事務組合の負担金につきまして、これまで移管件数1件につき1,000円の件数割と徴収実績の10%であった徴収実績割が令和8年度から1件につき6,000円の件数割となり、徴収割も20%に引き上げられることから、200万円を計上しております。22節償還金、利子及び割引料は、修正申告等により減額更正された過年度分の町税還付に要する経費として町税等還付金300万円を計上しております。

以上で税務課関係の補足説明を終わります。よろしくお願いします。

#### ○住民福祉課長補佐（佐々木 洋君）

2款総務費のうち、住民福祉課で所管しております3項1目戸籍住民台帳費について補足説明申し上げます。

49ページをお願いいたします。この目は、戸籍簿や住民基本台帳を管理し、住民票をはじめ各種証明書の発行のほか、マイナンバーカードの交付事務に要する経費を計上しております。

50ページをお願いいたします。職員人件費のほか、12節委託料の戸籍附票システムの改修委託料と住基ネットシステム保守委託料、13節使用料及び賃借料の使用料は、戸籍総合システムクラウド使用料720万5,000円が主なものでございます。令和8年2月末現在、総世帯数は4,100世帯、総人口は男性4,081人、女性4,453人、合わせて8,534人、昨年と同時期に比べ200人の減となっております。マイナンバーカードの保有件数は、2月末現在で7,412件、保有率84.5%となっております。

以上で住民福祉課関連の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

#### ○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

山田委員。

#### ○山田 将之委員

まず、35ページ、1項1目12節、キャッシュレスレジ導入業務委託料について、会計窓口の利便性と業務の効率化という目的で導入をするというような補足説明でした。対応する決済手段は、どのようなものを想定しているのか、また三戸中央病院のレジと同様のものなのかということをお伺いします。

もう一点、47ページ、1項10目18節、補助金の路線バス維持費補助金について、令和7年度予算を見ますと696万4,000円に対して、令和8年度は330万3,000円と大きく

減額されていますが、その理由について伺います。

以上2点です。

○会計課長（武士沢 忠正君）

キャッシュレス関係のご質問でございます。

まず、決済の種類、どういうものが使われるかということでございます。現在想定しているのは、QRコード決済、あとクレジットカード決済、あと電子マネー的なものということで想定をしております。それぞれ各社ございますけれども、数が多いので名前の読み上げは省略をさせていただきます。

次に、2点目でございます。三戸中央病院のレジと同様のものかということでございますが、会社は別の会社で想定をしております。機械の構成といたしましては、キャッシュレスのカードを読み込ませる機械、リーダーですね、それとあと自動釣銭機、よくスーパーとかにあるお金を入れてお釣りが自動で出てくるというような形の構成で検討しております。

以上でございます。

○総務課長（太田 明雄君）

47ページの路線バス維持費補助金の減額理由についてでございますけれども、こちらは県の補助制度の変更に よりまして、令和8年度に関しましては、県からも補助金が事業者に対して交付されるということとなったため、町からの補助金が減額となったものでございます。

以上でございます。

○山田 将之委員

まず、キャッシュレスレジのほうからになりますが、会計窓口になると思うのですが、今までと同様の方法とレジの併用でやっていくのかということと、レジの運用のランニングコストの部分をお知らせください。

バスのほうは、県からの補助ということで了解をしました。特に運行内容とか本数、路線などに変更はないというような認識でよいかというところの確認だけさせていただきます。

○総務課長（太田 明雄君）

路線バスに関しましては、運行方法等につきましては、特段変更はないというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○会計課長（武士沢 忠正君）

キャッシュレスレジの運用、保守ということでございます。保守委託料は、月2万2,550円となっております。

次に、窓口は現金と併用するかということでございますが、こちらはレジを置きますが、既存の現金扱いで来る方も当然いらっしゃいますので、併用で考えております。

○千葉 有子委員

43ページ、2款1項7目12節委託料、地域おこし協力隊インターン受入業務委託料の50万円について伺います。

この事業の詳しい内容、委託業務の内容、委託先、またどのような効果を目的としているのかお知らせください。

もう一点です。45ページ、2款1項7目18節負担金、補助及び交付金の奨学金定住促進奨励金485万3,000円について伺います。本年度予算では、本事業の予算額が昨年度の約2倍近くとなっています。利用者増を見込んでいるのか、背景についてお知らせください。

#### ○まちづくり課長（櫻井 学君）

まず1点目ですが、43ページの地域おこし協力隊インターン受入業務委託料50万円ですが、こちらの内容につきましてですが、まずこの受入れ事業ですが、地域おこし協力隊への応募または定住を促進するという意味で、三戸町の生活をあらかじめ体験してもらって、応募への不安というものを解消するということを目的にしております。また、協力隊だけではなくて、学生等を含めて、また三戸町との関係人口づくりといったことを目的にしまして、2週間の短期の体験型のインターン制度でございます。

こちら委託先でございますが、現在のところ協力隊のOBの方で協力隊の支援とか、また協力隊の採用に向けた、採用後の支援、また採用前の支援といったものを立ち上げた方もいらっしゃいますので、そういった方を今のところは考えております。

効果といたしましては、もちろん地域おこし協力隊の採用というのがまず一番の効果ではございますが、大学生等が来ていただいて町を盛り上げていただくといったことも一つの効果というふうに考えております。

次に、45ページでございます。45ページの奨学金定住促進奨励金485万3,000円ですが、こちらにつきましてですが、約2倍になっているということですが、今年度の対象者が14名でございますが、来年度の見込みですが、25名ということで、11人のプラスと現在のところ見込まれているために増額となっているものでございます。

背景でございますが、こちらは奨学金制度の見直し等に伴いまして、奨学金の利用者等も増えてきているといったことが背景にあるものと考えております。

以上でございます。

#### ○千葉 有子委員

協力隊、インターンのことについての2回目です。応募者と協力隊の促進、それから学生を含めて、学生が来ることで町が活気づくといういろんな効果を考えてということで、また委託先が協力隊のOBを考えているということで、とてもすばらしいことだなと思って伺っていました。私も3月13日の新聞報道で、3月7日に町中央公民館でインターンシップ生の弘前大学教育学部2年生の方3人がおいでになって、まちづくり課の業務を体験しながら、何かイベントを企画したということで見ました。この3月7日のイベントは、委託ではなく町主導で進めたという認識でよろしいのか。今年度予算計上し、町運営での実施ではなく委託として実施する、そういう運びとなった理由が何かあればお知らせください。

それから、奨学金のほうです。金額が増した背景というのが、奨学金の利用が増えたということで、私も以前奨学金の利用の仕方について、できるだけ利用していただくようにということを進言して、教育委員会のほうで動いてくださって、とても増えて、またそれがUターン、定住を目的としている奨励金につながったということは、本当によかったなと思っています。一応平成28年4月からの事業と認識していますが、これまでの利用申請者数をお知らせください。

#### ○まちづくり課長（櫻井 学君）

まず、1点目の地域おこし協力隊インターン受入業務委託料に関してでございます。3月7日に弘前大学の学生により、リフレッシュ運動会というものを開催しました。こちらは、学生の特技といったものを生かして、町のほうで何かやらないかというお声がけをしたところ、こういった講座を学生もやってみたいというお話がありましたので、今回実施しました。20名程度の方が参加されて、大変楽しい会となったものでございます。

今後についてですが、今回この委託料につきましては、2週間、平日で10日間の活動ですが、そのうちの半分、10日間のうちの5日間を委託するというものでございます。10日間ずっと職員がその業務に当たるというのは、非常に大変でございますので、その半分のところのガイド等をお願いするというものでございます。今後こういった提案について、全て委託の中でということではなくて、町が当然実施するというところを中心にしながらやっていきたいというふうに考えております。

それから、次の45ページの奨学金定住促進奨励金に関してですが、平成28年度から導入しまして、これまでの申請者数ですが、62名となっております。

以上でございます。

#### ○千葉 有子委員

今回の事業、3月の事業もとてもいいものになったということをお聞きして、了解いたしました。

3回目の質問です。事業の内容と学生の活用についてお聞きしましたが、インターン事業を実施しても、協力隊員の着任につながらないケースもあるかと思えます。この事業も、先ほど答弁にあったように、協力隊確保につなげていくかと思うのですが、その確保につなげていく、こういう考えですというものがあれば1点。

それから、関係人口、協力隊着任など、指標を持って成果検証を行うのか、2点お知らせください。

奨学金定住促進奨励金のほうですが、申請者の数もお聞きいたしました。1つ目ですが、ほかの自治体では公務員は対象外である要件の自治体もあります。当町では、対象となる認識で間違っていないか、1点。

それから、奨学金定住促進奨励金は若者のUターンや定住を促す施策として実施されていますが、人口減少対策という観点から見た場合、当町の人口対策の中で、この事業、制度をどのように位置づけているのかお知らせください。

#### ○まちづくり課長（櫻井 学君）

まず1点目でございますが、協力隊受入れ業務委託料につきましてですが、こちらについての考えということでございますが、協力隊の確保というのがまず一番、これまでもなかなか募集しても、いらしていただけないというものがございましたので、この制度というのをとにかく上手に使いながら、確保につなげていきたいということがまずあります。

あとは、協力隊だけではなくて、様々な地域の方から、学生も含めて来ていただいて、今年度7名の方がいらしていただいて、様々な活動を実際していただきましたので、そういったことを町の活性化にもつなげていきたいというふうに考えております。

指標としましては、考えているのは、少なくとも協力隊のを募集に関しての1名は、このインターン制度を活用した中から出ていただきたいということがまずあります。そういった指標で考えております。

それから、次の奨学金の部分ですが、公務員につきましては、三戸町は対象ということにしております。

それから、人口減少対策の中で、どのように位置づけているかということですが、様々移住、定住の対策しておりますけれども、その中でも若者の特に定住というところについては、この事業というのは非常に効果の高いものというふうに考えておりますので、重要な施策の一つというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○五十嵐 淳委員

2点質問させていただきます。

まちづくり課管轄へお願いします。ページ数では、ちょっと前後してしまうのですが、けれども、まず1点目、43ページ、1項7目12節の、先ほど千葉委員からも質問のありました地域おこし協力隊インターン受入業務委託の件について質問します。こちらちょっと整理と確認になりますが、昨年度同じ枠内でさんのへ魅力発信業務委託料ということで80万円計上されておまして、そのときの内容でいうと、お試し協力隊制度で30万円分、インターン制度活用で50万円分ということで、計80万円ですと。お試しのほうで2泊3日想定、5組10人で、インターンのほうで2週間、年間15人ぐらいを想定してということで予算組みをされていましてというところで、こちらが今回の地域おこし協力隊インターン受入制度、いわゆるインターンの中にお試しとインターンの部分が内包された形での委託料の名称変更と金額変更なのかというのが1点目になります。

2点目も同じく、その整理内容で言いますと、前のページの42ページになります。こちら関連するものだと思うのですが、1項7目7節報償費の報奨金60万円、こちら昨年度の説明では、先ほどの事業に関する協力隊のインターンの日当分ということでご説明いただいていたかと思うのですが、こちら昨年度から比べて3分の1の60万円になっていますというところで、まずは先ほどの整理なのだと思いますが、1点目の私の理解、解釈で合っているのかということも含めて言うと、こちらの金額のボリュームがちょっと割合が合わないのかなということも含めてお聞きできればというのが2点目になります。よろしいでしょうか。お願いします。

#### ○まちづくり課長（櫻井 学君）

まず1点目ですが、43ページの地域おこし協力隊インターン受入業務委託料でございますが、こちらにつきましては、昨年度魅力発信業務というところで、お試しのところで30万円、それからインターンのところで50万円というものがございました。来年度については、お試しのほうを一旦やめて、インターンのほうに集中するというようにしておりますので、こちらの名称が変更になって、こちらのインターン受入業務委託料となったものでございます。

それから、それに関連して、42ページのほうの報奨金でございますが、こちらにつきましては、昨年度は1日当たり1万2,000円という単価になりますが、昨年は15人分を計上しておりますが、今回につきましては5人分、1万2,000円の5人掛ける10日間といったような内容となっております。

以上でございます。

#### ○五十嵐 淳委員

それでは、2点目につきましては了解しました。

では、1点目の2度目の質問になるのですが、私の整理がちょっと間違っていたら指摘いただきたいのですが、昨年度はインターンを15名程度想定していたということで、先ほど課長の千葉委員に対しての答弁では7名というのが実績です。そこからさらに1名地域おこし協力隊として採用されているので、非常に効果としては上がっているのかなと思うのですが、実際人数が少なかったところと、あとは実際に昨年の整理を踏まえた上で、今年も委託先というのは同じようなところで考えられているのか。言わば効果としてよかったので、同じようなところを考えているのか、それとも違うところを考えているのかなど、ちょっとその辺お聞かせいただきたいです。

#### ○まちづくり課長（櫻井 学君）

こちらのインターン制度、今年度15名というところでスタートしまして、協力隊の部分も含めて、また大学のほうにも直接訪問しながら、こちらのこういう制度がありますよということでご案内してまいりました。15名という予算を計上しておりましたが、7名というところで収まりました。なかなか協力隊のほうに興味を持っていただける方も少なかったというのが正直なところでございます。学生のほうは、まず結構来ていただいたのかなというふうに考えております。

それから、委託先でございますが、今年度実施してみて、まず委託先というのは少し幅広く、別なところも視野に入れて考えていきたいと今のところ考えております。

以上でございます。

#### ○五十嵐 淳委員

では、3度目の質問になります。

まず、3度目の質問の前に、すみません、私のほうで昨年度という言葉を使いましたが、昨年の予算審議のところということで、今年度の実績ということで、失礼しました。

先ほど課長のほうからも、委託先も幅広くということだったのですが、今私のほうでもいろいろ同様の業務をやっているところを調べる限りでは、決して協力隊になりたいという人自体が少ないというよりも、お試し協力隊のインターン制度への集客の部分結構課題なのかなと思ってしまして、集客の部分を解決さえすれば、実際昨年度7人受け入れて、1人採用まで至っているのです、今回5人ということですが、もう少し集客も上がっていくのかなと思ひまして、その辺も考慮して、今後委託先というのも選定いただきたいなというふうに思っています。

再度集客の部分について、今回のところでいうと予算が下がっている中で、集客の部分に関してはあまり影響がないのかどうか、そこだけちょっと心配なので、最後の質問とさせていただきます。

#### ○まちづくり課長（櫻井 学君）

予算のほうで、今年度15名のものが来年度5名というところで、問題はないのかというところでございますが、こちら予算の要求時点においては、実際2名であったというところで、2月、3月、この段階で今5名インターンのほうがあったというところで、要求では5名ということにしているところでございますが、今後來年度にかけて、もしこの制度を活用したいという方が多くあるようであれば、補正等お願いしていければなというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○竹原 義人委員

35ページの一般管理費、12節、ハラスメント外部相談窓口業務委託料ということですが、前から議会のほうとしても申入れをしたことがございますけれども、できるだけ相談しやすいというのが一番であろうと思います。この13万2,000円の内容とか、委託する内容等教えていただければと思います。

43ページの7目企画費の12節のところですが、沼澤町長は稼ぐ自治体、稼ぐ町というふうに私も理解しておりますが、何といても11ぴきのねこという、今三戸町は稼ぐという面においては、そうだろうと思っておりますが、商工費のほうで聞くべきかちょっと悩んだのですが、11ぴきのねこによるまちづくりということで、11ぴきのねこデザイン業務委託料というところ、昨年と同じ予算84万円、今年度は石像がないということで、この委託料の予算は減額されておりますが、民間の方々、町民の方々、11ぴきのねこを使用したいといったときに、デザイン業務委託料、昨年と同じですので同じだと思いますが、そういう配慮がこの予算に入っているのかお聞きいたします。2点お願いします。

#### ○総務課長（太田 明雄君）

まず、35ページ、ハラスメント外部相談窓口業務委託料につきまして、業務内容ということでございますが、こちらは役場職員からのハラスメントに関する相談の窓口を、電話対応は平日10時から午後5時まで、メールに関しましては24時間365日といいますか、随時受け付けるといような窓口を外部の社会保険労務士の事務所のほうに委託しているというものでございまして、委託料は月額1万1,000円となっております。昨年度は、初期費用として11万円ございました。今年度は継続ということで、初期費用がないということで、昨年度よりも減額となっているものでございます。

以上でございます。

#### ○まちづくり課長（櫻井 学君）

私からは、2点目の43ページの11ぴきのねこデザイン業務委託料84万円の件でございます。こちらにつきましては、馬場のぼる氏の著作物利用に関する監修の作業、それから事務処理の費用というところで管理をしておりますこぐま社のほうに月7万円というような委託料を支払っております。使用の申請をして、監修していただくということでございます。

申請の実績といたしましては、令和5年が46件、令和6年度が50件といったものでございます。今年度は、それよりは少し件数は少なくなる見込みということになっております。こちらのほう配慮ということでございましたが、こちらについては件数等増加というような形ではありませんので、今のところ同額ということで来年度の予算は計上しております。

また、11ぴきのねこのまちづくり事業につきましては、そのほか町にとって重要なものでございますので、例えば先ほど補足で申し上げた人形劇だとか、様々なところで盛り上げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○竹原 義人委員

ハラスメント外部相談窓口業務は、できるだけ相談しやすいような環境ということ、そこが一番になるだろうと思っておりますので、幾らかでも仕事がしやすいような、

自分の力を発揮できるような環境をつくっていくということにおいては、ハラスメント相談がないのが一番ですので、町長にはしっかり運営をしていただきたいと思います。

それから、企画費のほうですが、行政はもちろん様々な面で努力をし、環境を整えていると思いますが、やはり行政と町民、町の商店というか、一体になれば、その企画が発揮できないだろうと思っております。ですから、話を聞けば、町民の方々、また商店街の方々からの意見を聞きますと、そういうことを使用したいのだけれども、なかなか分からない、敷居が高いということだと思えるのか、ちょっと私の思いもありますけれども、できるだけ様々な団体の方々に、より使えるような、そういう募集とか、ちょっと普通のとは違うと思えますけれども、そういうことをして、ここを充実させてほしいと思っております。よろしくお願いします。答弁はオーケーです。

#### ○栗谷川 柳子委員

45ページの7目企画費の町内会街路灯修繕事業費の43万2,000円なのですが、令和7年度の予算ではなかったと思うのですが、これは新設の予算であるのかということと、新設であればその背景をお尋ねします。これは、町内会のほうから相談が多かったのかとか、または地域担当職員の制度で、町長も一緒に回られた際に相談があったのを検討して新設に至ったのか。

2点目が、これ1本当たり幾らくらかかる修繕費になるのかということと、1年間で何本程度見込んでいるのかということと、これ同じタイミングで多分設置が進んだと思うのですが、ということは交換というか修繕のタイミングも同じタイミングになっていくと予測されるのかということをお願いします。

#### ○まちづくり課長（櫻井 学君）

45ページの町内会街路灯修繕事業費補助金についてでございますが、こちらにつきましては、今回新しく設けた補助金になります。こちらにつきましては、町内会のほうから町内会連合会の総会のほうでお話があったと……町内会の総会のほうに行った際に要望をいただいたというものでございます。内容としては、平成27年度に設置したものが190本ございます、街灯が。上同心町から元木平まで190本ありまして、こちらが町内会管理ということになっているということで、一部切れているものがあるということでの要望がございました。

こちらの修繕ですが、1基当たりですが、約12万円かかるということでございます。照明だけではなくて、ユニットごとの交換というようなものになっているということで、非常に高いものになっております。8年度につきましては、5本分を予算要求しております。現在4本ほどが不良が見られるということで、予備を含めて5本分ということでございます。今後こちらにつきましては、どの程度か分かりませんが、継続して改修していかなければならないものになっていくというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○栗谷川 柳子委員

実際町内会総会の際に町長と地域担当職員の方とお顔出しされて、その際に出たのを私は記憶しているのですが、その際やはり町内会で街灯を交換していくという費用がすごくかかるらしいということで、どの町内会の皆さんも非常に高額なために不安を抱えているという情報交換がされたのを記憶しております。ですので、新設の補助金ということで、地域担当職員制度で拾った内容を予算化した事例の一つになるので

はないかなというふうには思います。引き続き多分何年もかけて交換、修繕作業をしていかなければいけないと思いますので、補助とか補助率のほうも、現状に合ったような補助率というのも常に念頭に置いて検討していただきたいと思います。

以上です。

○藤原 文雄委員

45ページ、2款8目1節報酬について、21万4,000円の今年度予算ということなのですが、委員報酬としての委員の人数、委嘱の期間、今年度の事業内容についてお知らせください。

○総務課長（太田 明雄君）

45ページ、2款1項8目国際交流事業費にあります委員報酬ということで、国際交流推進委員の人数、それから委嘱の期間、あとは今年度の事業内容というご質問でございます。

まず、委員の人数は10名となっております。委嘱期間につきましては、ちょっと現在手元に資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

今年度の事業といたしましては、大阪万博に関しましての打合せといえますか、会議を1回開催してございます。

以上でございます。

○藤原 文雄委員

すみません、聞き方が悪かったのですが、事業内容、令和8年度に予定されている具体的な内容はどのようなものを考えているか。

○総務課長（太田 明雄君）

失礼いたしました。令和8年度につきましては、タムワースから市長等が訪問される予定となっております。今、日程等調整をしているというところで、現在のところは、この委員報酬以外の予算というものは計上してございませんけれども、それがはっきり固まりましたら、補正のほうを予算計上させていただきたいと思ってございます。そういったところが見えてきましたら、この委員会のほうでも、それに対応した会議のほうで、委員の方にご相談をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○松尾 道郎委員

皆さんいろいろ聞いてくれたので、私からは1つ。

42ページ、1項7目の企画費の報償費1億2,000万円という、こういう記念品の代ということの説明があったのですがけれども、今年収入のほうでは5億円を目指してふるさと納税をとということで説明受けましたけれども、この1億2,000万円、去年も同じ金額なのです。だから、目標を増やしていけば、当然この辺も上がらなければいけないのではないのかなという単純な疑問なので、ここをご説明いただければ。

○ふるさと納税強化室長（高屋敷 一弘君）

お答えをいたします。

記念品1億2,000万円でございますが、こちらのほうは今年度の予算で寄附単価の

ほうの一斉見直しをしております。その関係で、件数としては2万7,000件ということで、単価も上がっておりますので、記念品の予算としては1億2,000万円と、ほぼ同額というふうにしてございます。

以上です。

○委員長（番屋 博光君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

ないようですので、午後1時30分再開予定をもって休憩します。

（午前11時56分）

休 憩

（午後1時30分）

○委員長（番屋 博光君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（太田 明雄君）

午前中の藤原委員からの2款1項8目国際交流事業費に関する質問の中で、後ほど答弁することとしておりました国際交流推進員の委嘱期間につきまして答弁申し上げます。

委嘱期間であります。令和7年10月27日から令和9年10月26日までの2年間でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（番屋 博光君）

次に、歳出、3款民生費について説明を求めます。

住民福祉課長補佐。

○住民福祉課長補佐（佐々木 洋君）

3款民生費について補足説明を申し上げます。

民生費は、幼児から高齢者、障害者や各種福祉団体などの当事者に必要な支援を行うための経費を計上しております。事業の推進に当たっては、関係機関、関係団体と連携するとともに、法律や条例などのルールに基づき公正に事務処理を行ってまいります。また、令和8年4月には、全ての妊産婦、子育て世帯、子供への一体的な相談支援を行うため、こども家庭センターの運用を開始いたします。虐待への予防的な対応から、個々の家庭に応じた切れ目のない対応について、健康長寿課との連携を強化し、進めてまいります。令和8度におきましても、誰もが個人として尊重され、共に暮らせる共生社会の実現に向けた事業を実施してまいります。

55ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費は、職員の人件費と各種福祉団体に対する補助金や特別会計に対する繰出金が主なものでございます。

56ページをお願いいたします。17節備品購入費は、軽自動車1台を購入するもので

ございます。18節負担金、補助及び交付金は、下段にあります民生委員、児童委員41名分の民生委員活動費補助金や、町の社会福祉協議会事務局職員6人分の人件費に係る三戸町社会福祉協議会運営事業費補助金が主なものでございます。27節繰出金は、国民健康保険特別会計の職員人件費や国保税の軽減分の補填などに要する経費を繰り出すものでございます。

2目国民年金事務取扱費は、日本年金機構の委託を受け、国民年金に関する保険料の減免や厚生年金への移行などの受付業務を行う職員人件費が主なものでございます。

57ページをお願いいたします。12節、システム改修委託料は、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う国民年金システムの改修に要するものでございます。

3目障害者福祉費は、身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の医療費や自立支援に要する経費でございます。2月末現在の手帳保持者の数は、身体障害者手帳が437人、療育手帳が128人、精神障害者保健福祉手帳が99人の計664人となっております。1節報酬は、障害者自立支援協議会の委員8人に対する委員報酬でございます。12節委託料の障がい福祉計画策定支援業務委託料は、令和9年度から11年度を計画期間とする第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画作成に係るアンケート調査等の一部を外部委託するものでございます。

58ページをお願いいたします。19節扶助費は、障害者や障害児の医療費やサービス利用に要する費用が主なものでございます。8行目にあります生活介護給付費1億5,808万8,000円は、常に介護を必要とする障害者の生活介護等を行う障害福祉サービスでございます。中段より少し下にあります就労継続支援給付金9,024万5,000円は、一般企業等での就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識や能力向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービスでございます。

4目老人医療費は18節負担金、補助及び交付金の青森県後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金と、27節繰出金の後期高齢者医療特別会計に対する繰出金でございます。

59ページをお願いします。5目老人福祉対策費は、敬老会や老人福祉施設入所者措置費、介護保険特別会計への繰出金などの経費でございます。7節報償費の報奨金は、来年度に100歳を迎える10人の方のお祝い金を見込んだものでございます。同じく記念品と10節需用費の食糧費は、敬老会に関わるものでございます。敬老会は、数え年75歳以上の高齢者2,630人のうち400人の参加を見込んでおります。18節負担金、補助及び交付金のシニアおでかけ応援！タクシー利用助成金は、新規事業として高齢者の外出を支援するため、65歳以上の高齢者で、運転免許証を持っていない方に対し、タクシー券を助成するものです。1枚700円のタクシー券を申請月に応じて、年間最大12枚交付いたします。

60ページをお願いします。19節扶助費は、養護老人ホーム入所者3名分の措置費でございます。27節繰出金は、介護保険特別会計に対する町負担分でございます。

6目老人福祉センター費と61ページの7目総合福祉センター費は、各センターの維持管理に要する経費を計上しております。

62ページをお願いいたします。2項児童福祉費は、児童福祉法に基づき、子育て環境の充実や幼児期における教育・保育の質向上の取組に要する経費でございます。

1目児童福祉総務費は、委員報酬や職員人件費、子ども医療費が主なものでございます。1節報酬は、子ども・子育て会議委員15人分の委員報酬のほか、病後児保育事業の会計年度任用職員の報酬でございます。

63ページをお願いいたします。12節委託料の薬剤散布委託料は、病後児保育施設ジ

ャブのアメリカシロヒトリの駆除に係る費用でございます。18節負担金、補助及び交付金の三戸っ子はぐくみ応援金1,200万円は、第1子以降の全ての子供を対象に1歳から5歳までの5年間、年間10万円、総額50万円を支給するものであり、120人分を見込んだものでございます。19節扶助費のひとり親家庭医療費は、医療費の一部負担分のうち児童は全額を、父、母については一部を助成するものであります。子ども医療費は、乳児から高校生まで医療費の自己負担分全額を助成するものでございます。

64ページをお願いいたします。2目児童措置費は、子育て支援のための委託料と補助金、扶助費が主なものでございます。12節委託料は、NPO法人子育て支援ネットワークに委託して実施する地域子育て支援拠点事業委託料1,262万2,000円が主なものでございます。19節扶助費では、保育園や認定こども園への給付費と児童手当が主なものでございます。教育施設型給付費は、教育認定を受けた子供が幼稚園や認定こども園を利用した場合に、その経費に対して給付費を支給するものであり、延べ240人を見込んでおります。保育施設型給付費は、保育認定を受けた5歳児までの子供が保育所や認定こども園を利用した場合に、その経費に対して給付費を支給するものでございます。他市町村の保育施設の利用も含め、延べ1,476人を見込んでおります。教育・保育施設副食費は、国の副食費徴収免除の対象外となった保護者について、町が副食費を支援しているものでございます。児童手当は、零歳児から高校生年代18歳までの児童を養育している保護者に給付するものでございます。

3目斗川児童館費から67ページの4目中央児童館費は、町立児童館の管理運営に要する経費でございます。4月からの入館予定であります。斗川児童館は幼児4名、学童12名、中央児童館では学童119名が見込まれております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

#### ○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

千葉委員。

#### ○千葉 有子委員

59ページ、3款1項5目18節負担金、補助及び交付金の補助金、シニアおでかけ応援！タクシー利用助成金459万4,000円について伺います。

先ほどの説明で、高齢者支援の一つとして予算計上され、外出支援のための取組事業で、65歳以上の免許なしの方に700円のタクシー券を年間最高で12枚とお聞きしました。

伺います。申請場所と対象者の方への周知方法についてお知らせください。

#### ○健康長寿課長（中村 正君）

千葉委員のご質問にお答えをいたします。

シニアおでかけ応援！タクシー利用助成事業につきまして、申請場所と周知方法というご質問でございます。まず、この事業につきましては、令和8年度の新規事業といたしまして、高齢者支援、外出支援といたしまして、高齢者の外出の機会を確保し、通院や買物、社会参加を促進するとともに、地域で安心して暮らせる環境づくりと健康長寿の実現を目指しまして、シニアおでかけ応援！タクシー利用助成をするものでございます。

対象になる方は、三戸町に住所のある65歳以上の高齢者のうち、運転免許証を持っていない方に対して、タクシー券のほう交付するものでございます。

あと、申請の場所につきましては、65歳以上全員にまず案内をいたしまして、健康長寿課、また各支所のほうでの受付を予定してございます。また、申請方法につきましては、4月中旬に町内回覧と、あと65歳以上の方全員に申請書のほうの発送を予定してございます。

以上です。

#### ○千葉 有子委員

案内書、回覧板とか、それから65歳以上の全ての人に連絡するということで伺いました。場所が支所とか役場のようなのですが、この事業は車を持たない方や移動に不安を感じている方が対象となるため、役場とか支所に来て申請することが負担になる場合があるのではないのでしょうか。例えば郵送での申請とか、イベントを通じての地区会館や民生委員の活用など、何か利用しやすい申請方法の工夫について検討する考えがあるか伺います。

2点目です。今回のシニアおでかけ応援！事業の対象者は、65歳以上の免許のない方への外出支援ということですが、新たに65歳以上の運転免許返納の方はどちらかだけの交付になるのか、2点伺います。

#### ○健康長寿課長（中村 正君）

まず、1点目の申請場所が役場と、あと支所ということで、車の運転免許をお持ちでない方が移動で申請するのが大変なので、何か検討する余地はないかというご質問でございます。今回65歳以上の方全員に申請書等々ご案内を差し上げる際には、返信用封筒のほうを同封いたしまして、そちらでの申請がかなうようにしたいというふうに考えてございます。

また、2つ目の65歳以上の方への今回のシニアおでかけ応援！タクシー券と、免許を返納した場合の免許返納のタクシー券、どちらかになるかというご質問でございますが、こちらは該当すればどちらもご利用できます。まず、65歳以上の方で運転免許証を持っていない方に対して交付できますし、年度途中で免許を返納したいというふうになった場合には返納のタクシー券と、その方が65歳以上であれば、運転免許証を持っていない方になりますので、両方の交付を受けることができるというものです。ただし、運転免許証の自主返納者のタクシー券につきましては1回限りということで、これまで総務課のほうで運転免許証返納の支援タクシー券というのをやっておりましたが、令和8年度からは健康長寿課で事業のほうを所管することになっておりまして、同じようにタクシーチケット1枚につき700円を12枚、運転免許返納者のほうには交付を予定してございます。

以上です。

#### ○千葉 有子委員

案内を出すときに返信用の封筒も入れてくださるということで、利用される方は大変助かると思います。承知いたしました。

あと、免許返納の方が該当者であれば、どちらも申請できるということで承知いたしました。この事業は、高齢者の方々の外出行動が少しでも増えることが事業の目的だと思いますので、今も工夫なさっていることを聞いて安心いたしました。さらに周知方法とか申請を徹底いたしまして、この事業の目的が効果的になるように、お願いしたいと思います。

#### ○山田 将之委員

59ページ、5目18節、同じシニアおでかけ応援！タクシー利用助成金についての質問になります。

65歳以上、運転免許を持っていない方が対象という説明をいただいています、町として対象となる高齢者、どの程度見込んでいるのかというところと、459万4,000円が計上されている、対象者、高齢者を踏まえた場合、この予算で十分対応できるのかというところと、想定を超えた場合こういった対応を考えているのかというところをお伺いします。

#### ○健康長寿課長（中村 正君）

山田委員のご質問3点いただきました。

まず、運転免許証を持っていない高齢者はどのように見込んだかということでございます。まず、青森県の警察本部が出しております運転免許業務推進状況というのによりますと、県内の運転免許証を持っている方の保有率というのが出ておりまして、これを三戸町の人口に当てはめて、その方を除いた非保有者数というのを割り出したものでございます。それでいきますと、対象となる見込みの方、運転免許証を持っていない方というのは約2,000人を見込んでございます。その中には、例えば施設に入っているであろう方とか、免許証を持ったまま何らかの理由で入院とか、そういう方もいらっしゃるかとは思いますが、数字上で計算しますと約2,000人ということでございます。

2つ目の459万4,000円ということの金額の見込みはどのようにしたかということですが、まずは約2,000人のうち申請率を半分、50%、さらにその利用率というのを50%と見まして、見込みの人数が520人で700円の12枚、最大利用した場合の金額というので見込んでございます。それ以外の経費もありますので、459万4,000円にはなりませんけれども、そのような形の見込みをしております。

また、この予算を超えた場合どうするかということですが、利用状況のほうを見て、必要があれば補正等での相談のほうをさせていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

#### ○山田 将之委員

今質問したことは了解をいたしました。

今後さらに高齢化が進むというふうに考えるわけですがけれども、高齢者の移動の支援の需要は、ますます増えてくるのかなというところで、令和8年度からの新たな事業で、試行的な部分もあるのかなとは思いますがけれども、今後制度を継続していく場合、財政負担ももちろん増えていくということが想定されるのかなと思います。町として、継続していく場合、どのように考えているか、今後、将来的にこの制度をどのように発展させていきたいなという想定があるのかというところをお知らせください。

#### ○町長（沼澤 修二君）

私からお答え申し上げます。

高齢者の支援ということで、今高齢化率が44%台になってきた中で、お出かけをしていただくことが健康で長生きにもつながるということで、今回の事業を立ち上げることにいたしました。

今後は、今コミュニティバス、デマンドタクシー、様々な移動手段ございますけれども、やはり今デマンド、コミュニティとも不便な部分があるということで、それを補完できるいい制度だなというふうに思っておりまして、これをさらにいい制度にしていくということで、ずっと続けていくことはしていきたいなと考えてございます。

財政負担の話でございますけれども、やはりこれはしっかりと高齢者支援という形でふるさと納税等を活用して、三戸町の課題である高齢化に対して、十分な手当てをしていくという部分で続けていくという所存でございます。

先ほど千葉委員のご質問の中でも、申請時の負担ですとか、将来的な手続の負担という話がございましたが、申請については1回で、当初申請して登録していただければ、2年目、3年目以降は、あえてまた申請という形ではない方式を取りたいなと思っておりますとともに、例えばご家族が免許を今持っているから要らないという人も中にはあるとは思いますが、免許がある人がいるときだけ外出できるのではなくて、いないときも外出していただけるようにということで、そういった辺りも想定しながら、今制度の立てつけをしようと思っておりました。

この予算の査定のときに私も入りまして、十分に登録者数の見込み、利用見込み、そういった辺りも議論して、今回になりましたけれども、この想定を上回るほどお使いいただけるように周知に努めてまいりたいですし、ご活用を広く皆さんに紹介していきたいなと思っておりますので、補正をお願いすることになったときには、ぜひその辺りも議会の皆さんに十分にこの制度へのご理解をお願いしたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

#### ○竹原 義人委員

私も今同じところの59ページの5目18節、シニアおでかけタクシーのところですが、今説明を聞いていますと、65歳以上の免許のない方、免許を返納した方、家族がいても免許がない方というような認識を私しましたけれども、そうでなく、免許がないのは当然であります。移動手段がない、車がないという方、その方も対象にしなければ不公平ではないか。免許は持っていますが、返納しない方はたくさんいます。それは、その人の思いで、免許だけは持っていなければならないというような方もおりますので、私は免許はあっても車がなかったら移動手段がないのではないかと、そう思いますけれども、非常にいい政策である。もちろんデマンドタクシーも非常に喜ばれておる、もっともっと便利なデマンドタクシーの使い方をすれば、もっと喜ばれると思いますけれども、今のシニアおでかけ応援！タクシーもそのように改良できませんでしょうか。

#### ○町長（沼澤 修二君）

ただいまの竹原委員のご質問でございますけれども、免許はあっても運転をもうしていない、車もないという実態、事実があるということで、そういう方も対象にできないかというお尋ねだと思って受け止めました。基本的に、今回申請時に免許があるかどうかをお聞きして、ないというふうに宣誓していただいたという方を対象にしたいと思っておりました。今ご指摘をいただいて、思いとして、運転しないのだけれども、免許は人生の中で持っていたいという人もいるかもしれないというお話を聞きまして、今ちょっと迷っておりました。自分のところに車がなくても、免許があれば誰かに借りて運転したいということになってもいけないし、基本的には運転しないという方であれば返納していただきたいというのが、やっぱり安全上も必要だと思っておりますけれども、その辺りは実態が確認できるようであれば、対象にしてもいい

のではないかなというふうには考えていました。その辺りも、実際返納しないのだけれども、車もないし、運転もする気はないということであれば、それはもう宣誓していただくということも一つとしては考えられるなと思っておりましたので、実際の申請に当たっては、その辺も確認するという制度にできるかどうかを今検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

#### ○竹原 義人委員

検討していただけるということで、ありがたいと思います。

実は、高齢者の方で免許証を返納するかしないかというところで、免許をなくすれば認知症が進むというこだわった考え方の人もおります。やはりマイナンバーカードがあるので、身分証明書にはマイナンバーカードを使いますけれども、そうでなく免許証のほうで自己証明ですか、それに使っている方もおるようでございます。ですので、実際一旦運転をやめると、再度車を購入するという、そのような方はいないと思います。ですので、証明というか資格、運転しないのだという資格をしっかりと役場のほうで確認する、確定する、そういう取組をしていただければ非常に助かる、また利用しやすい制度になると思いますので。でも、町長ももう一回改めてみると答弁いただきましたので、答弁はいいです。ありがとうございます。

#### ○澤田 道憲委員

私からは、56ページ、3款民生費、1目社会福祉総務費の19節扶助費ですが、浮浪者援護費20万5,000円ですが、これは7年度も同じなのですけれども、まず聞きたいのは、1つとして、浮浪者の社会福祉法上の定義は何だろうか、そこを教えてください。ちょっと勉強不足なのですが、私、その定義を知りたい。

それと、20万5,000円というのは、7年度と同じですが、変わったところがあったら変わったところの説明を求めたい、それが1つと、全体的に言って20万5,000円になる予算見積りの内訳を教えてください。その3点お願いいたします。

#### ○住民福祉課長補佐（佐々木 洋君）

ただいまの澤田委員のご質問にお答えをいたします。

ここで言う浮浪者援護費の対象になる方というのは、日本国籍のない一時滞在の外国人ということになっております。援護費の費用の種類としましては2種類ありまして、救護費用というものと火災費用というものがありまして、今言った日本国籍のない一時滞在の外国人というのは、救護費用のほうはこの方だけ、外国人の方だけに対応するものでございます。火葬のほうは、ちょっとこちら調べて後でお答えいたしますが、費用の内訳でございます。救護費用に関しましては、青森駅までの交通費を5人分見込んで1万6,550円、火災費用に関しましては18万8,100円を1名分というふうに見込んで、20万5,000円というふうな積算になっております。

#### ○委員長（番屋 博光君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

#### ○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

次に、歳出、4款衛生費について説明を求めます。

健康長寿課長。

○健康長寿課長（中村 正君）

69ページ、4款衛生費について補足説明申し上げます。

4款衛生費は、三戸町健康増進計画、健康さんのへ21に基づき、町民の健康づくりに取り組むための予算を計上しております。令和8年度は、QOL検診の実施による町民の健康管理意識向上に引き続き取り組むとともに、新たにがん治療者に寄り添い、心理的、経済的負担の軽減を図るためのアピアランスケア用品購入費助成事業を実施いたします。

1目保健衛生総務費は、健康長寿課における職員人件費、事務的経費等でございます。

70ページをお願いいたします。18節負担金、補助及び交付金のエアコン設置支援事業費補助金210万円は、これまで高齢者の熱中症予防対策事業として町民税非課税世帯のうち、65歳以上の世帯を対象に実施しておりましたが、令和8年度は新たに町民税非課税世帯のうち、就学前の子供がいる世帯と重度障害者がいる世帯を加え、補助率4分の3、補助上限額を5万円から7万円に増額して実施いたします。

2目予防事業費は、予防接種等の事業に要する経費でございます。

71ページ、12節委託料の定期予防接種委託料1,063万5,000円は、予防接種法に基づく乳幼児を対象としたワクチンの定期接種に要する経費でございます。

3目母子保健事業費は、母子保健法に基づく妊産婦や乳幼児の健康保持、増進に係る経費でございます。

72ページをお願いいたします。12節委託料、妊婦健康診査委託料308万4,000円は、妊婦の健康診査を医療機関へ委託して実施するもので、24名分の経費を見込んでおります。18節負担金、補助及び交付金の妊婦健診・分娩施設アクセス支援事業費補助金130万円は、妊婦健診の交通費と分娩時の交通費、宿泊費等を補助するものですが、令和8年度はこれに産後健診や産後ケア、不妊治療に係る交通費にまで対象を拡大して実施いたします。引き続き安心安全に妊娠、出産ができ、妊婦の不安解消と経済的負担の軽減を図る体制づくりに努めてまいります。

73ページ、4目健康増進事業費は、がん検診等に要する経費で、主なものは12節の成人病検診委託料1,226万8,000円で、各種がん検診や人間ドック、歯周病検診等、延べ2,207人分を見込んでおります。同じく12節の運動指導委託料50万4,000円は、ひろみちお兄さんとみんなで体操 in 三戸2026の開催に係る経費でございます。子供から高齢者まで、家族連れにも、幅広い年代の方にご参加いただき、無理なく体操してみんなで一緒に健康づくりに取り組みたいと思います。また、2行下のQOL健診委託料は、令和7年度に引き続き実施いたします。楽しく短時間で全身の健康状態を知ることができますので、健康改善のきっかけづくりに役立てていただこうと考えております。13節使用料及び賃借料の健康測定機借上料26万1,000円は、新規事業として、手のひらをかざして簡単に推定野菜摂取量が測定できるベジチェックの機器リースに係る経費です。野菜は、健康維持や生活習慣病の予防に欠かせない食べ物ですが、健診結果から、当町は野菜摂取量が目標値よりも少ない傾向にありますので、健康教室やイベント等で気軽に測定していただき、食生活の改善や健康意識の向上につなげていきたいと思います。18節の負担金、補助及び交付金のアピアランスケア用品購入費助成金30万円は、新規事業になります。アピアランスとは、外見や見た目を指す言葉

で、抗がん剤治療による副作用や手術による傷など、見た目の変化に起因するがん患者の心理的苦痛や経済的負担を軽減するため、ケア用品購入費の一部を助成するものです。対象となる品目は、ウィッグ、医療用かつらや乳房補整具等で、補助上限額は3万円、10件分の経費を見込んでおります。

74ページをお願いいたします。5目環境衛生費は、町内の環境保全に要する経費でございます。12節委託料の薬剤散布委託料は、アメリカシロヒトリなどの害虫駆除に用する経費でございます。18節負担金、補助及び交付金では、葬祭場負担金1,721万7,000円、八戸圏域水道企業団負担金34万6,000円など、一部事務組合等に対する負担金のほか、浄化槽設置整備事業費補助金1,106万4,000円は、5人槽7基分、7人槽9基分、10人槽1基分と宅内配管工事7件分の補助金でございます。27節繰出金3,058万4,000円は、町内7地区の簡易水道施設による給水事業の維持管理等に要する簡易水道事業会計への繰出金でございます。

6目病院費は、三戸中央病院特別会計への繰出金であります。

75ページの2項清掃費、1目塵芥処理費は、ごみ収集等に要した経費とごみ処理施設負担金が主なものでございます。12節ごみ収集委託料5,967万5,000円は、一般家庭ごみや資源ごみなどの収集に要する経費でございます。18節負担金、補助及び交付金は、三戸地区環境整備事務組合に対するごみ処理施設負担金2億4,183万7,000円と、同組合を構成している田子町と南部町に対するごみ処理施設負担金150万円が主なものであります。資源物集団回収推進事業費補助金20万円は、資源ごみ回収ステーション整備に係る補助金であり、令和8年度は1団体を見込んでおります。生ごみ減量化チャレンジ事業費補助金30万円は、令和7年度からの事業であり、一般家庭ごみに多く含まれる生ごみの減量化を図るための生ごみ乾燥機やコンポストの購入費の一部を助成するものでございます。

2目し尿処理費のし尿処理施設負担金9,811万3,000円は、三戸地区環境整備事務組合に対する負担金でございます。

以上で4款衛生費の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

#### ○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

五十嵐委員。

#### ○五十嵐 淳委員

1点質問させていただきます。

73ページ、4目18節負担金、補助及び交付金の下段、新規事業のアピアランスケア用品購入費助成金30万円についてお伺いします。こちら先ほど概要はお聞きしたのですが、改めて1人当たりの助成率とか助成額が1点目と、2点目として対象範囲が全てのがんサバイバー、診断を受けてから全ステージの方及び治療後、いわゆる経過観察を含めた、治療後なども含めたがんサバイバーが対象になるのか、その辺りを確認させていただきたいので、お願いします。

#### ○健康長寿課長（中村 正君）

73ページの4款1項4目18節、アピアランスケア用品購入費助成事業でございます。1人当たりの助成額ということでございますけれども、ウィッグ、医療用のかつらや乳房補整具の購入費の2分の1を助成するもので、上限が3万円と、ウィッグを5人分、乳房補整具を5人分の計10件分を経費として見込んでいます。

対象者につきましては、三戸町の方で、こちらはがんと診断されて、がん治療、手術であるとか、薬物療法であるとか、放射線治療等、これを受けた方というので、治療計画書とか、そういうものを提出していただいて、あとは購入した領収書、そういうので判断をしようというふうに考えております。

以上です。

#### ○五十嵐 淳委員

現時点での範囲というのは確認できましたので、ありがとうございます。了解しました。

ちょっともう一点なのですが、先ほど範囲といいますか、想定しているものがウィッグと乳房補整、偽乳と言われているものですか、の2種類で5人ずつということだったのですけれども、これ例えばですけれども、がんの中でいうと、ウィッグとか一番イメージしやすいところではあるのですけれども、例えば義肢とか、そういったものも範囲としてはまるのかなというふうにちょっと思ったのですけれども、この辺りというのは、何か今現時点で対象者が明確になっているためのこの2種類なのか、もしくは現時点で、まずはというところで予算化されたのか、その辺りをちょっとお聞かせください。

#### ○健康長寿課長（中村 正君）

助成の範囲ということでございます。まず、この事業につきましては、県の補助金のほうの交付を受けようということで、基本となるのは県の要綱でございまして、その中にあっては、アピアランスケア用品という対象に頭部の補整具というので医療用ウィッグ、頭部保護用ネット、毛髪付帽子等、2つ目に胸部の補整具というので人工乳房、これは乳房再建術等により体内に埋め込まれたものを除くとありまして、この乳房再建術というのは保険の適用になるものでございまして、それは除くというもので、人工乳房と補整用下着、補整用パットなどが対象となっているものでございます。それに合わせて、町のほうでも対象の品目というのを考えてございます。また、義肢等になれば、身体障害者のほうの補装具とか、そういうものの補填がされるものというふうに考えます。

以上です。

#### ○町長（沼澤 修二君）

私からもお答えいたします。

この制度創設の背景でございますけれども、やはり町内にもこういった治療を受けて、必要な方がおられるということを確認しております。また、郡内のほかの町村では、もう既に制度があるといったあたりもございまして、私自身も実際そういう必要とされる方からお話を伺ったり、あとはホームページにも投書という形でご意見がありましたので、ぜひ創設させていただきたいということでの提案であります。

以上です。

#### ○山田 将之委員

73ページ、4款1項4目18節、同じアピアランスケア用品購入費助成金について、制度の創設の背景を聞こうと思っていたのですが、今町長のほうから説明がありました。町内の対象者数について、町ではどのように把握しているのかという点、そこをお願いします。

○健康長寿課長（中村 正君）

対象者の見込み方というご質問でございます。まず、医療用ウィッグにつきましては、がん患者、がん治療者のうち、化学療法等の実施をしている方の割合から、実施者数を見込んでおります。これは、県のほうで出ている数値でございますが、がん治療者の割合と、そのうち化学療法の実施をしている方と、それを三戸町の人口に当てはめると、がん治療をしている方は37人ぐらいになるのではないかと見込みまして、そのうちの化学療法の実施者というのは30人程度というふうに見込んでおります。

また、胸部の補整具のほうも同じように県の数値のほうを使いまして、女性の乳がん治療者、そのうち手術を実施した方の割合を三戸町の人口に当てはめると、乳がんの治療者は7人、そのうち手術した方は6人というふうな見込みを立ててございます。

以上です。

○山田 将之委員

見込みの計算の仕方という形で説明をいただいたのですが、実際の数ではない、割合から出されたおよその人数かなというような把握ということで、了解をしました。実際利用する方というのは、がんの方、患者ということで、がん患者の生活の質を向上させる、支援する重要な取組であるのかなと思っております。

今の人数と乖離がないようになっていけばいいのですが、実際に対象となる方が制度を知らずに利用できないことがないように、町としてどのように周知していく考えがあるのかというところをお知らせください。例えば医療機関との連携だとか、そういったところも考えてもらえればいいのかと思っております。お願いします。

○健康長寿課長（中村 正君）

新たに始める事業でございますので、通常の見聞であるとかSNSというのは、行ってまいりたいと思っております。また、今ご提案のありました医療機関との連携ということも、ちょっと検討のほうはしてみたいと思います。

まず、この事業をやるに当たりまして、問合せのほうが来ておりまして、三戸町はやっていないのかということで、そんな声もいただいております。その方には、町のほうで実施することになったら、まずお知らせしますということで連絡先も聞いておりまして、そのような必要とする方の声というのも聞いております。中には、なかなか外に出られなくて、ご家庭の中でずっと我慢しているという方もいらっしゃるかもしれません。そういう方に届くような方法というのをちょっと考えていきたいと思っております。

以上です。

○栗谷川 柳子委員

70ページ、1目保健衛生総務費、18節のエアコン設置支援事業費補助金です。これは、令和7年度150万円だったと思いますが、60万円増額の額になっているということで、この背景というか、対象者や条件の拡大などがあったのか等々、理由をお知らせください。

○健康長寿課長（中村 正君）

70ページのエアコン設置支援事業費補助金のご質問でございます。まず、昨年度よ

りも増額になっている、この理由というご質問でございます。まず、これまでの制度は、町内の方で自宅にエアコンがない、または故障して使えない状態、エアコンが一台もない世帯で、町民税非課税世帯の65歳以上の方を対象に補助金のほうの交付をしてございましたが、令和8年度からは、これに町民税非課税世帯のうち、就学前の子供がいる世帯と重度心身障害者医療費助成の対象者、これ先ほどは重度障害者ということでご説明をしましたが、重度心身障害者医療の対象となっている方も含めるということで、見込み方といたしましては、それぞれ10件ずつを見込んで、30件の7万円の210万円の予算計上というふうになっております。

以上です。

#### ○栗谷川 柳子委員

就学前の子供がいる世帯の非課税の世帯と、重度障害者医療の対象となる世帯の10件ずつ、7万円ということでした。これ令和7年度中は、65歳以上の非課税世帯ということだったのですが、この制度を利用できる様々な細かい条件というのがあったと思うのですが、それにちょっとしたご家庭の事情とかで利用できなかった、非課税世帯で65歳以上ではあるのだけれども、利用できなかったという方等の声とか、そういったものはヒアリング等できているのでしょうか。

#### ○健康長寿課長（中村 正君）

栗谷川委員からのご質問で、対象の要件にちょっとしたところで引っかからなくなったという件はなかったかということですが、特にございませんでした。皆さんそれぞれの状況のほう確認させていただいて、申請した方全員に決定をして設置しております。

以上です。

#### ○栗谷川 柳子委員

あと、65歳以上の高齢者の非課税世帯の方の中での利用率というか、設置率というか、普及率というものは把握されているのかということと、あとどの程度利用されていない方がいるかというのは分かりますかということと、あと熱中症から命と健康を守るための事業として展開されている事業ですけれども、令和8年度は就学前のお子さんがある世帯、重度障害者医療の対象というのを加えていただいたということです。今後こういった展開というのは継続していかれるということで考えていってよろしいのでしょうか。

#### ○健康長寿課長（中村 正君）

エアコンの設置の普及率というご質問がまず1点目ございました。まず、令和6年度から始めた事業でございますが、要件的には変わりませんが、町民税非課税の65歳以上の方だけの世帯ということで、初年度は37件の申請がありまして、183万3,000円を交付してございます。今年度、令和7年度は14件で70万円の交付をしてございます。

実際に町民税非課税世帯のうち、何件にエアコンがついている、ついていないという設置率、普及率というものは、把握はしてございません。ただし、ある程度の申請というか、周知のほうは届いているのかなというふうには感じておりまして、これがゼロになるということはないかもしれませんが、ある程度件数が減ってきたということは、もうちょっと様子を見なければなりませんが、ある程度該当する方には届いているのかなというふうには感じております。

今後の展開につきましては、まず今回も町民税の非課税世帯のうち、例えば年齢であるとか、あと子供の年齢、下の年齢であるとか、身体的状況というのは何らかの線を引く必要はあろうかと思っておりますが、なかなか自分で涼しいところに避難ができないとか、自分で身の安全を確保できないという方がいらっしゃるようであれば、その辺のお手伝いというのは、町のほうでも考えていかなければならないかなというふうには考えております。

以上です。

#### ○千葉 有子委員

先ほどの73ページ、4款1項4目18節、補助金、アピアランスケア用品購入費30万円のことで、先ほど複数の委員が質問して、私も背景をお聞きしたかったのですが、町長の分かりやすい答弁で、あとは周知のことについても聞かれていたのですが、実は私もこのことの相談の声を受けていました。先ほど町長も、健康長寿課長も、声が届いているということを伺いました。私が伺っている方と同じ方かもしれませんが、複数の声が上がっていることから、まずは早めに町の広報紙などでこの事業をお知らせするという事は考えているのでしょうか。

#### ○健康長寿課長（中村 正君）

周知をいつ頃考えているかというご質問、アピアランスケア用品の事業に関して早めの広報をということでございます。せつかくの制度でございます。困っている方に手を差し伸べられるように、可決されれば、なるべく早くに周知のほうと準備のほうを進めてまいりたいと思います。

以上です。

#### ○千葉 有子委員

声が複数あるみたいなので、よろしくお願いいたします。

#### ○和田 誠委員

大したことではないと思いますが、生ごみの減量化チャレンジのことについて質問いたします。

75ページの18節、生ごみ減量化チャレンジ事業の補助金ですけれども、コンポストのようなものに対しての助成だと思いますけれども、1家庭で幾つまでオーケーとか、何リッターとか、そういう決まりもあるわけですか。

それと、町内のお店で買ってもらえれば一番よろしいのかなと思いますけれども、これ買ったときに町のほうに提出するような手配になっているのですか、自分で申請するわけですか、お聞きしたいと思います。

#### ○住民福祉課長補佐（佐々木 洋君）

ただいまの和田委員のご質問にお答えします。

生ごみ減量化チャレンジ事業補助金でございます。1世帯に1つかということですが、1基だけの購入に限っております。コンポストと、あとは生ごみ乾燥機、乾燥させてごみを減量化させるということのための補助金でございます。

2つ目、町内業者を使っているかということでございますが、町内業者に限定しておりますので、コメリさんだとか、そういうところから買ってもらおうと、町内業者から買ってもらおうということにしております。

あとは、買って設置した後に買った方、購入された方が町のほうに、住民福祉課のほうに申請していただくということにしております。

以上でございます。

○町長（沼澤 修二君）

和田委員のご質問に私からも補足させていただきます。

この事業は、今住民福祉課長補佐が申し上げたとおりでございますけれども、もう少し補足しますと、町内取扱い店4店舗、おおだいら電気さん、文海堂さん、あとサンデーとコメリさんということで、ただコンポストはおおだいら電気さんにはないので、それ以外の3事業所ということになってございます。文海堂さんもちょうと問合せが必要だということになります。

上限が4万円の補助金で、3分の2補助の事業で、令和7年度、今年度からやっているものでございます。ただ、今コンポストということで対象にはしておりますけれども、鳥獣の関係を考えますと、コンポストは積極的には推奨していないところでございます。コンポストの周りにまた柵をつけなければいけないというのは本末転倒でございまして、機械のほうをお使いいただくということをお勧めしておりますので、ごみ減量のためにぜひ使っていただきたいと思いますと思っておりますので、皆様からこの制度の住民へのご周知をお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（番屋 博光君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

次に、歳出、5款労働費について説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

5款労働費について補足説明申し上げます。

77ページをお願いします。5款1項1目勤労青少年ホーム費の予算総額は70万1,000円であります。予算の内訳は、勤労青少年ホームの施設の運営、維持管理に要する経費として需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を計上しております。勤労青少年ホームの利用は、音楽室でのバンドや軽音楽サークルの利用が主なものであり、体育室や調理室、図書室等については障害者の小規模作業施設、憩いの森あすもこっの活動場所として、年間を通じて使用していただいております。

以上で5款労働費の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

次に、歳出、6款農林水産業費について説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（貝守 世光君）

6款農林水産業費の令和8年度当初予算につきまして補足説明を申し上げます。

79ページをお願いいたします。6款1項1目農業委員会費は、農業委員会の活動に要する経費と事務局職員の人件費が主なものであります。1節報酬の委員報酬518万3,000円は、農業委員14名と農地利用最適化推進委員12名の活動費であります。3年に1度実施する視察研修と県の農地情報サイトの登録に向けた活動に係る経費分が増額となっております。12節委託料のシステム改修委託料110万円は、システムの標準化に伴う農地台帳システムの改修に要する経費であり、新規に計上するものであります。

80ページをお願いいたします。2目農業総務費は、農林課職員の人件費、農林課所管の集会施設、農産物加工センターなどの維持管理費が主なものであります。

81ページをお願いいたします。10節需用費の修繕費208万3,000円は、農産物加工センターの内壁補修に要する経費が主なものであります。内壁に付着する黒カビを除去し、耐久性の高い壁板を設置するものであります。14節工事請負費の空調設備設置工事請負費257万6,000円は、SAN・SUN産直ひろばに設置している大型エアコンの更新に要する経費が主なものであります。17節備品購入費の施設備品購入費10万円は、農産物加工センターのみそ加工室に設置する電気圧力釜の購入費であります。

3目農業振興費は、水稻や畑作物の振興のほか、近年増加傾向にある鳥獣被害対策や、危険鳥獣が市街地に出没した場合の緊急銃猟制度に要する経費を計上しております。緊急銃猟制度は、町長の判断で市街地における銃猟による捕獲を可能とする特定の制度であり、現在制度の円滑な運用のため、役場各課や関係機関の役割をはじめ、通報を受けてから緊急銃猟を実施するまでの流れや条件などを明記した緊急銃猟対応マニュアルの策定を進めているところであります。

82ページをお願いいたします。7節報償費の謝金8万円は、緊急銃猟を委託するハンターに支払う謝金であります。11節役務費、損害賠償責任保険料16万1,000円は、緊急銃猟により物損等が生じた場合に補償する損害賠償責任保険の保険料であります。

83ページをお願いいたします。18節負担金、補助及び交付金の中段より少し下にあります鳥獣対策総合事業費補助金302万4,000円は、有害鳥獣による農作物被害を軽減するための事業に要する経費であります。鳥獣被害対策実施隊の役務賃金、狩猟免許取得経費の補助のほか、補助金を拡大しました捕獲わな、電気柵の導入経費の補助に加え、新たにクマ等の危険鳥獣を捕獲した場合の報奨金交付事業を実施するものであります。収入保険加入推進事業費補助金16万円は、農業経営の安定化を目的とした収入保険の新規加入を促進するための新たな事業であり、掛け捨て部分の保険料と事務費分を補助するものであります。スポットワーク活用促進事業費補助金140万円は、農業現場における補助労働力の確保に向けて、雇用主とスポットワーカーを結ぶマッチングサービスを活用した仕組みを確立するための新たな事業であり、雇用主が負担する手数料を補助するものであります。共同利用施設機能維持事業費補助金431万7,000円は、農業所得の維持と町内産農産物の出荷体制の維持を図るために実施する新たな事業であり、農業者団体が所有する共同利用施設の大規模修繕に係る経費を

補助するものであります。

84ページをお願いいたします。農地利用効率化等支援補助金209万8,000円は、地域の担い手が融資を受けて農業機械を導入する場合に補助するという新たな事業であります。なお、当該事業は国の補助事業であり、町の持ち出しがない補助金であります。中山間地域直接支払交付金1億2,292万7,000円は、農産物の生産条件が不利と言われる中山間地域において、農業生産活動を継続していくための活動を支援する交付金であり、新たな加算制度であるスマート加算とネットワーク加算分が増額となっております。

4目果樹生産振興対策費は、果樹の生産振興に要する経費であり、スピードスプレーヤーの購入補助と病虫害防除に対する補助が主なものであります。18節負担金、補助及び交付金のりんご特別防除対策事業費補助金205万3,000円は、リンゴの害虫被害を軽減するため、交信攪乱剤の購入経費を補助するものであります。

5目畜産費は、畜産振興に要する経費であります。10節需用費の肥料代352万9,000円は、町営牧野における牧草の生育を促進するために散布する複合肥料の購入費であります。

85ページをお願いいたします。18節負担金、補助及び交付金の田子高原広域事務組合負担金308万円は、組合が設置する放牧地の管理運営に係る負担金であり、国有林野辺地に係る経費の増額でございます。

6目土地改良総務費は、農道及び水路の維持管理に要する経費であり、13節使用料及び貸借料の重機借上料100万円が主なものであります。

7目県営土地改良事業費は、県が実施する土地改良事業に要する経費であり、梅内、駒木地区の集落道を整備する中山間地域総合整備事業と、夏坂ダム、花木ダムを整備する防災ダム整備事業の負担金が主なものであります。

86ページをお願いいたします。8目農村環境改善センター費と87ページにかけて計上しております9目基幹集落センター費は、両施設の維持管理に要する経費であります。

87ページの6款2項1目林業総務費は、林政事務及び町有林整備に要する経費であります。

88ページをお願いいたします。12節委託料の町有林整備事業委託料36万2,000円は、令和元年度に三八地方森林組合と締結した森づくり協定に基づいて実施する貝守・深山地区の町有林における下刈り作業の委託料であります。

2目林業振興費は、林業振興に必要な林道の維持補修や山林情報を管理するシステム保守に要する経費が主なものであります。12節委託料の森林経営管理事業委託料81万8,000円は、伐採、植林が完了した梅内字雷平地区の森林における下刈り作業を実施するものであります。

89ページをお願いいたします。18節負担金、補助及び交付金の森林整備事業費補助金446万7,000円は、民有林における造林や間伐など、森林整備事業に係る補助金であります。

6款3項1目水産業振興費は、内水面における水産振興に要する経費で、河川の資源保護を図るために行う、ち魚放流事業に対する補助金であります。

以上で6款農林水産業費の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

五十嵐委員。

## ○五十嵐 淳委員

2点確認させていただきたいです。

まず、1点目が83ページ、3目18節の真ん中よりちょっと下の鳥獣対策総合事業費補助金302万4,000円、こちら昨年というか、令和7年度分と対比すると、約66万2,000円減となっております。こちら事前に担当課には確認させていただいているのですが、実際に今年度鳥獣被害がすごく増えている中で、ここだけ見ると予算が少なくなっているのではないかなというふうに見られる可能性もありますので、これが今後どのように増えていく予定なのか。例えば国の交付金の交付決定を待って、こういったことをしていきますというようなところをちょっとお聞きしたいというのが1点目になります。

2点目が次のページの84ページになります。4目18節の一番下、りんご特別防除対策事業費補助金205万3,000円なのですが、こちらもお聞きしていましたが、今年度まで県の事業として、モモシンクイガの攪乱剤の補助事業の追加拡張分というふうにお聞きしていましたが、こちら具体的に、今回町が予算を追加することで想定される利用者数というか受益者数ですか、というのと、今年度比でどれぐらいの方が、利用者、受益者が増えられるのかということをお聞きしたいです。

## ○農林課長（貝守 世光君）

まず、83ページの鳥獣対策総合事業費補助金でございます。令和7年度の当初では368万円でしたが、令和8年度要求額302万円ということです。こちらにつきましては、先日の3月補正で承認いただきました県の有害鳥獣捕獲体制強化事業85万6,000円になりますが、これは本来令和8年度に実施する予定の事業でありました。県のほうから、令和7年度に前倒しをして鳥獣被害対策を実施するということでしたので、三戸町でも前倒しで補正予算を組ませていただいて、繰越明許で令和8年度早々から事業を実施していくということになりますので、実質的には令和7年度当初予算と同程度の事業規模で鳥獣被害対策を実施してまいります。

今後の関係なのですが、今現在広域の侵入防止柵、こちらについて集落のほうに入っております。これがある程度話が合意され、やっていくということになりましたら、また国の事業等に申請とかという手続をしていって、充実した鳥獣被害対策を実施していきたいと考えてございます。

次に、84ページのりんご特別防除対策事業費補助金、こちらですが、令和7年度から実施した事業でございます。令和7年度は3つの共同防除組合、こちらで70ヘクタールほどの面積について実施いたしました。そして、今回令和8年度、梅内ほか、またほかの3つの共同防除組合で取組を始めまして、60ヘクタール令和7年度よりも増加するというので、令和8年度実施することによりまして、町のリンゴの栽培面積の約5割程度を防除することになってございます。

以上でございます。

## ○五十嵐 淳委員

2点目の質問、了解しました。ありがとうございます。

1点目、再度質問させていただきたいのですが、先ほどのご説明で、補正の事業費の約80万円も本来であれば当初予算ということで、ほぼほぼ同等であると。プラス現在面的防除の計画があって、それがスムーズに進むと、今年度プラス予算となっていくであろうと、もちろん国の交付金の関係もあるかと思いますが、というお話だった

のですけれども、そうすると先ほど申し上げられていた今後の予定のところでいうと、面的防除につながるようなお話以外での、何か鳥獣対策に関わるような予算というのは、ほぼほぼ昨年と同等であるというような認識でよろしいでしょうか。そちらの確認をお願いします。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

鳥獣被害対策、特にクマ等による人身被害というのが増えておりまして、国、県でも対策パッケージを設定して、様々な事業をこれからは展開していくと思われます。そういった事業の情報をしっかりと収集して、必要な事業については手を挙げて、当初では乗せておりませんので、補正であるとか、様々な対応をしていきたいと考えております。

○五十嵐 淳委員

再度確認になるのですけれども、今のお話ですとクマ対策パッケージはまだ全てがクリアになっていないので、もちろん私もこれできるのではないかというお話ではないのですけれども、そうすると今のところ明言というか、あくまでもこういったことというのは、想定明言はできないと思うのですけれども、クマ対策パッケージで、いわゆるこれはもう三戸町の対策にフィットしそうだというものがあれば、今までお話ししたプラスアルファで、追加で鳥獣対策というのは実施する予定であるという考えでよろしいのか、その認識が合っているのかどうか、最後をお願いします。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

先ほど申し上げました3月補正でも、県のほうで8年度事業を前倒しするというふうなことが出ておりますので、これから先も国、県とかから様々な事業であるとか、補助対象の拡充であるとか、いろいろ出てくるかと思いますので、そういったものについては、必要に応じて予算化をして対応していきたいというふうに考えております。

○久慈 聡委員

鳥獣被害の件で五十嵐さんのほうから話が出たので、私は違うほうの質問をさせてもらいたいののですけれども、83ページ、ちょっと小さいところなのですけれども、18節の真ん中の辺り、経営所得安定対策推進事業費補助金とあるのですけれども、これは事務の部分という形で今年度はあったと思うのです。来年度は20万円ぐらい減になっているのです。人件費として考えているのであれば、何で下がるのかなというのが1点。

それから、その下のほうに行ってください、一番下2つ、新しい事業としてスポットワークのところ、それから共同利用施設の機能維持の2つの補助金に関して、もう少し詳しく教えていただきたいのと、この金額にした理由と、そこの部分をちょっと細かに教えていただきたいと思います。

○農林課長（貝守 世光君）

まず、83ページの経営所得安定対策推進事業費補助金になりますが、こちらは委員おっしゃるとおり、経営所得安定対策に係る事務費として、町の農業再生協議会に交付するものでございます。一応消耗品の事務費分、あと人件費に充当するというもの

でして、これは最終的な補助金の額というのがこれから増える見込みでございます。今のところは、101万円を事務費として再生協に交付いたす予定なのですが、歳入が増額となった場合、全て会計年度任用職員の給料等に充当する予定でございます。ですので、今の当初時点では補助金の金額を101万円で想定していましたが、これから増える見込みを持っているということです。

失礼しました、ちょっとお待ちください。

(何事か言う者あり)

#### ○農林課長（貝守 世光君）

大変申し訳ございません。今の101万円につきましては、消耗品等の事務費に充当するもの、そして再生協の会計年度任用職員につきましては、町で執行してございますので、この補助金が減額になったものというのは、人件費には直接関わっていないものということでございます。消耗品の減ということです。

あと、同じく83ページの新しい事業でございますスポットワーク活用促進事業費補助金でございますが、こちら今現在農業現場においては補助労働力が不足しているということで、それを受けまして、新しいマッチングサービスを活用した補助労働力確保ということを推進していくために立ち上げた事業でございます。

想定としましては、1人の雇用主が1日4人のスポットワーカーを雇用して、7日間、述べ28人、210時間を雇用するという想定で試算してございまして、そのマッチングサービスを利用しますと、手数料が約30%かかることになっておりましたので、その手数料分、補助上限7万円に設定しまして、140万円、20名分を想定してございます。これは、認定農業者160人の3割ということで、こちらを目標値として展開していきたいというふうに考えてございます。

次に、またこれも新しい事業であります、共同利用施設機能維持事業、こちらになります、今の農業者団体が所有する共同施設、こちらのほう大分年数がたっておりまして、様々な場所で補修しなければならないというのが出てございます。ただ、農業者の減少が続いておりまして、このままですと1人当たりの農業者の負担がかなり大きくなると。そして、この施設が維持できなくなるということになりますと、販売単価の下落とか、そういったことも予想できますので、今回は500万円以上の修繕費がかかる場合に、その2分の1を補助するというふうに考えてございます。

これから制度設計、細部にわたってしていくことになるのですが、ある程度上限の設定といったものも考えていく予定でございます。こちらは、今令和8年度に計画している、予定しているものは、泉山農業組合の冷蔵庫の建屋の補助を想定してございます。その後も梅内町内会のリンゴの加工施設であったりとか、共同選果施設等を予定してございます。

以上です。

#### ○久慈 聡委員

最初の件は、消耗品だから減っているよということで理解しました。

もう一方のほうなのですけども、ちょっと計算できなかったのだけれども、4人いましたよ、28日で210時間ですよということで、それが20名分だよということで、その費用のうちの30%が手数料になりますよで合っていますか。それで、その手数料の30%は1人当たり7万円だから、20人だから140万円ですよということの解釈なのですか。ちょっと私今計算したら合わなかったのだけれども、最後のほうの話だけで

言うと、手数料7万円だよ、それが20人分だからこの分だよということの解釈でいいのかどうか、もう一回確認したいです。

それから、もう一点のほうの、予定では8年度に冷蔵庫建屋だったり梅内の施設だったりとかも分かります。その中で、予算金額が大ざっぱな金額でなくて、431万7,000円と細かになっているということ自体で2分の1ということは、ある程度見積り概算や何かが出ているのではないかなというのであれば、予定されているものが2つなのだから2つだけの予算になっているのか、それとも違うものとして準備しているものがあるのかどうか、その辺をもう一度お伺いします。

#### ○農林課長（貝守 世光君）

スポットワーク活用促進事業費補助金ですが、ちょっと説明が変で大変申し訳ございません。スポットワーカーを28人雇用するという、210時間で設定してございます。

1人当たりの経費は時給1,100円と見込んで、様々な経費、手数料も含めて8,750円、この28人分の雇用をするために必要な経費が24万5,000円、こちらの24万5,000円の約30%が手数料ということで、7万3,500円になるのですが、上限を7万円に設定してございます。7万円に設定しておりますので、雇用主が農家の方20名に対して補助をするということになります。

あと、共同利用施設機能維持事業でございますが、令和8年度は泉山の冷蔵庫の建屋を予定してございます。令和9年度以降は、梅内のジュース加工であるとか、共同選果施設などを想定しているということでございます。補助金の額が431万7,000円ということで、こちらは見積書を徴収しまして、860万円ほどの改修費がかかるということで、この2分の1、431万7,000円を予算計上させていただいております。

以上でございます。

#### ○久慈 聡委員

分かりました。では、泉山のほうはまずやっていただける、来年度梅内のほうをやるという形の解釈で理解しました。

スポットワークのほうですけれども、農家の方20人分ということですから、20人分のサポートとして、例えば補填したとして、農家の方に、若干補正してもらえのだろうけれども、現状としてのメリットしかないような形という解釈でいいのか、若干のデメリットがある可能性があるのかどうか、または使いやすくなっているのかどうかとか、そういった部分での農家さんの目線の観点から見たときに、人的な資源を集めるのに関しては非常にいい試みだと思います。そういう形の中で、来たときの金額的な部分に関して、1農家当たりこれぐらいになるだろうという予測というのか、ちょっと質問の仕方がうまくできないのだけれども、どれぐらい得になるというのか、何かそういった部分と考えたときに、農家の方に対してのこんなにやれるのですよというアピールというのか、そういった部分というのがどれぐらいあって、それを戦略的に農家の方に出せるかということに関してというのか、そういった仕組みみたいなものがもしあれば、お知らせいただきたいのですが。

#### ○農林課長（貝守 世光君）

こちらのスポットワーク活用促進事業につきましては、マッチングサービスを運営している会社に30%の手数料を人件費のほかに払うということで、その部分だけを見ると、農家の負担がその分増えるということで、町が手数料の部分補助しますと。そして、手伝いに来てくれたスポットワーカーの人と雇用主が合意できれば、マッチン

グサービス会社を経由しなくても契約できるということがございますので、それは業者のほうも了解している、想定している話ですので、一旦3割の手数料を払って、たくさんの方の労働者に来てもらう。その中で、雇用主とワーカーが合えば、それ以降は手数料を払わなくても雇用契約ができるというのがメリットかと思います。

令和7年度、この事業を立ち上げるに先立って、3名の農家の方でモデル事業をした経緯がございまして、募集をするとすぐ応募者で埋まるということがありましたので、農家にとっては非常に有効的な事業であると思っております。

また、使いやすさ等々につきましては、実際に取組をしてもらって、こういったところを改善したほうがいいということが出てきましたら、不断の見直しを行って、使いやすい事業にしていきたいというふうに考えてございます。

#### ○町長（沼澤 修二君）

私からも補足させていただきます。

このマッチングサービスでございますけれども、3割の手数料が発生するというところで、本来であれば、例えば1,000円の時給で雇用する場合は1,300円ということになります。自分が人材の確保のための募集だとか、給料計算だとか、これまではそういうことを事業主ごとにしていたところ、このマッチングサービスは、人材はサイトから紹介してくれる、給与の支払いはサイトのほうですぐにしてくれる、後日全体の費用が事業者へ請求があってそれを払うということで、雇用する側としては人材確保とか、事務手数料の面で有益性が高いということで、メリットは非常にあるということになります。

ただ、3割分払って、それがいいかどうかは個々の事業者の判断になってまいります。当初の場合、やはり高いと感じるということで、今町は当初このサービスを、事業者とサービスを提供している側とを結びつけることによって、町の労働力の確保をしていきたいと、働き手を確保していきたいということで補助するものでございます。ですので、当面これ未来永劫ということは考えていないサービスでございます。30%支払ってでも働き手を確保して、所得を高めていきたいという考え方を持っていただくのが狙いでございますので、メリットしかないというふうに断言はいたしませんけれども、働き手、雇用主ともにメリットは高いということです。

さらに、先ほど農林課長が申し上げましたとおり、後日お互いがよければ、30%を払わなくても雇用契約締結してもいいよということにはなりますけれども、やはりそれですと将来的な継続性というところも問題になってきます。その方がいつ、どういう仕事のほうがよくて、いなくなってしまうかという部分もございますので、これまでも、いわゆる手間取りと言われる方々は、口づてで紹介してもらったりという形でつないできたと思いますけれども、やはり継続的に働き手を確保していくためには、こういうサービスをしっかり使っていただくということで、このサービス会社のほうからは、農家さんごとの作業マニュアルというのもつくっていただけるというサービスがあるので、協定を締結したというところでございます。協定締結しなければ、何も普通に一般の事業者さんたちもこのサービスを、タイミーならタイミーさんを、ほかにもいっぱいありますけれども、使って手数料を払っているということになりますので、今回協定締結したメリットは、そういったマニュアルの作成とか、そういった部分でも非常にメリットがあると町でも理解して、協定を締結して、今回この補助サービスを制定したいということで提案しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（番屋 博光君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

3時半再開予定をもって休憩いたします。

（午後 3時20分）

休 憩

（午後 3時30分）

○委員長（番屋 博光君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳出、7款商工費について説明を求めます。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

7款商工費について補足説明申し上げます。

91ページをお願いいたします。1項1目商工業振興費は、商工業の振興に要する経費でございます。13節使用料及び賃借料の使用料40万2,000円は、東京都上野公園で開催され、今年度当町の川蟹すいとんと串もちのブースが大好評であった青森人の祭典への出展料などであります。18節負担金、補助及び交付金の三戸町商工振興事業費補助金450万円は、三戸町商工会が行う商工業振興事業に係る経費に対し補助するものです。

92ページをお願いいたします。同じく18節、補助金のさんのへ夏まつり事業費補助金220万円は、さんのへ夏まつりの風物詩、竹ちょうちんの設置に要する経費に対し補助するものです。同じく18節、補助金の商工業パワーアップ事業費補助金200万円は、県外での地場製品のPR販売による販路拡大事業、誘客に向けた店舗改修事業、店頭幕設置に係る11ぴきのねこ活用事業、ふるさと納税返礼品やお土産開発に向けた特産品開発事業の4つのメニューにより、商工業の活性化に向け支援するものです。次のさんのへ感謝祭事業費補助金170万円は、昨年11月29日、30日に6年ぶりに開催し、町内外の多くの皆様にご来場いただいた感謝祭の開催に係る補助金です。来年度は、実行委員会の皆様とお話ししながら、新たな趣向も取り入れ、来場者の皆様に喜び、楽しんでいただけるイベントへ成長させていきたいと考えております。次のスモールビジネス支援事業費補助金150万円は、小規模事業者の創業支援による商工業の活性化を図るため、空き店舗や空き家に新規に出店する者が行う店舗の改修、設備購入、店舗の借用に要する経費について補助金を交付するものです。

続いて、2目観光費は、町の観光振興に要する経費でございます。城山公園、金洗沢公園、関根ふれあい公園等の整備や管理運営に要する経費が主なものでございます。

93ページをお願いいたします。12節委託料の業務委託料1,387万1,000円は、城山公園、金洗沢公園などの公園整備を常時3名体制で実施しているものです。同じく12節委託料の桜木等維持管理委託料584万円は、城山公園の桜木等の管理に要する経費です。冬囲いや殺菌剤散布、桜木の樹勢回復のための施肥、冬期間の野鳥被害対策を行

うもので、近年の発生状況から、アメリカシロヒトリ対策のための薬剤散布を1回から2回に増やしております。同じく委託料のおもてなし講座開催業務委託料37万5,000円は、町を訪れる観光客に対し、心地よいおもてなしを提供するため、おもてなしの心構えや実践技術までを学ぶ町民・事業者用と町職員用の2回のおもてなしセミナーと、観光の先進地からの講師を招いた講演会を開催するものです。次のお花見ツアー開催業務委託料50万円は、本年2月27日に締結された青森県と大手旅行会社、阪急交通社との包括連携協定記念事業として、三戸町、青い森鉄道、阪急交通社の共同企画により、阪急交通社で行っているみちのく三大桜などのお花見ツアーに三戸城跡城山公園の散策や、町内飲食店での昼食、11ぴきのねこラッピングトレインでの貸切り列車の運行を取り入れ、実施するものです。現在4月15日から4月22日にかけて5回実施予定となっており、町内飲食店での昼食は、今年度県からの支援により開発した昼食メニューを提供することとしております。

94ページをお願いいたします。18節負担金、補助及び交付金の観光推進事業費補助金317万円と、さんのへ春まつり事業費補助金250万円は関連しますので、併せてご説明いたします。これまで観光推進事業費補助金は、観光協会の組織体制の強化、観光振興を目的とする各種事業、春まつりの事業の3つの経費を補助対象としてきましたが、今回イベント事業である春まつり事業を他補助金と同様に単独の補助金としたものでございます。同じく18節、補助金のさんのへ秋まつり事業費補助金397万円は、さんのへ秋まつり実行委員会に対し補助金を交付するものでございます。前年度からの増額分23万4,000円は、子供参加助成金について、前年度当初1人2,000円としていたものを1人3,000円に増額したことで、宣伝費、運営費の物価高騰分によるものです。次の城山公園イベント事業費補助金130万円は、今年度10月25日に城山ジャンボリー2025として恐竜レース、三戸田子牛のバーベキュー、各種ステージイベントを行ったイベント開催に要する経費になります。城山公園でのにぎわい創出につながるイベントとして定着するよう引き続き取り組んでまいります。

3目道の駅管理費は、道の駅さんのへの管理運営に要する経費でございします。12節委託料の道の駅さんのへ指定管理料698万3,000円は、指定管理者である道の駅さんのへ共同事業体に対する管理委託料でございします。指定管理期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であり、来年度3年目となるものでございします。

以上で7款商工費の補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

#### ○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

佐々木委員。

#### ○佐々木 和志委員

1点伺います。

93ページ、7款1項2目18節にある三戸町・南部町観光推進事業負担金、額は5万円なのですが、去年なかったのですけれども、これに関しての補足説明がなかったので、これは特定の事業に対して負担金を払うのか、だとすればどういう事業なのか、その経緯、中身の説明と併せて経緯等をお知らせください。

#### ○まちづくり課長（櫻井 学君）

93ページの三戸町・南部町観光推進事業負担金でございしますが、こちらにつきましては、三戸駅のほうの外壁にあります2町の観光案内板のほうですが、そちらのほう

がちょっと老朽化していると、情報も古いものもあるということで、今年度南部町と協議しまして、一緒に新しいものにするとということで、南部町のほうに負担金を払って作成するというものでございます。

以上でございます。

#### ○佐々木 和志委員

了解です。何年か前に南部町と一緒に看板を設置するという事業は記憶しております。同じ看板の更新ということで、たしかそのときに、そういう2町が連携して一つの事業に取り組むのであれば、その延長上として南部、三戸、連続した観光資源を持っているということから、そういった観光ルートの開発でも連携した事業をするきっかけとしてはいかがかということを経営で申し上げたことがありました。恐らく今何もそういうのはないのだと思うのですけれども、今後せっかくやるのであれば、この先何らかの形の事業を展開していったらどうかというふうに考えますけれども、それに関して答えられるのであれば。

#### ○まちづくり課長（櫻井 学君）

今回この看板をきっかけにして、2町の職員等が相談する機会にもなると思いますので、そういった中で、もし観光ルートの開発というような、そういうものについての連携につながるものがあれば、ぜひ実施できるようにしていきたいというふうには考えます。そういうものがあればということでございます。

以上でございます。

#### ○町長（沼澤 修二君）

私からもお答えいたします。

佐々木委員が言われた何年か前のということのお話ですけれども、当時私がまちづくり推進課におりましたときの話でございます。その当時、南部町の現在の観光交流課ですか、やはりその課長とも集まって、担当者とも集まって、いろいろ話をしたり現地を見に行ったり、名久井岳とか、あのルートを何か活用できないかとか、そういったことで話合いをしたことがございました。当時の課長は、今度南部町の副町長になられる久保田さんということで、課長でおりましたので、そのときも一緒にやって、なかなか実現は難しいということで、当時は何も現実的なものがなかったのですけれども、また今後、今回の看板の打合せを機に、副町長も観光に関しては精通しておりますので、お互いそういう情報交換もしながら、何かいいものができるようであれば、また提案したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### ○五十嵐 淳委員

1点になります。

94ページ、2目18節負担金、補助及び交付金の2項目になるのですけれども、まずは3行目の観光推進事業費補助金317万円、一番下段のさんのへ春まつり事業費補助金250万円、先ほど補足説明で課長のほうから、昨年度まで一緒になっていたものを分けたというお話ありました。改めて、これ詳しく分けた理由、分けることによって、何か見える化させる意図があるのかどうかということが聞きたいというのが1つ。

2つ目としては、私のほうで令和7年度の予算、令和6年度の決算、あとは一般質問で観光協会のことについてちょっといろいろと質問していました。そのときに、執

行部側から出されていた課題意識を持たれているというところに対しての、今回同じ補助事業費、特に観光推進事業費補助金というのは、今までの議事を確認すると、いわゆる従業員1名当たりの人件費補助ということで、そういったところに対して、課題解決につながるのかどうかというところを聞きたいというのが2つ目。

3つ目が、さんのへ春まつり事業費補助金が、これ昨年度の分と分けたところと比べると22万円増えていますので、その内訳のほうを教えてください。

#### ○まちづくり課長（櫻井 学君）

94ページの観光推進事業費補助金と春まつり事業費補助金についてでございますが、まずこちらを分けた理由というのは、補足で申し上げたイベント事業、夏まつり、秋まつり等は、それぞれ単独の補助としているというところで、まずは同じようにするというのを考えたものでございます。

それからもう一つは、これまで様々な場面で言われております観光振興の部分というところの実績をより明確化するというところで、あえて春まつりのところは外した補助にするということで、今回提案させていただいております。

2点目ですが、これまで様々な課題等をご指摘いただきながらお話ししてきているところでございますが、そちらについての課題対応というところでございますが、今回補助額については、観光推進事業につきましては同額ということになっております。ですが、観光協会のほうから出てきております計画予算に関して申し上げますと、観光振興の充実という部分に対しましては、自己負担のほうを大幅に増額した計画が届いております。

内容としましては、これまでの情報発信といった部分に加えまして、具体的にご当地キャラの開発とか、あとはそのキャラクターを活用してのイベント実施といったものを計画しているということでございます。そういった形での課題について取り組もうとしているということでございます。

もう一つは、休日対応というお話があったのですが、そちらにつきましては、昨年度春まつり期間、電話受付が平日のみというふうになっていたとということがございましたが、今年度については、件数については観光協会の事務所のほうに不在でも、観光協会の業務用の携帯電話のほうに転送がかかる体制を取ると。観光協会の職員が対応できない場合については、道の駅のほうで休日の対応をすると。観光協会に電話すれば、携帯のほうに転送されるといったような形を取るということでございます。

それから、次の春まつり事業費補助金の増額についてですが、こちらにつきましては、これまで平成29年度に初開催しまして、その後ずっとやってきているSOUND S SHOWER、毎年5月4日にやっている部分、それについてはもう定着をしているということで、春まつり事業の中に組み込むという形で増額したということでございます。

以上でございます。

#### ○五十嵐 淳委員

まずは、分けた理由については、補足にプラスで今のご説明で承知しました。

2点目の部分に関しまして、情報発信以外でご当地キャラ開発とかという話だったので、そこは本当はかなり変数の部分なので、それができたというところでどうなるかというのは分からないのですが、新しいチャレンジに関してはすごくいいことだなと思いますので、期待いたしたいと思います。

その中で、課長のほうで触れられていた情報発信プラスというところかというと、情報発信自体をかなり頻度とかを高めたほうがいいのではないかなというように、町側から、町長からも以前答弁あったと思うのですけれども、この辺りがちょっと抜けていたので、具体的に何かお互い合意している部分とかあれば教えていただきたいなというのと、あと休日対応の部分で電話対応しますよというお話だったのですけれども、昨年度といいますか、去年の春になるのですか、春まつりのときに土日は休みですみたいな書いていましたけれども、その辺もないという、期日はないというような認識で合っているのかどうかというのは、もし事前に分ければ教えていただきたいですというのが2つ目になります。

3つ目の春まつりの補助金22万円の追加分というのは、SOUNDS SHOWERであるということは理解しましたが、これはさんのへ春まつり事業費補助金というのは、観光協会への直接補助だと思うのですけれども、SOUNDS SHOWER自体は運営団体というのは全く別物で、これを直接補助にしないで観光協会補助にした理由が何かあれば教えていただきたいです。

2点目で2つ、3点目で1つの質問になります。

#### ○まちづくり課長（櫻井 学君）

2点目のところでございますけれども、まず情報発信の部分についてですが、具体的なところというのは、これまで以上のところというのは今聞いていないところではございますけれども、新たな、これは道の駅のほうの管理の部分での職員というのが今配置されたというところで、その方も他の自治体のほうで観光の経験があるという方ですので、その方も今一部情報発信している部分がありますので、その方の部分でも発信力というのはこれまでよりは強まっていくのかなと。その方にもお手伝いしてもらいながら、発信してもらうようにしていただきたいなというふうに考えております。

あと、休日対応につきましては、昨年ポスターのほうに平日の日中だけですというような表示がございましたが、それは休日も全て対応するということでしたので、ポスターのほうも全ての期間対応するというような記載にするとということになっております。

それから、3点目のところ、春まつり事業の増加分がSOUNDS SHOWERであるということで、それは独立した団体ではないかというところでございますが、こちらにつきましては、別事業のにぎわいづくりの事業というものの補助で行ってまいりました。にぎわいづくり事業については、一定程度のところが来たら、もう補助ではなくて自立していただいたり、別な形で運営していただくというものを目的にしている補助金でございますので、春まつりの中での定着度という、集客も非常にあるイベントでございますので、これを春まつり事業の中の一つというような捉え方にしたほうが、春まつり全体として盛り上げていくという意味ではいいのではないかなというふうなことで、今回このような補助にしたものでございます。

以上でございます。

#### ○町長（沼澤 修二君）

私からも情報発信の頻度についてお答えを申し上げます。

情報発信の頻度につきましては、以前の議会でも話題になったことでございます。私もその後も見ておりますけれども、頻度及び内容につきましては、非常に残念なときがあるというふうに理解をしております。というのは、なかなか三戸町の観光につ

ながるかどうかというのは、甚だ疑問だという内容のときもございますし、もう一人雇用した人が、先ほど課長が答弁申し上げましたとおり、そっちもやるからということではなくて、本体がしっかりちゃんとやるということでなければ、この町の観光をもっと強力に発信していくことはできない、そのように受け止めておりますので、その辺につきましては私のほうも担当課を通じて、もっとしっかりしていただくように申入れをいたします。

以上でございます。

#### ○五十嵐 淳委員

町長のほうから、2点目の情報発信の部分について、ちょっと私のほうでも更問いといえますか、改めてちょっと聞きたい内容をもう先におっしゃっていただいたので、この部分は承知しました。なかなかやっぱり補助金というところで、直接制約条件をかけるというのは、非常に難しいというのは私自身も理解しているのですが、やっぱりある程度内容の部分とか回数の部分とか、補助金を出す以上は、リクエストまでいかないにせよ、要望といえますか、ある程度認識してもらえるような、共有できるようなところは取っていただきたいなと思うのですが、その辺りを、今の段階ではまだしっかりお互いで話し合いをそこまで詰めていないのかなと思ったのですが、予算執行するに当たって、改めてその辺をちょっとお話しただけのかなというのをちょっと1点聞きたいというのが1点目です。

もう一点が、SOUNDS SHOWERの件なのですが、こちらはちょっと私の聞いた意図としては、観光協会のコンテンツではないのだけれども、観光協会経営の委託でいいのかなというようなちょっと疑問だったのですが、今のお話でいうと、春まつり事業自体がもう観光協会とイコールというよりも、春まつり事業を推進するために、その中にはSOUNDS SHOWERがなくてはならないメニューであって、そこの運営というのが、いわゆる観光協会になるので、補助主体になるのだよというような認識で合っているのかどうか、この2点最後に確認させていただきます。

#### ○まちづくり課長（櫻井 学君）

まず、情報発信の部分につきましては、町長からもありましたとおり、やはりなかなか不足している部分というのはあると感じておりますので、これは町としても要望して、内容のことも少し細かいところまでちょっとお話ししながら、発信の仕方など、お話ししていきたいというふうに考えております。

2点目につきましては、今五十嵐委員がおっしゃったとおりの認識でございます。

以上でございます。

#### ○竹原 義人委員

93ページの2目観光費の12節委託料についてお伺いをします。

これは、副町長にお伺いをしたいと思っておりますけれども、お花見ツアー開催業務委託料、今説明は受けましたけれども、期間がこれでいいのか、それから金額が十分な金額なのか。お花見ツアーですので、城山公園の桜が咲く時期を考えても、この期間なのか、ベストな時期であるのか。十分副町長は体験済みだと思いますが、果たして50万円で大丈夫なのか、お伺いします。

#### ○副町長（本宿 貴一君）

ただいまの質問にお答えします。

まずは、お花見ツアーの期間の部分、現在4月の中旬を中心にしたツアーを企画しているというところになります。ここにつきましては、近年の桜の開花状況などを見ながらの設定になりますが、もともともう少し幅広の設定もありましたけれども、集客状況によってはどうしても再考できない日もありますので、そこを今ぎゅっと集約しながら、再考できる日にまとめているという状況になります。

金額のほうの部分ですけれども、この金額で何かツアーの費用にしてくれという、全てのツアーを賄えという話ではないので、こちらとしてはそのツアー会社のほうがこのツアーを、よし、やってやろうと、実際に三戸に送っていかうというふうな部分の支援をするような、そういうイメージの意味合いもありますので、その金額としては十分だというふうに認識しています。

いずれにしても、今回の企画については、今春の数本のツアーではありますけれども、これまで実はその会社自体も三戸にツアーのコースを組んでいるかというところ、多分なかったのだと思います。この春のすばらしい時期に、まずは三戸に来てもらおうと、この実績がつくれれば、恐らくその会社の中では、今は東京ですけれども、様々な出発地点の事業所があります。その担当者がこのツアーを見ることで、ここにもツアー組めるのだということを認識してもらえ効果もありまして、そうなってくると、その会社内での三戸の評価を高めることで、今後いろんなツアー、関西であろうとか、中京圏であろうとか、様々なところからのツアーという可能性も出てきますので、そこにも期待しているところであります。

まずは、ここは本当にスタートとしての今の事業ですけれども、今後の広がりについては、当然春だけではなくて、秋の時期であるとか、冬の時期であるとか、様々な時期を捉えて、その会社の各担当者が三戸を認識してもらって、新たなツアーを組んでいただくということにも期待していきたいと思いますし、また現在相手方は1つのツアー会社ですけれども、これが例えばほかの会社にもこの実績が出てくれば、我々としては町としてセールスをして、ほかの会社にも、ぜひ三戸にお越しくささいといふことも言えるようになってきますので、ぜひそういった形で、こういったものを広げていきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○竹原 義人委員

全くそのとおりだと思いますけれども、私もお花見ツアーということに限定をしないで、やはり魅力は南部藩の居城があった三戸城山ということにメインを置いてもいいのではないかと考えております。初めての事業ですので、成功することをお祈りいたします。

終わります。

#### ○松尾 道郎委員

先ほど五十嵐委員からの質問の答弁で大体分かったのですが、94ページの春まつりの事業費に関してですけれども、秋まつりの事業費は秋まつり実行委員会が主催、春まつりを別個にしたということは、春まつり実行委員会というのを組織して、その中に観光協会が入るのか、今までみたいに観光協会が主催なのか、その確認をお願いしたいのですが、

#### ○まちづくり課長（櫻井 学君）

94ページの春まつり事業費補助金につきましてですが、こちらにつきましては、これまでどおり実行委員会ではなくて、観光協会の事業として考えております。

以上です。

#### ○松尾 道郎委員

分かりました。

ただ、1つ要望しておきたいのは、観光協会の主催のイベントで、今までいろんな問題と言っては失礼なのですが、出てきたわけですから、それをクリアするためには、行政がちょっとプッシュして、いろんな意見を言ってもらわないと、今までと同じというわけにはいかないのしょうけれども、今までと同じだと分けた意味がないので、その辺もちょっと頑張っていただきたいということをお願いして、それだけです。

#### ○栗谷川 柳子委員

93ページ、2目観光費、12節委託料のお花見ツアー開催業務委託料です。

これ阪急交通社さんの企画ということですが、ちょっと初めてのことで、規模感とか客層とか、あと経済効果の見込みというか、三戸町としての期待値のようなものを少し詳しく、提案を受けている企画だと思いますので、その辺のところをお知らせください。

#### ○まちづくり課長（櫻井 学君）

こちらお花見ツアーに関してですが、まず規模感ということですが、5回予定しております、現在のところ、これは3月11日現在ですが、129名の申込みということで、まだこれからも申込みは続いている状態ということでございます。

あと、経済効果ということでございますが、もちろん城山のほうに行つてということもございしますが、大きなのがまず飲食店のところ、昼食を取るということが大きな経済効果であるというふうに捉えております。また、その後の青い森鉄道11ぴきのねこのラッピングバスのところにつきましても、今回2両貸切りにします。1両についてはお客さん用、1両はイベント列車という形を取って、そこで三戸町の物産だとかを販売したりとか、あと一部町長も乗車して三戸町をPRするといったような形でやりたいと思っていましたので、そこでの経済効果というものもあるというふうに捉えております。

副町長申し上げましたとおり、今回はまず1回目ということではございますけれども、こちらの例えば昼食のところ、今後のツアー等にも組んでいただけるようなものを開発しましょうということでやってまいりましたので、今後につながっていけるようにやっていきたいというふうに考えております。

あと、客層ということでございますが、こちらはどちらかといいますと、阪急交通社さんの場合は、年齢層が高めの女性の方が中心ということでございます。

#### ○栗谷川 柳子委員

初めてのことで、今の時点で129名ということは、もう少し期待ができるのかなと思いますが、初めてのことであれなのですが、やはりその効果というのを測定できるような何か工夫をして、今後の展開に関わってくることだと思いますので、ぜひ何とか、何かしらの効果を測定できるような仕組みをちょっと考えていただきたいということと、飲食の部分について情報があまりないのですが、例えば自由に飲食し

てくださいということであれば、日曜日お休みの店というのも多いですので、その辺の配慮をしていただきたいのと、あとどこかのお店だけがにぎわうということではなくて、やはり公平に効果があるような仕組みを考えていただきたいということで、非常に綿密に細部のところは配慮なり計画なりをして進めていただきたいと思います。

あと、飲食店のポータルサイトのところも、いらっしゃるまでには最新の情報に更新して用意していただきたいと思います。

#### ○まちづくり課長（櫻井 学君）

お花見ツアーに関してでございます。効果測定等をしっかりとということでございます。今回は、経済効果のところがまず一つありますけれども、そちらにつきましては飲食と、また物販販売というところを把握していきたいというふうに考えております。あと、アンケートを今回実施するというようにしております。三戸町に来て、どのような評価であったのかというのを今回、モニターではないですけれども、そういったのをまずは取りたいというふうに考えております。

飲食につきましては、町内の1店舗での昼食メニューの開発ということで今回は取り組みましたので、今回はそのような形になりますが、今後につきましては、例えば同じものを他店舗でできるだとか、あとはそれぞれそういったものを幅広く、今後については考えていきたいというふうに考えております。

また、ポータルサイトにつきましては、これまで運用してまいりましたけれども、予算を見ていただいたとおりですが、コロナ禍でのというのがありましたので、来年度は廃止というふうに考えております。

以上でございます。

#### ○副町長（本宿 貴一君）

私のほうからも何点か補足させていただきたいと思います。

まず、効果の把握についてですけれども、アンケートを取るということで今進めています。その中では、直接的な経済効果までは、アンケートの中身には出てこないかもしれませんが、三戸町の魅力をどう感じたかだとか、そういったところも含めてのところは把握できるかと思うので、まずは今回のツアーを通じての認知度が高まるだとか、三戸の印象がどうかというところは把握していきたいというふうに思います。

あと、お花見ツアーについては、三戸町だけではなくて、幅広く、言ってみれば北東北を回るツアーがあったり、非常に広域のツアーになっていますので、その中に三戸が入ったということは、非常に大きな効果だと思っていますので、ここをきっかけに定番の観光地として認めてもらえるような働きかけはしていきたいと思っています。

あと、食事の場所ですけれども、今回は団体ツアーという立てつけになりますので、その旅行会社と契約できる、契約が必要になってきますので、その契約を進められるところで、まずは今回1か所で進めたということになりますけれども、町の中の飲食店で、さらに受入れができそうなところがあれば、そこはまた広げていくこともできますし、また今回団体ツアーということもありますので、店のキャパもありますので、そういったところ、またはある程度旅行会社と検討、計画したような昼食を出せるクオリティーが、力があるかということも含めて、それを考慮しての今回のツアーの設定にはなりますけれども、いずれまた1店舗に限らず、ほかの店も受入れできる環境が整えば、そこは我々としても、そういった旅行会社への情報提供をしなが

ら、使っていただけるように広げていければ、経済効果はさらに高まるものだというふうに思っております。

また、今回は団体ツアーという形になりますけれども、こういったところを起点に、今度は個人の方々にもたくさん訪れてもらえるような観光地として育ってくれば、今度はまたさらに買物する場所ですとか、飲食店とかというところも広がっていきますので、そういったところに波及できるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（番屋 博光君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

ここで、特別委員会では会議時間の延長を諮る必要はありませんが、三戸町議会は慣例で特別委員会に諮り、時間を延長し、予算議案の審査をしております。

お諮りいたします。本日の会議時間は、予算審査の都合により、この際あらかじめ延長したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

審議を続行します。

次に、歳出、8款土木費について説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

8款土木費につきまして補足説明を申し上げます。

土木費は、町民皆様の日常生活や産業基盤となる町内の道路、橋梁の維持や新設改良、公園や町営住宅の整備、維持管理に要する経費を計上してございます。

95ページをお願いいたします。1項1目道路河川総務費の2節給料から4節共済費までは、建設課職員の人件費でございます。13節使用料及び賃借料の使用料105万8,000円は、土木工事の積算に用いておりますシステムの使用料でございます。18節負担金、補助及び交付金の25万8,000円は、国道、県道等の道路整備促進、馬淵川水系の馬淵川、熊原川の河川整備促進等の要望活動を行う各種協議会、期成同盟会への負担金でございます。

96ページをお願いいたします。2目道路維持費は、391路線、延長約340キロメートルの町道や農道、林道、公衆用道路、町内約2,400か所に設置しております街路灯の維持管理、橋梁長寿命化修繕事業による橋梁補修、建設課が管理する車両の維持管理、道路補修に係る重機の借り上げ、道路補修工事、道路維持補修材料の購入、除雪作業等に要する経費を計上してございます。10節需用費の消耗品費333万8,000円は、融雪剤やバリケード、除雪機械や公用車の維持管理に必要な消耗品の購入に要する経費でございます。電気料1,100万円は、街路灯の電気料金でございます。修繕費180万円は、

街路灯と建設課で管理する車両の修理に要する経費でございます。12節委託料の道路維持作業委託料450万円は、町道等の除草及び支障木伐採等の道路維持作業に要する経費でございます。橋梁点検業務委託料600万円は、熊原橋ほか4橋の定期点検に要する経費でございます。路面性状調査業務委託料550万円は、道路の舗装面のひび割れやわだち掘れ、平坦性などを測定機器により調査するもので、令和5年度に実施した路線を中心に、約100キロメートルの調査に要する経費でございます。

97ページをお願いいたします。13節使用料及び賃借料の重機借上料1,000万円は、道路維持補修等を行うための重機の借り上げに要する経費でございます。LED街路灯借上料1,019万2,000円は、平成29年度から10年間のリース契約により借り上げている町内約2,400か所に設置している街路灯の令和8年度分の借上料でございます。除雪機械借上料6,500万円は、町内338路線、約228キロメートルの生活道路の除雪を行う建設業者10社の重機28台の借り上げに要する経費でございます。14節工事請負費の道路維持工事請負費2,250万円は、道路の補修、側溝の入替え、路肩の補修、のり面復旧等の維持補修に要する経費でございます。橋梁補修工事請負費2,200万円は、田畑橋の補修工事に要する経費でございます。道路舗装補修工事請負費900万円は、町道留ヶ崎1号線の舗装補修工事に要する経費でございます。15節原材料費の道路維持補修材料購入費180万円は、町道等の補修に必要な碎石や側溝等資材の購入に要する経費でございます。18節負担金、補助及び交付金の道路除雪活動報奨金80万円は、町が管理する道路について冬期間の交通の安全を図るため、三戸町道路除雪活動報償金交付要綱に基づき、自主的に除雪機やトラクター等を使用して除雪活動を行う団体に対する報奨金でございます。

3目道路新設改良費、12節委託料の測量設計委託料865万1,000円は、町道茨沢線ほか1件の道路整備に係る測量設計に要する経費でございます。14節工事請負費の町道改良舗装工事請負費1億2,220万5,000円は、町道越ヶ平長坂線ほか2件の道路改良舗装等の工事に要する経費でございます。21節補償、補填及び賠償金の町道拡幅支障物件補償費1,500万円は、町道関根1号線の水路及び町道馬喰町金堀線の排水設備の整備に当たり支障となる物件の補償に要する経費でございます。

98ページをお願いいたします。2項都市計画費は、三戸都市計画区域1,779ヘクタールで、220ヘクタールの維持管理及び関根ふれあい公園の改修に要する経費などを計上してございます。関根ふれあい公園改修の概要でございますが、敷地面積は1万1平方メートルで、令和8年度、令和9年度の2年計画で園内の遊具の更新や新設、駐車場の舗装の打ち替えを実施するものでございます。令和8年度当初予算では、改修工事に係る実施設計及び既存遊具の撤去や新設工事等に要する経費を計上してございます。

1目都市計画総務費、10節需用費の修繕費55万2,000円は、ラジコン公園の操作台の点検修理及び沖中児童公園のあずまの修理に要する経費でございます。12節委託料の測量設計委託料339万9,000円は、関根ふれあい公園改修に係る実施設計に要する経費でございます。沖中児童公園維持管理業務委託料5万円は、元木平地区にある沖中児童公園の維持管理を元木平町内会に委託するものであり、公園の維持管理に要する経費でございます。立地適正化計画策定業務委託料390万5,000円は、令和7年度から2か年で取り組んでおります立地適正化計画策定業務の令和8年度分の委託料でございます。14節工事請負費では、関根ふれあい公園改修工事請負費1億277万2,000円を計上してございます。27節繰出金1億7,663万5,000円は、下水道事業会計への繰出金でございます。

3項住宅費は、三戸町公営住宅長寿命化計画に基づく、(仮称)まちなか第1団地

整備と町営住宅11団地185戸を維持管理する経費を計上してございます。(仮称) まちなか第1団地の整備概要でございますが、整備事業場所は川守田字沖中地内、整備面積は8,063.55平方メートルで、令和4年度から令和12年度の9か年で整備する計画でございます。令和8年度当初予算では、公営住宅整備事業アドバイザー業務に要する経費を計上してございます。

1目住宅管理費の1節報酬の委員報酬3万3,000円は、PFI事業の提案事業者の提案書の評価をしていただくPFI事業者評価委員会の委員2名分の報酬でございます。

99ページをお願いいたします。2節給料から4節共済費は、建設課職員の人件費でございます。10節需用費の修繕費400万円は、町営住宅の屋根等の修理に要する経費でございます。11節役務費の火災保険料23万8,000円は、町営住宅の火災保険料でございます。12節委託料の建築物耐震診断業務委託料17万2,000円は、木造住宅の耐震診断に係る経費について補助するもので、1件分を計上してございます。公営住宅整備事業アドバイザー業務委託料657万2,000円は、公営住宅整備事業をPFI方式で行う際に、事業者公募の準備から事業者選定、契約等の支援を受けるための経費でございます。

100ページをお願いいたします。14節工事請負費の町営住宅解体工事請負費900万円は、老朽化の著しい住宅の解体、撤去に要する経費で、10棟分を見込んでございます。18節負担金、補助及び交付金の木造住宅耐震改修事業費補助金117万2,000円は、建築物耐震診断を実施した住宅の改修に要する経費の一部を補助するもので、1件分を計上してございます。ブロック塀等耐震改修促進支援事業費補助金72万円は、地震発生時におけるブロック塀の倒壊による事故の防止や、避難経路の閉塞を未然に防止することを目的として、ブロック塀の所有者が実施する建て替えや除却等の安全対策工事に要する経費の一部を補助するもので、3件分を計上してございます。

以上で8款土木費予算の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

#### ○委員長(番屋 博光君)

質疑に入ります。

山田委員。

#### ○山田 将之委員

97ページ、3目14節工事請負費、町道改良舗装工事請負費について質問します。

町内には、改良であったり舗装整備の必要な道路が多数あると認識しておりますが、こうした道路整備を進めるに当たって、町としてどのような考え方で優先順位を決めているか。道路整備については、老朽化であったり、生活道路としての利便性向上または交通安全対策など、様々観点があると思いますが、町として現在どのような点に重点を置いて整備を進めている、予定しているのかというところをお伺いします。

2点目、98ページ、8款2項1目の14節、関根ふれあい公園改修工事請負費について、令和8年度予算で約1億円計上されている大きな事業となっておりますが、町としてこの改修事業をどのような目的で実施するのか、事業の位置づけについてお伺いします。

3点目、100ページ、3項1目14節、町営住宅解体工事請負費について、令和7年度予算でも町営住宅の解体費として同程度の予算が計上されていたと思いますが、これまでの解体の進捗状況についてと、これまで解体した町営住宅の跡地について、現在どのような状況になっているかというところを確認したいです。よろしくお願いいたします。

す。

#### ○建設課長（齋藤 優君）

3点のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点、97ページの道路新設改良費の中の工事請負費、今回1億2,220万5,000円、この道路改良等に係る道路整備をどのような順位づけとかといったものの考え方ということですが、まず建設農林常任委員会のほうから過去に町に陳情要望が上がってきているものを全て調査していただきまして、優先順位というか、ここの整備が必要だということで順位づけをしていただいている部分があります。そちらのほうも参考にしながら、あとは建設農林のほうで出された中でも、なかなか事業費とか、あと補助メニューであったりとか、財源の問題であったりとか、あとそこが土地所有者が個人であったりとかという部分で、なかなか調整が難しいといったところも中にはございます。

そういった中で、建設課サイドのほうで、これは必要な整備であるというようなところも、パトロールの中でだったりとか、その中でここは必ずやっておいたほうがいいなと、交通に支障が出そうな部分であったりとかといったところについて設計をまずさせていただいて、設計した部分を翌年工事するというような流れでやってございます。

あと、98ページの関根ふれあい公園の事業の背景ということですが、事業の目的でございますけれども、関根ふれあい公園自体の供用開始が平成9年4月25日で、それ以来、施設にブランコであったりとか滑り台とかであったり、あと鉄棒、いろいろな遊具であったりとかといったものが整備されて、皆さんに遊んでいただいたり、使っていただいていた部分がありますが、結局耐用年数とか、そういったもの、経年劣化とかで遊具を更新する時期がもう来ているという部分がありまして、まずそれが1つと、あと城山公園や松原公園なども、公共施設に設置されている遊具も老朽化で、もう今は撤去のほうに進んできているということで、遊び場の確保といった部分、あと小学校の子供たちのほうからも、小学校6年生が町長と話しするという会の中でも、公園の整備というものが物すごく多い意見であるということもあり、そういったところも全体的に含めて考えて、今回の公園の整備ということを考えているというものでございます。

あと、100ページの住宅管理費の工事請負費、町営住宅解体工事請負費900万円ですが、7年度、今年度から予算をちょっといただきまして、事業を進めさせていただいております。それまでは、予算の範囲ということで、大体2棟ぐらいつの解体を進めてきておりました。やはり皆さんもご存じかと思いますが、空いている町営住宅も増えてきて、老朽化も進んできている。中には、屋根がもう飛びそうとか、ガラスが割れて、そこに人が入ったりとかして、いたずらされてもといったところもありましたので、まずは古い住宅をとにかくなくしていこうということで、10棟ぐらいつをめどにやっていこうということで、8年度も大体10棟ぐらいを目指して解体を進めたいと考えております。

解体した後の土地利用……今の状況ですか。今の状況を言いますと、8年度と9年度で10棟ずつを解体していくと、ほぼ空き家がなくなるような状況になってくるかと思っております。そこは更地にして、町のほうで、雑草とかが今度出てくると思っておりますので、そういったところの維持管理のほうは進めていきたいと考えております。

#### ○山田 将之委員

97ページのところからになります。常任委員会であつたり、実際に担当課のほうで確認してというような話で、優先順位をつけて計画しているというような答弁であつたかと思いますが、どこに重点というような、町としてはそういった考え方はないということでしょうかというところ。

あと、98ページの関根ふれあい公園についてですけれども、今の説明を聞いていると、設備の更新というような意味合いが強いのかなというような説明であつたかなと思いますが、関根ふれあい公園は町民の憩いの場でもあると、また町外からも来ていただける、活用してもらえらる可能性がある場所だと私は思っています。今回の改修は、単なる設備の更新というような考え方だけでなく、公園周辺も含めて、そういったエリア、一般質問のほうでも触れていたと思いますけれども、そういった公園周辺も含めたエリアをどのように活用していけるかというところ、将来的な展望について、もしあればそこもお願いいたします。

3点目の100ページ、町営住宅の解体については、空き地、更地になっている、草とか、そういったのは管理していくよというような答弁であつたかと思いますが。空いているのであれば、ぜひ土地の活用、以前ちょっとちらっと聞いた話によると、分譲というような案もあつたのかなと、ちらっとは聞いたことがあるのですけれども、現在活用についてはどのような考え方でいるのかなというところを確認させてください。お願いします。

#### ○建設課長（齋藤 優君）

道路整備の基準といったものについて、どのように考えているのかというご質問ということだと思いますが、まずは建設課で道路整備をするための優先順位といいますか、ここはやっていこうと総合的に判断しているものに関しましては、老朽化が著しい場所で、緊急的に輸送路として確保しなければいけないような路線であつたりとか、そういったものは優先的にやっていこうということで総合的に判断して、補修であつたりとか改良であつたりということを考えてやっているところでございます。また、そういった面では、長寿命化というところも対応して、将来的にコストが低減できるように、ひどくなる前にとにかく先に手を打つというような方向で、ちょっと考えさせていただいております。

あと、公園周辺の活用ということでございますが、当課で考えているのは、関根ふれあい公園のまず改修ということで、そのトータルの活用の仕方というところに着目しているところがちょっとなくて、大変申し訳ありませんが、関根ふれあい公園の中の活用をうまく、子供たちもお年寄りも、皆さんが楽しんでいただけるような公園整備という位置づけて考えてやっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

あと、町営住宅の跡地利用で、分譲という話があつたということでございますが、今後まちなか第1団地ができて、そちらに移転をして、その団地が空いたというような場合に、一つの考え方として、分譲というのはもしかしたらあるのかもしれませんが、今の現状の中で、建設課のほうで、今後この土地をどういうふうに使おうといった検討は、まだなされていない状況でございます。

以上です。

#### ○町長（沼澤 修二君）

私からもお答えさせていただきます。

まず、1点目の97ページの件でございました。これまで様々な要望が上がってきて、非常に膨大な希望数になっているところでございます。そういった中で、どれを優先

していくかということにつきましては、担当課の判断があつて、もちろん最終査定、私が最終的には判断しております。観点といたしましては、やはり安全、安心かつ快適に利用していただけるよう、ただ費用の問題もやはり考慮しなければいけないので、そういった辺りを総合的に勘案いたしまして、毎年毎年、毎年度決めていくということで、今回は先ほどご説明申し上げましたとおりでございます。

今後におきましても、かなり以前から上がっている要望でまだ実現していないものもございますけれども、やはり受益者の人数だとか、そういったところもしっかりと判断していかなければならないと思っております。全てやるには、ちょっと経費的にもかなりの額がかかるということでございますので、そこは改修だけではなくて、メンテナンス等も含めて、快適に利用していただける方策を常に取りながら、安全にお使いいただくということで進めていきたいと思っておりますので、そこはちょっとご理解をいただければと思っております。

関根ふれあい公園の件でございますが、やはりこれは以前からも議会でも話題になっておりますとおり、子供から高齢者まで、そしてさらに町民だけではなくて町外からも来て、ご利用いただいているという公園でございます。11ぴきのねこファンの聖地としても、これから多くの方にご利用いただくということを想定しておりますので、そういった全国の人から愛されるような公園にしていきたいということで、今改修をするものでございます。もちろん新しい遊具、安全な遊具等も充実させながら、高齢者の健康のことまで、町民の健康のことまで考えた公園にしていきたいというふうに思っております。

三戸小学校6年生と語る会の中でも、非常に多くの改修希望がある公園でございます。先般も噴水をつけてほしいという要望もございました。それは、子供らしい観点で、非常にいいことだなと思っております。青森県で一番暑い町に噴水があつてもいいのではないかなということも考えておりました。ただ、大人の観点で言えば、金がかかるからやめたほうがいいということもあるでしょうけれども、それは大きいものでなくてもいいよということで考えれば、少しは実現可能性はあるのではないかなと、そんなことも考えながら、今全体の経費の中でできる最善の改修をしていきたいと思っております。

最後の住宅の解体の跡地でございますけれども、どんどんとにかく、ただ古くなったから放置していて、金がかかるからやっていなかったということはございますけれども、やはり周りに住んでいる住民にとりましては、安全面も考えれば非常に不安があるし、やはり快適という面でもあまり住んでいて気分がよいものではないというふうに思いますので、しっかり解体するものは解体していくということで、今後も進めていきたいと思っております。

跡地につきましては、本当にいいロケーションのところで、今後も住んでいただきたいなというようなところであれば、まとまった土地が確保できれば分譲したいなという気持ちはございますけれども、ただ、今後、例えばコンパクトシティを目指していくようなことも考えれば、簡単に空いたから分譲ということは、ちょっと慎重に考えなければいけないというふうには思っております。

いずれにいたしましても、住宅の解体につきましては、今後古いものをどんどん順次解体して、快適な周辺住民の生活につなげていきたいと思っております。

以上でございます。

## ○山田 将之委員

1点目、3点目については了解をいたしました。

98ページの関根ふれあい公園改修工事については、都市計画の観点というところで質問させていただいたのですけれども、そういった観点からいくと、将来的な展望、公園を今改修するに当たって、三戸町の拠点になるような、そういった場所になるのではないかなと私は思っていたので、周辺エリア、そういった都市計画という部分の観点でも考えていただけたら、その一歩なのかなと私は思っていたのですが、そういった答弁、説明いただけなかったのですけれども、そういったところ、もう一度、町長でもいいのですけれども、答弁いただければと思います。

○町長（沼澤 修二君）

将来的な都市計画ということまで踏まえての改修、整備ということというお話でございました。もちろん先般も、社会教育施設が集まっているエリアであるということもありますし、今後のというお話もございましたので、そういった意味では、周辺住民にとりまして、社会教育を中心に、快適な生活のために必要な公園として整備されるべきであろうと思っております。

ただ、今公民館、体育館、勤労青少年ホーム、図書館、ジョイワーク、版画工房とあるところを仮におまとめできるようなときには、もちろんあのかいわいがいいのであろうかなというふうに思っておりますので、今後もそういう考え方で進んでいければ幸いです。

以上でございます。

○佐々木 和志委員

97ページ、8款1項2目18節、補助金、道路除雪活動報奨金、令和7年度の事業実施と比べて、令和8年度においては対象路線に変更があるのか、また実際除雪に従事する個人、団体さんに関して変更があるのか、その1点お願いします。

○建設課長（齋藤 優君）

97ページの8款1項2目18節の道路除雪活動報奨金80万円ということで、こちら対象路線が変わっているのか、いないのかというところでございますけれども、この事業の目的は町が管理する道路の除雪、通行の妨げとかといった、一旦除雪が通った後に幅出しをしてもらうとか、歩行者が歩くところを確保してもらうとか、そういったところの活動を行う町内会、今は町内会ということで、団体に対しまして、予算の範囲内で報奨金を出すというものでございます。

来年度は今年度と比べて10万円ほど予算を増やしておりますが、これはあくまでも申請をしていただいて、その町内会に事業を実施していただいて、報奨金を払うというような流れになっているのですけれども、今回7年度に1件ちょっと町内会から相談があった部分がございまして、そちらのほうに関しまして、申請があった場合の受入れというところで、10万円の増額をさせていただいているということです。

対象路線に関しましては、道路の部分と、あと歩道の部分に関しまして、町道の部分とかといったところに、町が管理する道路の部分で除雪を行うという団体さんに報奨金をお支払いするというようなことになります。

以上です。

○五十嵐 淳委員

97ページ、2目13節の3段目、除雪機械借上料6,500万円について2点お伺いします。

まず、総額の部分なのですけれども、令和7年度予算ではもともと、すみません、記憶違いでしたら訂正いただきたいのですけれども、当初5,000万円が11社分ということで計上されており、その後補正で1,500万円、追加補正で2,000万円、これ最後に追加補正された2,000万円分というのは使われていないというところは、もともとお聞きしていたのですけれども、それを踏まえて来年度予算では10社ということで、そこで6,500万円という予算になっているところが問題ないかという……聞き方としては、自然のものなので何とも言えないのですけれども、大枠で言うと1社減った分とかでの負担とか、そういったところというのは予算的なものというよりも、請け負うといえますか、対象となる事業者として、問題ないのかなというところをちょっとお聞きしたいなというところが1点目になります。

2点目は、増額分、もともと令和7年度では5,000万円に対して、令和8年度は6,500万円ということになっている増額分の主な内訳として、上がっているのは例えば単価なのか、回数といえますか、コースといえますか、そういった部分なのか、そういったものが分かるものがあれば、ちょっとお聞かせいただきたいです。

#### ○建設課長（齋藤 優君）

97ページの8款1項2目13節使用料及び賃借料の除雪機械借上料6,500万円の2点の質問ということですが、これ1点でちょっとまとめた話になるかもしれません。7年度の当初予算で5,000万円を計上させていただいておりまして、雪の降り方であったりとか出勤状況によって、これまでも補正予算をお願いしたり、専決処分をお願いしたりという経緯がございます。8年度当初予算で1,500万円の増にしているのは、令和7年度の労務単価の関係、労務単価がやっぱり上がっている分、割合で6,500万円というところで一旦計上をさせていただいているというところなんです。

以上です。

#### ○五十嵐 淳委員

まず、増額の観点で、労務費の上昇ということで、そちらについては了解したのですけれども、いろいろ対象事業者となる方々のちょっとお話とか聞いていると、先ほど課長おっしゃられたように、労務費の部分なんかも勘案していただいて、予算といえますか、措置のほうも非常に助かっていますという声は聞いているのですけれども、一方でちょっと懸念しているのは、11社から10社に減ってしまったところというのは、恐らくメンテナンスの部分で、いわゆる新車を買えなかったりとか、そういったところだったり、もしくは従業員がいなかったりということも、いろいろあるかもしれないのですけれども、少なくなった事業者で回数がかなり、例えば今年のような大雪で回数が増えた場合に、もちろん借上料というところではプラスになるかもしれないのですけれども、その分メンテナンス費用が重なって、もしかしたら継続できない可能性もあるのかなというちょっと心配をしまして、その辺りというのは、課として何か把握されたりとか、いわゆる今後継続して除雪機械の借り上げ費というのを運用できるのかどうかということも含めてお聞きしたいというのが意図になります。

#### ○建設課長（齋藤 優君）

除雪を担っていただいている業者、8年度の予算では7年度と比べて1社減ということでございますけれども、そういった1社減というところでも、現在引き続き除雪作業をお願いしている業者さんの中で不足する分を、何とか人を確保していただいた

りとか、そういったところで確保していただいているという部分では、すごく本当に感謝をしております。

毎年除雪会議というものをやっております、業者さんから、どういったお考えがあるのかという話は聞いてございます。機械の維持が大変だとかという声も確かに聞いております。そういったところを手当てしてほしいというような話も聞いておりますが、町といたしましては、そういったこともちょっとだんだんに考えていかなければいけない時期に来ているのかなというところでは考えております。除雪業者さんからの話を聞きながら、そういった作業をしていただく方、協力していただける人を探していただくとか、様々協力をしていただくように、業者の方々にも相談をさせていただきたいなと考えております。

以上です。

#### ○五十嵐 淳委員

先ほど課長からも答弁ありましたメンテナンスに係る部分について、今ここで私が申し上げることではないことは承知しているのですが、やはり人の命に関わるような大雪だったりとこのところ、このエリアは幸いにして、そういった惨事というのはなかったのですが、やっぱり津軽地方とかでは、急激な大雪によって命を落とすような方、けがをされる方というのも多数出ております。そういったときに、やはり万が一というときに、実際に今手を握られている事業者の皆さんがそのまま継続してできるかどうかということも、将来的に今後高齢化、作業員の高齢化も含めて、非常に持続性というのが大事になってくるのかなと思っていますので、会議等されているということで情報共有されているということは、今聞いて安心しましたので、引き続きそういったところを拾いながら、ぜひ持続するような体制を築き上げてもらえればいいなと思ひまして、すみません、質問ではないですが。

以上になります。

#### ○竹原 義人委員

98ページの1目10節需用費の修繕費55万2,000円ということですが、公共財産の有効活用という点で、どのような修繕をするのか伺います。

#### ○建設課長（齋藤 優君）

98ページの8款2項1目10節需用費の修繕費55万2,000円の内訳、どういった補修をするのかというところでございますけれども、今回修繕をする予定のところはラジコン公園の操作台、これ毎年行っているものでございます。操作台が健全に、安全に活用できるかどうかというところのチェックが1つと、あと沖中児童公園のあずまやの部分なのですが、あずまや自体の躯体といいますか、ちょっと古くなって剥げてきていたりとか、そういったものがあるということと、あと日よけとか、そういったものを、夏暑いときにそこで涼むといいますか、日よけというところの修繕を行うという内容になってございます。

内訳でございますけれども、ラジコン公園の操作台の点検、修理が16万6,000円です。沖中児童公園のあずまやの修理が38万5,000円という内訳になってございます。

以上です。

#### ○竹原 義人委員

先ほど聞けばよかったのですが、ラジコン公園の利用者の数はどれぐらいあるのか。

三戸町の町民の利用がどれぐらいあるのか。それから、ここは私も何度か通っておりますけれども、周囲が山林であり、現在クマの脅威というものも感じられる場所でもありますので。その修繕が今聞いたら操作台ということで、操作台も正規な台ではなく、簡易な台を用いた施設になっておるということで、そうすれば本体に係るところの修繕ではないということで、本体のほうは大丈夫ということをお聞きしました。

ただ、一般質問のほうでも、公共財産の有効利用ということがよく質問が出ておりますので、利用者がどれぐらいあるのかということをお聞きして、先ほど申し上げたとおり、本当にあそこは周囲が山林、リンゴ園もあり、柿の木もありという、そういう設置場所であります。万が一何か被害があるようなことがあれば、多くの利用者がいるのであれば、そのまま利用していてもいいと思うのですが、そのことを今ちょっと考えましたので、どれぐらいの利用者があるかお答えください。

○建設課長（齋藤 優君）

ラジコン公園の利用者が何人いるかというご質問でございます。令和7年度の延べの利用者の人数が194人ございます。これは、令和6年度に比較しまして77人増えてございます。町内の利用者が何人かというところで、延べ人数でいくと33人が町内の利用者ということになってございます。

本体のほうは、毎年点検させていただいておりますので、健全だと考えてございます。

○竹原 義人委員

私が通ったときには、なかなか利用者を見かけないものですから、クマのほうに脅威であろうと思っていましたけれども、今の利用者を聞きますと、結構利用しているということで、もっともっと利用者が増せばクマも寄ってこないだろうと思いますので、では利用者を増やすような対応を町側で進めていただきたい、そう思います。

以上です。

○委員長（番屋 博光君）

ほかに質疑ありますか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

次に、歳出、9款消防費について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 明雄君）

9款消防費につきまして補足説明申し上げます。

101ページをお願いいたします。9款1項1目常備消防費であります。18節負担金、補助及び交付金の八戸地域広域市町村圏事務組合負担金2億947万8,000円は、八戸広域消防事務組合の職員人件費と消防施設の維持管理に対する負担金であります。職員数は、広域全体で414名、三戸消防署は30名が配属されております。令和7年の三戸消防署の町内出動件数は、火災が前年から7件減のゼロ件、救急が前年から69件増の480件でありました。

2目非常備消防費であります。三戸町消防団の団員報酬、出動報酬、消防施設の維持管理等に要する経費であります。1節報酬の消防団員報酬2,254万9,000円は、消防団員の年額報酬及び災害、火災、警戒、訓練などの報酬であります。令和8年度の行事及び訓練について、延べ1,900人の出動を見込んでおります。7節報償費の報奨金274万7,000円は、各分団に対する運営管理費と夜回りの報奨金であります。運営管理費については、団員報酬の個人支給に伴い、1分団当たり定額部分を2万円、団員割を4,000円として算定しております。10節需用費の電気料120万円は、消防団屯所19か所の電気料であります。修繕費303万5,000円は、消防団車両、屯所、消防水利などの修繕に係る経費であります。

102ページをお願いいたします。17節備品購入費の消防資機材購入費970万円は、消防用ホース、防火衣等の資機材のほか、消防団員に貸与する防寒ジャンパーと消防団ラッパ隊の制服を購入するものであります。18節負担金、補助及び交付金の市町村総合事務組合（消防補償）負担金1,010万4,000円は、公務災害補償分担金と退職補償分担金が主なものであります。消防団員福祉共済掛金助成金113万1,000円は、団員1人当たり掛金3,000円で、死亡時の給付や傷害時、入院時の給付を行うものであります。消火栓維持管理負担金200万円は、修繕2基を見込んだものであります。

3目災害対策費は、災害時に備えた総合防災訓練の経費や避難所用備蓄品等の購入に要する経費であります。

103ページをお願いいたします。17節備品購入費の施設備品購入費20万円は、防災用備蓄品を保管するスチール棚等の購入に要する経費であります。令和6年度に厚生労働省から購入した旧ハローワークを防災用備蓄品を保管するための備蓄庫として活用するものであります。18節、研修受講負担金7万3,000円は、ドローンの飛行認定更新費用2名分と防災士養成講座受講負担金1名分を見込んでおります。同じく18節の自主防災組織立上げ・充実事業費補助金100万円は、自主防災組織の設立及び活動の充実を支援するため、防災訓練や資機材購入、啓発活動などに要する経費の一部を補助するものであります。

以上で9款消防費の補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

#### ○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

千葉委員。

#### ○千葉 有子委員

102ページ、9款1項2目17節備品購入費、消防資機材購入費970万円について伺います。

先ほどの説明で、ホースと、それから団員の防寒ジャンパー、ラッパ隊の制服ということでお聞きしました。防寒着については、消防団員の活動環境の改善にもつながり、団員の方々からも、それから町民の方々からも声が上がっており、今回予算化されたこと、大変ありがたく思います。

そこで、3点伺います。1つ目は、配備予定人数。

2つ目は、配備方法は全団員か、分団単位か、どのようなものか。

それから3つ目は、防寒具の機能について詳しくお知らせください。

#### ○総務課長（太田 明雄君）

ただいまの3点のご質問にお答えいたします。

まず、配備予定人数でございますが、こちらは支援団員を除く全団員ということで、292名分を予算措置してございます。したがって、配備は全部ということになります。

それから、3点目でございますが、防寒着の機能ということでございますが、これは一般的な防寒用の機能を備えた服ということになります。

以上でございます。

#### ○千葉 有子委員

今のお話で、団員全体に行き渡る計画と理解しました。

ただ一方で、登録団員の中で、登録のみで実質活動がない団員の分も整備数に入っているのか。もちろん予備の分も考慮されているかもしれないのですが、それについて購入前に調査して、個数を検討して、適正数にして、幾らでも機能重視に向けることも必要かと思いますが、ちょっとお考えを伺いたいと思います。

それから、2つ目です。消防団員からの要望を踏まえ、町長も関心を厚くしておられました。担当職員とよりよいものを考えてくださって、予算計上に至ったものと理解しております。でも、そこで団員の意見や現場の声はどのように、何か反映されたものがあるのか、2点伺います。

#### ○総務課長（太田 明雄君）

まず、1点目につきましては、実際ふだん活動に参加しない団員もいるのではないかとございまして、まず各分団長等とも相談をしながら検討してまいりたいと思います。

それから、2点目の団員の意見をどのように反映されたかというところでございますが、これにつきましては、消防団の会議で意見があったものでございます。また、毎年各分団から要望のほういただいておりますので、そういった意見も踏まえまして、今回購入する予算を計上したというところでございます。

以上でございます。

#### ○千葉 有子委員

1点目については、検討してくださるということで承知をいたしました。

それから、2点目についても会議等で要望をしっかりと聞いてということで、承知いたしました。

消防団員の確保が課題となる中で、整備の充実は団員の負担軽減や活動しやすい環境づくりにもつながるものと思います。また、結果として地域防災力の維持にもつながるものと考えています。今後も消防資機材については、今活動して下さっている現場の方の声を大切にしながら、耐用年数とか、それから更新の目安について、注視していただけたらなと思っています。ちょっと一言お願いできれば、お願いします。

#### ○総務課長（太田 明雄君）

先ほども申し上げましたとおり、各分団の声を聞きながら、緊急性であるとか重要性も含めまして、各分団と優先順位を相談しながら、できるだけ要望に応えられるように努力していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

#### ○柳 圭太委員

103ページ、9款1項3目18節の負担金、補助及び交付金についてです。自主防災組織立上げ・充実事業費補助金についてです。1点確認をさせていただきます。

こちら要項など、窓口とかはこれから決めていくと思うのですが、金額の詳細ですとか、あと補助金ということなのですか、これ令和8年度限りの補助ということになるのでしょうか、今後も続けていく意向なのか、その点についてご質問させていただきます。

○総務課長（太田 明雄君）

103ページの自主防災組織立上げ・充実事業費補助金に関する2点のご質問にお答えいたします。

まず、補助金の金額でございますけれども、委員がおっしゃいましたとおり、まだこれから要項等を制定することになりますので、確定したものではございませんけれども、現時点で想定しておりますのは、まず立ち上げ支援につきましては、上限額を20万円、それから充実支援につきましては、同じく上限額を5万円にしたいということで、現在考えております。

それから、2点目の令和8年度以降もこの事業を継続する予定があるかどうかというご質問でございますが、現時点におきましては、終期というものは考えてございません。

以上でございます。

○柳 圭太委員

まず、今後自助、共助というものが非常に重要になってきますので、こうした補助金等を活用して、町内会の自主防災組織というものがより強く、そして活性化するような体制であったりとか取組を、町長はじめ担当課がしっかりと行っていただければと思いますし、町内会組織としても、こういった補助金を活用できればと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○山田 将之委員

103ページ、3目18節、同じ自主防災組織立上げ・充実事業費補助金について質問をさせていただきます。

現在町内では、自主防災組織がどの程度設置されているのかということと、令和8年度、この事業でどの程度の組織数の拡大を目指しているのかということをお伺いします。

○総務課長（太田 明雄君）

自主防災組織の設置数について、まず1点目のご質問でございます。自主防災組織は、現在19組織ございます。そのうち町内会で設置しているものが16ございまして、そのほか老人保健施設であるとか乳幼児施設、幼稚園、保育園を合わせまして3つで、計19施設が設置されているというものでございます。

どのぐらいを目指すかということでございますが、最終的には全町内会に設置していただきたいというふうに考えてございますが、まずは来年度は一か所でも新規に立ち上げていただけるように周知していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○山田 将之委員

立ち上げという部分は了解しました。

充実という部分で、実際に機能する組織として活動していくことが重要であると思っております。具体的に町としてそういった部分、どのような支援を行っていくのか。先ほど上限5万円というような金額の部分だったと思うのですけれども、具体的にはどういった部分を支援していく考えなのか、お伺いします。

○総務課長（太田 明雄君）

具体的な支援ということでございますが、まず今回の補助金の中の充実支援ということでは、自主防災組織の活動の充実の支援ということで、例えば防災訓練とか、資機材の購入であるとか、あとは啓発活動などに要する経費の一部を補助したいと考えております。これにつきましては、一般財団法人自治総合支援センターのほうでも、コミュニティ助成事業というのがございます。ただ、そちらのほうで対象とならない事業費というものがございます。これが事業費総額で30万円以下の消耗品等の購入、これについては自治総合支援センターの対象外となっておりますので、その部分について、町のほうで助成対象として活用していただきたいというふうなことを現在考えているところでございます。

以上でございます。

○町長（沼澤 修二君）

私からもお答え差し上げます。

自主防災組織、19の組織が今あるということでございますけれども、立ち上がってからもうかなり年数を経過して、形骸化しているところもあると認識しております。いま一度防災力を高めていくということで、充実の部分も今回補助メニューに入れさせていただきました。その中には、今新規の部分もそうですけれども、充実プラス、例えばやはり防災士の育成ということも、実際自主防が機能していく中では重要となってくると思いますので、そういった希望があれば、そういった部分にも支援していくということで今のところ考えておりますので、それらを有効活用して、最終的には、今カバー率、世帯数で言いますと78.6%のカバー率になっております。これは、令和7年4月1日の調査で、町全体の世帯数分を19の組織でカバーしている世帯ということでの78.6%となっております。これを100を目指していくということで、地域の防災力を高めて、実際に災害があったときには、公助よりも先に自助、共助の部分が生きてくると思いますので、先ほど柳澤委員からもありましたけれども、そういった自助、共助、公助という形で、町民の生命を守っていくということにつなげていきたいなと思っておりました。

ちなみに、郡内でもカバー率100%となっているところが階上町とか新郷村ございますので、こういった先進的なところを目指して三戸町も取り組んでいくということでもいきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○五十嵐 淳委員

102ページ、2目17節備品購入費の消防資機材購入費970万円について1点確認させていただきます。

先ほどの答弁及び事前の確認でもちょっとお話ししていただきましたが、防寒ジャンパーの対象範囲が全団員292名分ということは私もお聞きしていただいておりますけれども、1点確認で、この292名分というのは、令和7年度分の292名なのか、令和8年度のいわゆる新入団員も含めた数としての292名なのか、ちょっとどちらか確認させていただ

さい。

○総務課長（太田 明雄君）

102ページ、消防資機材購入費のうちの防寒ジャンパー、何人分で見込んでいるかというご質問でございます。まず、現員が377人、こちらから支援団員を85人引いたのが292人ということで、来年度も同数ということで見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○五十嵐 淳委員

今の課長の答弁からすると、令和8年度で新入団員も入るけれども、令和7年度で抜けられる方もいて、それを差引きしても、いわゆる令和8年度分の新入団員も全員着られるという認識でよろしいでしょうか。

○総務課長（太田 明雄君）

今五十嵐委員がおっしゃったとおりでございます。

以上です。

○委員長（番屋 博光君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

3月17日午前10時、予算特別委員会を再開することとし、本日はこれで散会します。

（午後 5時28分）

## 2日目 令和8年3月17日（火）

### ○日程

1. 令和8年度三戸町一般会計予算（議案第22号）  
（歳出10款から13款まで款ごとに審議）
2. 令和8年度三戸町特別会計予算（議案第23号～第29号）  
（特別会計ごとに歳入、歳出一括審議）  
令和8年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算  
令和8年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算  
令和8年度三戸町介護保険特別会計予算  
令和8年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算  
令和8年度三戸町国民健康保険直診三戸中央病院事業特別会計予算  
令和8年度三戸町営簡易水道事業特別会計予算  
令和8年度三戸町下水道事業特別会計予算
3. 議案第22号 令和8年度三戸町一般会計予算（採決）
4. 議案第23号 令和8年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算（採決）
5. 議案第24号 令和8年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算（採決）
6. 議案第25号 令和8年度三戸町介護保険特別会計予算（採決）
7. 議案第26号 令和8年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算（採決）
8. 議案第27号 令和8年度三戸町国民健康保険直診三戸中央病院事業特別会計予算  
（採決）
9. 議案第28号 令和8年度三戸町簡易水道事業会計予算（採決）
10. 議案第29号 令和8年度三戸町下水道事業会計予算（採決）

### ○本日の会議に付した事件

日程のとおり

### ○出席委員（13人）

|     |    |   |
|-----|----|---|
| 五十嵐 | 淳  | 君 |
| 松尾  | 道郎 | 君 |
| 柳 雫 | 圭太 | 君 |
| 和田  | 誠  | 君 |
| 山田  | 将之 | 君 |
| 栗谷川 | 柳子 | 君 |
| 藤原文 | 雄  | 君 |
| 番屋  | 博光 | 君 |
| 千葉  | 有子 | 君 |
| 久慈  | 聡  | 君 |
| 澤田  | 道憲 | 君 |
| 佐々木 | 和志 | 君 |
| 竹原  | 義人 | 君 |

### ○欠席委員（1人）

小笠原 君 男 君

### ○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

|              |       |
|--------------|-------|
| 三戸町長         | 沼澤修二君 |
| 副町長          | 本宿貴一君 |
| 参事（農林課長事務取扱） | 貝守世光君 |

|                         |     |   |   |   |
|-------------------------|-----|---|---|---|
| 参事（会計課長事務取扱）            | 武士沢 | 忠 | 正 | 君 |
| 参事（総務課長事務取扱）            | 太田  | 明 | 雄 | 君 |
| 建設課長                    | 齋藤  |   | 優 | 君 |
| 健康長寿課長                  | 中村  |   | 正 | 君 |
| まちづくり課長                 | 櫻井  |   | 学 | 君 |
| 税務課長                    | 下村  | 太 | 平 | 君 |
| 三戸中央病院事務長               | 松崎  | 達 | 雄 | 君 |
| 三戸中央病院事務次長              | 中村  | 義 | 信 | 君 |
| まちづくり課ふるさと納税強化室長        | 高屋敷 | 一 | 弘 | 君 |
| 住民福祉課長補佐                | 佐々木 |   | 洋 | 君 |
| 住民福祉課総括主幹               | 原田  | 順 | 友 | 君 |
| 農業委員会会長                 | 梅田  |   | 晃 | 君 |
| 農業委員会事務局長               | 貝守  | 世 | 光 | 君 |
| 教育課長                    | 原   |   | 寿 | 君 |
| 教育委員会事務局長               | 奥山  | 昇 | 吾 | 君 |
| 教育委員会事務局次長              | 金子  | 祐 | 之 | 君 |
| <b>○職務のために出席した事務局職員</b> |     |   |   |   |
| 参事（議会事務局長事務取扱）          | 井畑  | 淳 | 一 | 君 |
| 総括主幹                    | 櫻井  | 優 | 子 | 君 |

(午前10時00分)

○委員長（番屋 博光君）

ただいまから本日の会議を開きます。

議案第22号を議題として、前日の議事を続行します。

委員長から改めてお願い申し上げます。質疑を行う際には、予算書のページを述べてから関係する項目の質疑を行うようお願いします。

質疑は、現に議題となっている令和8年度の予算に対し、疑問点をただすものでありますので、要点をまとめ、簡潔明瞭にご発言いただき、審査の進行にご協力をお願いします。また、重複質問を避け、質問者の要望や自己の意見で終わることのないようお願いします。

歳出、10款教育費について説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

10款教育費について補足説明申し上げます。

三戸町教育委員会では、新しい時代を主体的に切り開く人づくりを目指し、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む小中一貫教育を推進してまいります。そして、学校教育と社会教育とが一体となり、誰でも生涯を通じて主体的に学ぶことができる生涯学習の推進を図ってまいります。

105ページをお願いします。10款1項1目教育委員会費は、教育委員4名の会議や各種行事等への出席に係る1節報酬、8節旅費が主なものであります。

2目事務局費ですが、1節報酬の委員報酬30万5,000円は、コミュニティ・スクールに係る学校運営協議会委員、いじめ防止対策連絡協議会委員及び年頭提言策定委員会委員の報酬であります。会計年度任用職員報酬1,103万6,000円は、三戸中学校に配置する英語、数学、生徒指導の特別講師3名の報酬837万円と、三戸高等学校魅力化コーディネーターとして採用する会計年度任用職員1名の報酬266万6,000円であります。

106ページをお願いします。10節需用費の印刷製本費113万7,000円は、立志科の教科書1年分198冊や「作文さんのへ」130冊などの印刷製本に要するものであります。11節役務費の手数料34万円は、当町の小中一貫教育の特徴である小学校1年生から9年間の系統性を生かした英語の学習効果向上のため、最終学年である9年生の英語検定費の支援などに要する費用であります。12節委託料の業務委託料95万円は、部活動の遠征等に使用する部活動バスの運行に係るものであります。学習コーチ事業委託料130万円は、三戸町ふるさと応援大使の株式会社プラスティーの清水章弘氏による勉強のやり方や学習計画の立て方等、学習習慣形成のための講演会と、6年生で実施する中学校進級前ガイダンス合計4回と、社会問題と学習のつながりについての探究学習を行う探究コーチ5回の実施に要するものであります。大学生等応援特産品贈呈事業委託料120万円は、町内出身の大学生等で住所を町外に異動している者に対し、経済的支援を行うもので、1人1万円程度の三戸町特産品を贈呈するものであります。三戸高等学校クリエイティティ部活動支援業務委託料363万6,000円は、三戸高校の新たな魅力の創出と情報発信の基礎やデザインの技術を学び、社会に出たときに必要となるスキルを学ぶことを目的として実施しているクリエイティティ部への支援であり、当該部の活

動は部活動のほか、総合的な探究の時間である授業にも取り入れられております。令和8年度は、部活動では学校パンフレットの作成等を行い、授業では高校1年時に三戸町のふるさと納税につながるPRポスターの製作、2年時には地域課題解決のプロジェクトの企画を行い、3年時には企画したプロジェクトを実行するなどの内容であります。債権回収委託料31万5,000円は、町の奨学金返済において生じている滞納額について、弁護士を通じて督促を行い、回収を行おうとするものであります。13節使用料及び賃借料の自動車借上料233万8,000円は、社会科見学等実施の際に、民間バスを借り上げる教育活動支援バスの運行に係る190万円と、三戸高校魅力化コーディネーターの使用する車両の借上料43万8,000円であります。

107ページをお願いします。18節負担金、補助及び交付金の負担金、三戸地方教育研究所負担金1,156万4,000円は、三戸町、田子町、両町の学力テスト等の調査分析、教員研修、学校訪問、児童生徒の望ましい学びの場について審議する教育支援委員会、教育相談などの業務を行っている三戸地方教育研究所の運営費負担金であります。大学連携事業負担金18万1,000円は、英語力向上対策として実施している弘前大学との連携事業への負担金であり、来年度は学年ごとの目標を設定したキャン・ドゥー・リストの授業での実践、英検5級のプレテストに当たる小学生向け検定である三戸チャレンジを本格実施するほか、イングリッシュデーの回数の増などを予定しております。補助金の三戸地方未来塾事業費補助金50万円は、プログラミング学習を行う三戸ICTクラブの運営に要するものであります。これまで三戸地方未来塾は、小中学生を対象に実施してまいりましたが、令和8年度から三戸地方未来塾で行うプログラミング学習は、対象を小学生の4年生から6年生に絞ることとし、中学生は技術の授業の中に新たにライフイズテックという高校の教科、情報に直接有効につながる教材を町が新たに導入し、授業の中で実施することで、プログラミング学習を深化させていくものであります。三戸高等学校支援事業費補助金350万円は、三戸高校を引き続き地域と歩む魅力ある高校として存続していくため、資格の取得費、通学費、進路達成支援費、部活動支援費の4つのメニューにより支援を行うものであります。海外研修事業費補助金600万円は、オーストラリア・シドニー市近郊へ8年生10名を派遣研修するものであります。令和8年度は、姉妹都市オーストラリア・タムワース市は受入れが不可能である旨の申出があったことから、令和6年度と同様にシドニー市近郊にて派遣研修を行うものであります。全国募集生徒支援事業費補助金382万円は、全国募集により三戸高校へ入学した生徒の保護者に対し、月額3万3,500円の下宿費用への補助と、長期休業時の帰省旅費への補助を行うものであります。

108ページをお願いします。学び応援！入学祝い金1,600万円は、将来の夢や目標に向かい頑張る児童生徒を応援するため、入学予定者1人当たり10万円を支給するものであります。令和8年度は、小学校48名、中学校46名、高校生等61名、その他転入見込み等を含め、合計160名を見込んでおります。学び応援！習い事応援事業費補助金691万2,000円は、子供たちの学びたい、習いたいなどの個人の興味や関心、好奇心に応じた学びを支援するため、小中学生の塾やスポーツクラブ等に要する費用の一部を補助する事業であります。補助額については、1人当たり月額3,000円、年額3万6,000円を上限とし、補助者数は児童生徒の約4.5割の192名と見込んでおります。学び応援！高校生修学支援金840万円は、保護者の負担軽減と生徒が安心して高校へ通学できる環境に寄与するため、町外の高校に通学する生徒の保護者を対象に、通学費等の修学費用の一部を補助する事業であります。補助額は、1人年間5万円とし、補助者数は進学状況から、高校1年生から3年生までの168名と見込んでおります。入学祝い金から続くこの3つの事業については、これからご説明する修学旅行費補助金と同じく、

町の子供たちを応援するために、教育、子育て支援に手厚い町として、教育移住にもつながるよう取り組んでいくものであります。

3 目語学指導外国青年招致事業費は、外国語指導助手 2 名を雇用するための 1 節報酬の会計年度任用職員報酬862万円、会計年度任用職員社会保険料82万2,000円が主なものであります。

109ページをお願いします。10款 2 項 1 目学校管理費ですが、この目は町内 2 校の小学校に係る施設管理経費が主なものであります。1 節報酬の学校医等報酬106万8,000円は、小学生の内科、歯科、耳鼻科、眼科の検診及び新入学児童の就学時健診に対する学校医への報酬であります。12節委託料の業務委託料1,613万6,000円は、小中学校用務員と日直、合計 6 名の委託料であります。

110ページをお願いします。中段の通学バス委託料3,080万5,000円は、三戸小中学校への目時線、貝守線、松原線、蛇沼線と斗川小学校への大舌線、合計 5 路線の運行委託料であります。情報通信ネットワーク環境整備支援委託料99万円は、三戸小中学校、斗川小学校のアンチウイルス不正侵入防止ウェブフィルタリング等のネットワークに係る 6 年間のセキュリティの保守が終了し、令和 8 年度、新たに 1 年間のセキュリティ保守を行うための委託料59万4,000円が主なものであります。13節使用料及び賃借料の使用料352万1,000円は、統合型校務支援システムや図書システム、A E D、タブレット端末の有害サイトへのアクセスを防止するフィルタリングソフトなどの使用に要する費用であります。17節備品購入費の教育用コンピュータ購入費3,155万5,000円は、令和 2 年度に町内小中学校で一斉に整備した 1 人 1 台端末に係るタブレットが耐用年数を超えていることから、一斉に更新するものであり、児童生徒分の420台を購入するものであります。同じく備品購入費の大型提示装置購入費208万3,000円は、三戸小中学校において授業等で使用する大型提示装置に故障や不具合が生じたことから、65インチモニターの大型提示装置を 8 台購入するものであります。

2 目教育振興費であります。1 節報酬の会計年度任用職員報酬1,790万4,000円は、特別な支援を必要とする児童生徒への支援を行う小中一貫教育チューター 8 名の報酬であります。

111ページをお願いします。2 節給料の会計年度任用職員給料278万4,000円は、三戸小中学校へ配置する I C T 支援員 1 名の給料であります。13節使用料及び賃借料の使用料100万4,000円は、教師用デジタル教科書使用料36万7,000円と、学級費等の学校徴収金を金融機関口座から自動引き落としするためのシステム、t e t o r u 集金機能使用料63万7,000円であります。17節備品購入費の理科教材備品購入費101万円は、小学校の理科教材備品を購入する経費であり、3 年に 1 度国の補助を受けて整備するものであります。

112ページをお願いします。18節負担金、補助及び交付金の学び応援！小学校修学旅行費補助金242万円は、保護者の負担軽減を図り、安心して子育てできる教育環境の整備のため、修学旅行費の補助を行うものであり、補助額は 1 人当たり上限 5 万円、児童48名分と引率である教員の見学科、入場料2,400円を 8 名分で見込んでいるものであります。19節扶助費の要保護及び準要保護児童就学援助費138万5,000円は、経済的に就学困難な児童の保護者に対して学用品費を補助するものであり、29名分を予定しております。

10款 3 項 1 目学校管理費であります。この目は三戸中学校の維持管理に要する経費を計上しております。12節委託料の通学バス委託料701万1,000円は、三戸中学校への斗内線の運行委託料であります。13節使用料及び賃借料の自動車借上料292万1,000円は、三戸中学校の大舌、目時、蛇沼地区からの通学タクシー借上料であります。

113ページをお願いします。2目教育振興費であります。1節報酬の会計年度任用職員報酬242万3,000円は、部活動指導員3名に要する経費であります。7節報償費の謝金61万円は、休日の部活動の地域移行を見据え、3競技の指導者に対する謝金に要する経費であります。18節負担金、補助及び交付金の中体連等生徒派遣事業費補助金450万円は、中体連及び各種大会へ出場する生徒の派遣費用に対する補助金であります。同じく学び応援！中学校修学旅行費補助金632万6,000円は、生徒62名の保護者に対する補助であり、1人当たり10万円を上限とする補助及び引率教員7名の見学料、入場料に対する補助であります。19節扶助費の要保護及び準要保護児童就学援助費173万8,000円は、経済的に就学困難な生徒の保護者に対する補助であり、28名分を予定しております。

114ページをお願いします。10款4項1目社会教育総務費ですが、1節報酬の委員報酬15万2,000円は、社会教育委員等に係る報酬であります。7節報償費の謝金27万5,000円は、放課後子ども教室コーディネーター1名、家庭教育学級講師、人材活用講師に係る謝金であり、記念品15万円は文化賞受賞者に対するものであります。12節委託料の放課後子ども教室事業委託料70万円は、三戸小学校の児童を対象とした放課後子ども教室の運営に係る委託料であり、週3回開設しております。

115ページをお願いいたします。18節負担金、補助及び交付金の補助金、社会教育活動推進事業費補助金169万円は、三戸町文化協会等の社会教育団体5団体と高齢者学級寿教室への補助金であります。南部俵づみ唄全国大会補助金175万円は、平成元年に始まり、第34回を迎える大会の開催に対する補助金であります。

2目公民館費ですが、この目は、中央公民館、分館及びジョイワーク三戸の運営及び維持管理に要する経費を計上しております。7節報償費の謝金123万4,000円は、料理教室など10講座に歴史セミナーを加えた11講座を開設する三戸オープンキャンパスの講師謝金のほか、立春式講師謝金、9分館の分館職員27名に対する謝金が主なものであります。

116ページをお願いします。12節委託料の業務委託料956万円は、中央公民館の受付、清掃、日直業務の委託に要する経費であります。分館講座委託料45万円は、泉山分館はじめ9つの分館がそれぞれの地域のニーズに応じて自ら企画し実施している講座、研修会等の運営に係る委託料であります。施設管理委託料63万7,000円は、ジョイワーク三戸の受付、清掃等に係る委託料であります。17節備品購入費の施設備品購入費65万5,000円は、公民館の周囲を除雪するため、除雪機を1台購入する経費であります。

117ページをお願いします。3目図書館費ですが、12節委託料の業務委託料1,163万8,000円は、図書館受付業務に要するもので常時3名の体制としております。

118ページをお願いします。同じく12節委託料のイベント運営業務委託料82万円は、三戸町出身の作家、高森美由紀氏が原作者となった映画「バカ塗りの娘」の上映会を行い、本人を迎えてトークイベントを開催するものであり、その映写業務等に関する委託料であります。地域出身の著名な作家を町として貴重な人材として再認識しながら、文化芸術の振興を図るものであります。17節備品購入費の図書購入費200万円は、図書の充実を図るため、図書の購入に要する経費であります。

4目歴史民俗資料館費は、歴史民俗資料館、郷土館、温故館の維持管理経費であります。12節委託料の業務委託料628万1,000円は、資料館の受付、清掃等に係る委託料であり、常時2名の体制としております。

119ページをお願いします。5目文化財保護費ですが、7節報償費の謝金45万6,000円は、第5回となる三戸お城講座の開催に係る講師謝金、城歩きガイド等への謝金であります。お城講座の講師については、歴史学者で現在NHKの大河ドラマ

「豊臣兄弟！」の監修等に携わっている平山優氏を予定しております。14節工事請負費の文化財案内板設置工事請負費82万5,000円は、案内板2基を設置するものであります。

120ページをお願いします。5項1目保健体育総務費ですが、1節報酬の委員報酬119万円は、スポーツ推進委員14名の町内対抗スポーツ大会や町民運動会、各種会議や研修会出席時の報酬であります。7節の報償費の記念品40万6,000円は、町民運動会、町内対抗スポーツ大会及びスポーツ賞の賞品、記念品代であります。

121ページをお願いします。18節負担金、補助及び交付金の三戸町スポーツ協会補助金160万円は、町民の体育振興を目的に17の競技団体やスポーツ少年団への活動費補助、大会派遣費の支援を行っているスポーツ協会への補助金であります。

2目体育館費は、町民体育館の維持管理に要する経費であります。

3目体育施設費であります。この目は、松原公園、サンスポーツランド三戸、勤労者体育施設、さんのへパークゴルフ場、町民プールの維持管理に要する経費であります。

122ページをお願いします。12節委託料の業務委託料361万1,000円は、松原公園の清掃業務とサンスポーツランドの受付、清掃業務に要する経費であります。樹木剪定委託料204万1,000円は、松原公園の除草、樹木剪定、薬剤散布等に要する経費であります。パークゴルフ場芝育成管理委託料371万8,000円は、芝育成のための薬剤散布、施肥、土壌改良剤の散布等に要する経費であります。さんのへパークゴルフ場指定管理料688万8,000円と町民プール指定管理料678万9,000円は、株式会社サンアメニティに委託する両施設の管理運営に要する経費であります。

123ページをお願いします。4目アップルドーム管理費の12節委託料の業務委託料1,442万5,000円は、アップルドームの受付等の管理業務に要する委託料であり、常時2名の体制としております。13節使用料及び賃借料の行事表示用サイネージ借上料43万9,000円は、アップルドーム正面入り口にその日行われる行事等を電光掲示により表示する機器をリースにて使用するための経費であります。

124ページをお願いします。5目学校給食費ですが、この目は、学校給食を調理し、各学校に配送するための学校給食共同調理場の管理運営に要する経費であり、食材の購入に要する経費を除く全ての経費を計上しております。11節役務費の手数料252万4,000円は、御飯用食缶の洗浄、運搬、貯水槽や重油地下タンクなどの各種設備の検査等に要する手数料を計上しております。12節委託料の調理運搬業務委託料3,297万8,000円は、給食調理業務及び配送業務の外部委託に要する経費であります。

125ページをお願いします。14節工事請負費の設備更新工事請負費1,463万円は、調理場にある整備後25年を経過した食缶洗浄機が老朽化により不具合が頻繁に発生し、修理が不可能であることから、機器を設備更新するものであります。27節繰出金の学校給食共同調理場特別会計繰出金3,867万1,000円は、町内小中学校と三戸高等学校の児童生徒の給食費無償化を令和8年度も継続実施するため、給食食材費を特別会計に繰り出しするもので、小学生231名、中学生144名、高校生80名、合計455名分の給食食材費であります。

以上で、10款教育費の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

千葉委員。

### ○千葉 有子委員

118ページ、10款4項3目12節委託料、イベント運営業務委託料82万円について伺います。

先ほどの説明で、町出身の作家、高森美由紀さんの作品「バカ塗りの娘」の上映、また本人を迎えてのトークイベントもあるということで、今回当町で高森さんのイベントを初めて行うこと、大変意義深いものと思って楽しみです。

伺います。1点目、業務委託先と業務委託とした経緯とか何か理由があればお知らせください。

2点目、このイベントはどのような目的を想定し、図書館事業としてどのような効果を期待しているのか伺います。

3点目、この映画上映をきっかけとして、図書館利用の促進や読書活動の推進にどうつなげていくのか、3点伺います。

### ○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

質問にお答えいたします。

まず、1番目のご質問でございますが、業務委託先はどこなのか、業務委託とする理由は何かということでございます。この事業は、映画「バカ塗りの娘」上映会イベントということで、映画を上映する予定としております。映画上映につきましては、映像の音響機器の持込み、あるいはオペレート料とか、あるいは音響の費用、機材運搬と、かなり特殊な技術でございますので、委託業者につきましては、青森映研を今のところ想定しております。業務委託とする理由は、そのような特殊な技術でございますので、そういった会社に業務委託をしたいと考えております。

2つ目のどのような効果を図書館として期待しているかということでございます。今回は、地元出身の作家ということで、今までは特に焦点が当てられてこなかったかと思われます。地域出身の貴重な人材であるという高森美由紀さんをもう少し町民のほうでも再認識して、それを今後の町民の文化レベルを上げるというか、文化振興に資するという意味で行うというものでございます。そのため、内容としては分かりやすいようなトークイベント等も交えて、触れ合う時間を取っていききたいなと思っておるところでございます。

3つ目でございます。今後の図書館の利用にどのようにつなげるかということでございますが、まずは地元からこのような文学に精通する、そういった人材が出たということを経験してもらって、もう少し文学、芸術というものが町民に身近なものであるといったところを再認識してもらいたいなと思っております。それをもちまして、高森美由紀さんの作品等が身近な図書館に陳列されているとか、そういった触れ合いをもって、もう少し理解を促進して身近なものとするという意味で、利用も促進したいと思っております。事業につきましては、こういったことをやるかというのは、また詳細はこれからと考えております。

以上でございます。

### ○千葉 有子委員

私も高森さんは、図書館にずっといらした方で、作家として児童文学も一般文学も40冊近くぐらいの本を書いていらして、もっと町民の方が知ってくればいいなと思っていました。今こういう事業が行えることになって、またトークイベントも一緒にやってくださるということで、より高森さんと、それから本のことも知っていただけるのではないかなと思って、私も大変楽しみにしています。

2回目、伺います。この映画上映の場所も多分限られるかと思うのですが、今の時点で場所とか人数とか、そういう構想があればお知らせください。

2点目は、映画上映に合わせて、図書館に行けば高森さんのコーナーがあって、いっぱい並んでいるのですが、せっかくのこういう機会ですので、原作本の展示とかほかの作品、それから貸出し促進などの取組は、そのときは考えていくものかお聞かせください。

それから、3点目です。平日、休日、どのような日程を考えているのか。といいますのは、休みであれば児童生徒も見ることできるかと思います。ちょっと別なイベントですが、三戸町でやったときに、ちょっと学校行事と重なって、なかなか子供の集客がちょっと大変だなというのを記憶していましたので、学校とも連携して、子供たちが見られるような日時を設定できたらと思いますが、その辺のところ、3点伺います。

#### ○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

お答えいたします。

まず、1点目の場所をどこで考えているのか、想定しているのかということでございます。映画の上映にはある程度の広さが必要ということで、現在のところジョイワークを想定してございます。こちらのほうは、収容人数は100名というふうになっておりますが、その中で8割程度入るといような予想を持って、そのように準備をいたしているところでございます。

2つ目の、これを機に図書館での原作本の展示や、何か工夫をするものがないかということでございますが、こういったゆかりのものでございますので、今後図書館に陳列の仕方とか、また貸出しの促進とか、そういったものにつなげるような取組を行っていきたいと思っております。

3つ目の開催の日程等についてでございます。先ほど委員からご指摘のありました学校現場との連携ということで、こちらのほうは、特に小中高校生、こういったものの身近な人材との触れ合いといいますか、あるべき姿といいますか、目標となる人材との触れ合いという意味でも、できるだけ重ならないような休日等を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○千葉 有子委員

場所についてとか展示についてはよく分かりました。また、児童生徒への配慮もしてくださるということで、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

高森さんの作品は、食とか生活をテーマにした物語がとても多くて、いわゆる児童文学という書籍もたくさんありますので、あと本町をモチーフにした作品もあるので。とても私は面白く読ませてもらいました。

町出身者で、図書館のお姉さんとしていらした方が、トークイベントもあるということで、先ほど事務局長のお話にもありましたけれども、子供たちに何かしら影響を与えるのではないかなと思います。

この事業が教育費の図書館費として位置づけられていることも、私はすごく意義深いものだなと思っています。図書館イベントについては、子供たちや町民の読書活動の観点からも、とても大事な事業だと思います。教育長のちょっとお考えを一言お聞かせ願えればありがたいです。

#### ○教育長（原 寿君）

千葉委員のご質問にお答えを申し上げます。

高森さん、私も著作のみならずテレビとか、あと新聞で拝見すると、何かお人柄というか、ほのぼのとした感じが伝わってきて、子供たちにもとてもいい本だなと、それから三戸町のことをすごく温かく書いてくださっているなというふうに思います。

今図書館費ということでございますが、三戸町では生まれたお子さんに町長さん自ら馬場のぼる先生の絵本をプレゼントしているというふうなことですけれども、その中で読み聞かせとか、そういうふうなことも早くから取り組んできたなというふうに認識しているところであります。

小さい子供、もうお母さんのおなかの中にいるときから、そういう聞く力というのを育てているのだというふうなことも本で読んだことがございますけれども。私自身も今、私的なことですけれども、3歳の孫に馬場先生のお話、今読み聞かせて、もう一回、もう一回とおねだりしてくるのですけれども、子供たちはそういう力を持っているし、感性を持っているなと、字が読めなくても絵を読むというか、そういうふうなところがあると思います。それが親子のスキンシップというふうなことにもつながるなと。

読書はとても、例えばお薬で言うと、即効性のある抗生物質というのものもあるでしょうけれども、漢方薬みたいに、じわじわと長い期間子供たちの心とか感性を育てていくものもあるなというふうなことで、読書、図書というのを本当にこれからも、教育委員会としても大事にしていきたいなというふうに考えています。

私自身退職して、図書ボランティアに登録して、毎月第1火曜日、ある学校の読み聞かせに朝8時から8時半、足を運んで、子供たちのきらきらする表情を見せていただいた経験もございますので、三戸町の子供たちにたくさん、たくさん本に、それからいろいろな物語や絵本にも触れていただきたいなというふうに心から願っております。

以上です。

#### ○山田 将之委員

106ページ、1項2目12節、大学生等応援特産品贈呈事業委託料について、町外で生活している大学生等に1万円の特産品というような補足説明でしたけれども、まず大学生等という定義、何歳から何歳の、学生のみなのかというところの概要的なところの説明をいただきたいというのと、大学生等を町としてはどのように把握するのか、またどのような方法で特産品を贈呈する予定なのかをお伺いします。

次、118ページ、4項4目歴史民俗資料館費についてです。令和7年度予算では、会計年度任用職員報酬として224万9,000円、期末手当、勤勉手当なども計上されておりましたが、令和8年度予算ではこれらの予算が計上されておられません。その理由についてをお伺いします。

もう一点、123ページ、5項4目アップルドーム管理費の13節、行事表示用サイネージ借上料についてです。43万9,000円借上料として計上されておりますが、今回このサイネージを導入する理由についてをまずお伺いしたいと思います。

以上、3項目です。

#### ○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

ご質問にお答えいたします。

まず、1点目でございます。大学生等応援特産品贈呈事業についてでございます。

まず1つ目の、大学生の定義ということでございますが、今考えているのが、大学1年生から4年生まで、また大学院、短期大学、専修学校、高等専門学校4年制以上に在籍する者ということでございます。

また、2つ目の把握方法についてでございます。対象者は、三戸町外に住所を異動している者ということで考えております。こちらのほうにつきましては、先月2月1日現在、三戸町に住所を有している者については、商品券を送って経済的支援を行っているところ、三戸町ゆかりの方で、町外に出て三戸町の方の扶養等支援を受けて、町外で頑張っている大学生等がいるということで、町外に出ている住所を異動している方に対して支給するものでございます。

こちらの把握方法につきましては、こちらは全て申請方式ということにしたいと思っております。もちろん周知方法としましては、町内に対する紙媒体でのチラシ配布と、これは保護者のほうに対する周知ということでございます。一方で、またネット等のSNS配信ということで、町外に住んでいる大学生等に直接周知するような形で方法を取りたいと思っております。

次に、歴史民俗資料館の関係の会計年度任用職員の予算計上についてということでございます。

(何事か言う者あり)

#### ○教育委員会事務局長(奥山 昇吾君)

失礼しました。先ほどの大学生への贈呈事業の送付方法についてでございます。こちらは、大学生が暮らしている場所へ直接宅急便等で送付するということを考えてございます。

次に、歴史民俗資料館の会計年度任用職員の人件費ということでございますが、令和7年度は資料館の解説員として1名持っていったところですが、令和8年度は計上しなかったところでございます。こちらにつきましては、今年度、令和7年度予算計上して、資料解説員ということで何度か採用面接をしていたところでございます。ところが、なかなか資料解説員ということで、知識あるいは知見を持つ候補者がいなかったということで、採用できなかったものでございます。これを受けまして、史跡対策室のほうでマニュアル等のある程度作りまして、今現在委託の社会福祉協議会の委託職員につきまして、マニュアル等で資料解説の対応を取って、お客様へ対応しているところでございます。このため、取りあえず令和8年度につきましては、この方法を続けてみて、様子を見たいと思っているところでございます。

そして、最後の質問でございます。アップルドームのサイネージ借上料ということでございます。こちらのほうアップルドーム、来年度からはネーミングライツ等で歳入等も含めて、行事等も活発にしていくところでございますが、外から見て、車等でも、現在中で何が行われているのかと、駐車場にたくさん車が止まっても、その行事は何なのだろうかというような町民からのお声が多いということで、これは積極的に行事は何が行われているというのを周知する必要があるということで導入したいと、こういうものでございます。

以上でございます。

#### ○山田 将之委員

まず、大学生特産品贈呈の事業のほうからですけれども、学生だということを申請していただくというような説明でありました。町内に保護者の方が残っている場合な

どは周知できるでしょうけれども、いるかどうか分からないですけれども、保護者と町外に引っ越しされた方などへの周知、漏れのないようにやっていただければいいのかなと思っております。

学生に対して特産品を贈呈するという事は、町とのつながりを維持する取組として大変意義のあるものだとは思っております。町として、この事業を通じて、どのような効果を期待しているのかというところをお伺いしたいと思います。

114ページ、歴史民俗資料館の解説員については、置きたかったけれども、人材が見つからなかったと。マニュアルを通して解説していくということで、了解をしました。

123ページ、アップルドームのサイネージについては、現在の掲示板、入り口のところには手書きのものです、設置されているのですけれども、課題としては、外から何が行われているのかというのが分からないということで、分かりました。

今回は、借上料ということで計上されておりますけれども、購入した場合との比較はどのように検討されたのかということと、サイネージを導入することによって、情報を得られるというもののほかに、施設の利用の促進など、どのような効果を期待しているのかというところもあればお願いいたします。

#### ○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

まず、1点目の大学生等の特産物贈呈事業について、どのような効果を期待しているのかということでございます。こちらのほうにつきましては、三戸町出身の方が町外で活躍しているということでございますので、三戸町はそういった町外を離れた方に対しても温かいのだよというようなメッセージを送るとともに、より結びつき、三戸町を忘れないでほしいといったことを目的に、届けたいと思っているものでございます。

そして、2つ目の質問でございます。アップルドームの行事用サイネージの表示板ということでございます。こちらのほう大きい表示板でございまして、横が約50センチ、縦が約2メートルといったような電光掲示板でございまして、カラーや映像を見られる、そういったデジタル板でございます。

こちらのほうは、実際このものだけで119万3,500円といった金額がでございます。また、これをアップルドームの入り口の柱に固定して工事したいということで、60万円の工事費も含んでおります。これは、合計で、全部のものと工事費を含めると197万2,850円という計算でございますが、一度に購入するよりも、補修等も考えながらリースをするという形にしたいと思っておるものでございます。

また、施設の促進といったことにつきましては、先ほど申しましたように、今度からは三八五流通株式会社、そういった形でMIYAGOアリーナというような名称になります。こういったもの、ネーミングライツ等も含めまして、全てアリーナの名前はMIYAGOアリーナという形で今度場所が伝わっていきますので、そういったものを通して、利用の促進につなげていきたいと思っております。

また、トレーニングジムの有料化もございまして、全ていろんな面で利用促進を図っていききたいと思っております。

以上でございます。

#### ○町長（沼澤 修二君）

私からもお答え申し上げます。

まず、1つ目の大学生等の物資の件ですけれども、これは事務局長申し上げました

とおり、我々三戸町は皆さんをいつまでも応援しているのだよというメッセージはもちろんでございますけれども、どこにいても、これから将来どこで生活しても、ふるさと三戸を愛してくれるように、そういう心を醸成するという意味も込めて、今回この大変な時期に、しかも送らせていただくということで、ぜひ外に出て活躍している、これから活躍が期待できる人たちに送りたいという思いでございます。

アップルドームのサイネージの件でございますが、先ほど借りた場合と購入した場合のことが出ました。今回のサイネージにつきましては、両面が使えるという、両面表示ができるタイプですので、柱にとめるということではなくて、両面を使う形で、スタンド型で使おうということで今見積もった結果、購入ということも、将来的に長く使うのであれば、最終的には購入したほうがいいかもしれませんが、今本当に初めてやってみるということもあって、よりよいものもこれから出てくるということも想定しながら、借りるという選択をしたものでございます。

この表示板につきましては、催事名、もちろん皆さんこれまでも、車がいっぱい止まっているのだけれども、今日は何の行事をやっているのだろうというふうに思っただけで通ったことは何度もあると思いますし、また町民の皆様からもそのようなお声がたくさんあったということで、とにかく催事名は表示するということでもありますけれども、催事を行っていないときもその表示板に、ここにはコワーキングスペースがあるのだとか、トレーニング室があるのだとか、ほのぼの館がありますよという表示を常におくことができるということで、アップルドーム全体の利用促進につながるということで、今回導入をお願いするものでございます。

以上でございます。

#### ○山田 将之委員

まず、大学生への特産品についてですけれども、特産品を送って三戸を忘れないで、三戸を大事に考えてもらうというような話かと思えますけれども、単に特産品を送るだけではなくて、将来的なＵターンであったり、関係人口の創出につながることも重要であるのかなと思っております。その点について、送る特産品の内容、物、そういったものを、具体的にどんな工夫があるのかなというところを最後お伺いします。

サイネージについては、町長の説明で大変分かりました。単に行事の表示だけでなくお知らせ、アップルドームの利用を促進していただくことで効果があるものだと思いますので、よろしくお願いします。

1点、最後お願いします。

#### ○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

先ほどの大学生贈呈事業の送る品物ということでございます。町の特産品として今考えているところは、町のお米、リンゴジュース、せんべいなど三戸にゆかりのあるお菓子等を考えております。ふるさとを忘れないという意味での、そういった工夫をもって贈呈したいと考えております。

#### ○五十嵐 淳委員

2項目質問させていただきます。

1点目、106ページ、2目12節の下から2番目、三戸高等学校クリエイティティ部活動支援業務委託料363万6,000円、こちらの件についてまずご質問します。まず、令和7年度では同じ委託料で550万円を計上され、主なメニューとして、授業として1年生のポスターで1人当たり複数ということと、あとは2年生ではいわゆる目安箱ですか、

地域の課題解決というところと、あとは共通して県の著名なクリエイターの方の導入研修というところプラス部活として当町のCMだったり高校のパンフレットというところで550万円を計上されていたと。すみません、目安箱は部活だったのですか。2年生の課題解決は違うかもしれないので、ちょっとそこは再度確認させてください。

それに対して、令和8年度なのですけれども、事前にお聞かせいただいたところというと、授業でいうと1年生のポスター、令和7年度は1人当たり複数だったのが1枚になりますというところと、2年生は先ほどお話もありましたが、課題解決のプロジェクトであると。部活で高校パンフレットということで、ここを整理すると、町のCM大賞へ出すための制作だったり、1、2年生向けの導入研修があるのかどうかとか、その辺りをちょっとまず確認させていただきたいと。いわゆるメニューの整理ですね、こちらどういうふうに、約186万4,000円減った分、メニューがどうなるのかというところをちょっと確認させてくださいというのが1点目になります。

2点目が次のページ、107ページ、2目18節の真ん中よりちょっと下になります。三戸地方未来塾事業費補助金50万円、こちら実際にメニューが令和7年度では100万円に対して、いわゆる数字上でいうと50万円分が中学生、もう残り50万円分が小学校の4年生から6年生対象で組まれていたものに対して、令和8年度分は50万円に減って、その分中学生はライフイズテックのメニューに代替し、小学生4年生から6年生がこの事業の補助金の中の枠内に入りますという説明があったのですけれども、具体的にメニュー、何をやるのか、どういう成果を求めてやるのか、いわゆる授業でもカリキュラムとしてICTの授業、プログラミングの授業等だと思います。これに対してどういった違い、どういった付加価値があるのかというところをちょっと確認したいので、この2点まずは質問いたします。

#### ○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

まず、クリエイティ部活動支援業務委託料の関係でございます。まず、目安箱はクリエイティ部の中でやっていたのかということですが、これは部活動の中でやっていたというものでございます。

令和7年度に550万円だったものが令和8年度に363万6,000円になるということの内訳でございますが、まずこの目的でございますが、マンパワー的にも、また予算的にも、三戸高校さんと三戸町が持続可能な形でできるようにということで、見直しを図ったものでございます。三戸高校さんのほうは、新たな財源として今までのクリエイティ部の実績から、三菱みらい育成財団等の事業採択を受けたといったもので、収入もでございます。

また一方で、今まで取り組んできたCM大賞への作品制作に向けてアドバイスを依頼していたのですけれども、これは令和8年度は、今度は町の魅力を伝える一般的な動画作成という観点から、この部分についてはクリエイティ部からアドバイスを受けないことといたしました。CM大賞は、抜くということにいたしました。

それで、引き続きクリエイティ部によって支援を受けるのは、1年生で作成するポスターの作成と、あとパンフレットの作成、こういったものはアドバイスを受けて、また活動していくということにしているものでございます。

2つ目の三戸地方未来塾の関係でございます。こちらのほうは、令和7年度100万円から令和8年度は50万円に削減されているということでございます。こちらの主なものにつきましては、今まで対象者は小学校4年生から中学校の9年生までが対象者でしたけれども、対象を小学校の4年生から6年生に限定するというので、まずは対象者を絞るということで、委託料を半減させているものでございます。

目標につきましては、プログラミングの様々な検定等がございますけれども、最終的にはプログラミング講座のジュニアプログラミング検定、こういったものを目指すということで、ジュニアプログラミング検定の1級を目指して、4年生から6年生までを対象とするということでございます。

中学生の部分につきましては、技術の教科書でライフイズテックということでオンラインを取り入れまして、詳細につきましては、教育委員会と学校の技術の教諭のほうで今後また打合せをしながら、こういった形で使っていくのかということを目指していくものでございます。このライフイズテックにつきましては、県内では2番目の採用ということで、先進的な取組であると考えておりますので、お伝えいたします。

以上でございます。

#### ○五十嵐 淳委員

2問目の質問に入ります。

まず、1項目めのクリエイティ部の件なのですけれども、今の事務局長の話ですと、今年度と来年度のの違いでいうと、CM大賞へのアドバイスのみがあるかないかということでのお話だったのですけれども、私のほうでちょっと事前にお聞きしたときは、まずはポスターの1人当たりに係る1年生のポスター製作に授業で係るところが、1人当たり複数、2枚とか作っていたものが1枚になるような、そのアドバイス口数は減るというところも、いわゆる減額のポイントというか、その差になっているのかなというふうにお聞きしたのですが、そこがちょっとなかったもので、改めて確認したいのと、非常にすごくいい効果が出ているのではないかなと思っていた令和7年度、今年度でも実施されていた1、2年生向けの導入研修なんか、そういったところも触れていなかったのですけれども、実際にメニューを、いわゆる予算内でどれくらい変わっているのかということ改めて確認したいので、ちょっとそこを改めて明示いただきたいというのが2問目の質問の1点目になります。

2項目めのほうで、今回の補助金の中での一つのゴールとして、ジュニアプログラミング検定1級を目指すというところはお聞きできたのですけれども、私が聞きたいのは具体的にどういったメニューをされるのですかというところで、いわゆるジュニアプログラミング検定1級を取るためにどういうメニューがあって、それが一般的な事業のカリキュラムとの差はどうなっているのかなというところ。50万円をかけて、これは毎年もう連続で小学生の部分でいうと予算変わらずでやっていると思うので、いわゆるマンネリになっていないのかなということも含めての確認ですので、しっかり成果を出すために、こういうことをやっているよというところをちょっとお示しいただきたいというところ、この2点お願いします。

#### ○委員長（番屋 博光君）

暫時休憩いたします。

（午前11時12分）

休 憩

（午前11時18分）

#### ○委員長（番屋 博光君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

先ほどの五十嵐委員のご質問にお答えします。

まず1つ目、クリエイティ部の関係の業務委託料につきましてでございます。ポスター製作につきまして、まず枚数が減ると、作成する量が減るということでございます。令和7年度は、11回これをやっていたのですけれども、令和8年度は8回に減らすということで、11種類のポスターを作るということだったのですけれども、8種類のポスターを作るということで、経費が削減されております。

それから、2つ目の三戸ICTクラブへの三戸地方未来塾への……

（何事か言う者あり）

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

失礼しました、戻ります。

1つ目の質問でございます。三菱みらい財団で行う事業ということで、1、2年生のカリキュラムのものは、三菱みらい財団の収入を得て事業を実施するということで、この部分が業務としてなくなったものでございます。

それから、2つ目の三戸地方未来塾への補助金でございますが、こちら小学校4年生から6年生までに対象者を絞るということについて、その内容がマンネリ化になっていないかということでございますが、内容的にはタッチタイピング、スクラッチ、またプログラミングの検定を目指したものであるというふうになってございます。こちらのほうは、毎年学年がまた上がっていきますので、内容自体はその都度、その都度の内容は取り入れてはおりますが、実施するものにつきましては、生徒の年度が上がりますので、マンネリ化しているとは考えてございません。

以上でございます。

○五十嵐 淳委員

3回目の最後の質問になりますので、ちょっとまとめます。

まず、1項目め、クリエイティ部なのですけれども、こちら令和7年度の予算審議でもちょっとお話しさせていただきましたが、クリエイティ部自体は非常に成果も地域として、地域住民としても感じられる内容で、実際に今回も、期間限定とはいえ八戸駅だったり、常時三戸役場の前でポスターの掲示だったり、そういったのも含めて、地域の人たちもこの成果というのを感じていますし、これというのは恐らく生徒が実際に関わることで、三戸高校に入って初めて経験できたり、スキルを得たり、生徒自体の自己肯定感も上がると思いますし、これは一番地域の人たちが一緒にやっている、協力しているということで、地域全体の地域肯定感も上がっていく、いわゆる地域とのつながりができるという仕組みの中で、ぜひこれからも持続していただきたいなと思ってしまして、現在整理いただきました事業内容で、今363万6,000円というのが、今後ぜひ持続させていただきたいなと思うところというのと、どのような形でもいいのですけれども、持続していくべきなのかどうかというところのお考えをまず聞きたいという点が1点です。

その中で、町のほうで支援をするという中での持続化のラインとして、今の約363万円、この金額がアンダーラインなのか、もうちょっとうまく調整しながら、もう少し長く続けるために整理も考えていかなければいけないのかという、この持続化のラインの部分というのをちょっとお聞きしたいです。これが1項目めの最後の質問にな

ります。

2項目めなのですけれども、先ほどの事務局長の言葉をそのまま用いますと、年次が上がっていくのでマンネリはしませんということだったのですけれども、これ4年生から6年生が対象で、仮に4年生からスタートした場合に、5年生、6年生も同じ内容であれば、マンネリ化するのではないかなと思っています、内容、メニューだけ言うと。例えば4年生はこういうメニューをやるよ、5年生はこういうメニューをやるよ、6年生はこういうメニューをやるよということであれば分かります。ただ、今の話でいうと、年次が変わるのでマンネリ化しませんという話だったので、ちょっとここ気になっています。いわゆる4年生の子が初めてなので、すぐく前向きに向き合って未来塾のほうに参加しますと。5年生になりました、6年生になりましたと、新しいことをやってみたいといったときに、同じ内容になっていませんかということころを心配しています。こちら、最後お聞かせください。

#### ○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

まず1点目の質問、三戸高校クリエイティ部の支援の関係でございます。こちらのほう持続していくためにはということで、持続していく予定があるかということでございますけれども、こちらはもちろん三戸高校支援ということで、重要な事業であると考えておりますので、持続していきたいと思っております。

また、持続化の支援業務のラインといったものでございます。こちらのほう、役場としては、できるだけ高校さんの業務を自走していく形で支えていきたいというのが本音でございますが、その中でも高校と協議しまして、やはり内容を毎年精査しまして、どういったことが必要であるかといったものをこれは協議して、金額等も精査していきたいと思っております。

2点目の未来塾につきましては、馬場総括のほうから報告いたします。

#### ○教育委員会事務局総括主幹（馬場 幸治君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

学ぶべき内容がマンネリ化しないかというようなことでございますが、扱うツールとしてはタッチタイピング、スクラッチ、そしてプログラミング検定の実施というところでございますけれども、実際に例えば4年生で入った子が5年生、6年生と上がっていく段階の中で、当然タッチタイピングのスキルも上がって、入力するスピードが上がっていく。そして、スクラッチでは物足りなくなって、テキストコーディングに移っていくというようなことについては、個別最適な学びといたしまして、これまで中学生が学習していた内容を、小学生であっても学べるような体制は整えられるというふうに考えておりますし、ジュニアプログラミング検定の実績で申し上げても、これまで4年間実施しておりますが、最上位の1級を取得している児童生徒数は、令和4年度から令和7年度にかけて1名、1名、4名、8名というふうに確実にステップアップしているということがございますので、マンネリ化するということはないと考えております。

#### ○栗谷川 柳子委員

106ページ、2目事務局費、12節委託料の債権回収委託料31万5,000円、こちらについてですが、これは令和7年まではなかった予算だと思いますが、債権回収を業者に委託するに至った経緯、これまで何年分のものがいかほどで、人数がどれくらいなのか、そして現在町が用意している返済方法は何と何があるのかということと、令和7

年以前にもこういった滞納とか返済ができないということがあったのであれば、これまではどうしていたのかということ。そして、それに対して、教育委員会のしてきた努力というのはどういったものだったのかお示してください。

2点目の質問は、118ページです。4目歴史民俗資料館費、12節委託料の業務委託料628万1,000円ですが、先ほども質問が出ましたが、令和7年度は会計年度任用職員と590万円という予算だったと思いますが、会計年度任用職員の予算はなくなり、業務委託料628万円と少し上がっていますが、ここは人数が増えるということなのかをお知らせください。

先ほどの答弁で、説明員がいないことについて、マニュアルで対応して様子を見たいということで、山田委員は了解しましたということでしたが、私はちょっと了解できなくて、説明員は常にやはり探し続けていただきたいということを強く考えています。なぜかという、やはり城山が国指定史跡にもなっておりますし、南部氏ですとか城に関する高い関心を持って訪れてくださる方もいらっしゃると思いますので、やはりそれなりに説明できる方、資料の展示とマニュアルだけではなくて、ちょっとお話ししながら、さらに関心を高めて城山、三戸城跡すぐよかったよという方が増えていってほしいという願いを込めて、そのように考えているのですが、これは例えば地域おこし協力隊、歴史に非常に関心が高い、特に南部氏に関して関心が高い方を募集したり、地域おこし協力隊として募集をかけたり、あと会計年度任用職員でも構わないのですが、今現在で識見が高いという方でなくても、関心の高さがあれば、これから一緒に学んでいく、そして説明員もしていただくということでも私はいいと思うのですが、その点いかがでしょうか。2点です。

#### ○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

栗谷川委員の質問にお答えいたします。

まず1点目、債権回収委託料の関係でございます。これまで町では奨学金として貸し付けてまいりましたけれども、予算には出ていないという形で、歳計外の関係の管理でございましたので、予算には出ていないところでございました。今現在の滞納につきましては、13件ほどありまして、現在614万3,000円の奨学金の滞納額がございます。そのうち債権回収委託料で弁護士を通じて行おうとしているものが、特に悪質なものとして、約束が継続的になされないもの、また連絡がなくなったものといったものにつきましては、弁護士の力を通じて回収しようというものでございます。まず、これが1点目ということで。

そして、2つ目ですが、町が用意している返済の方法ということでございます。返済につきましては、納付約束でもって、たまたま納入できなかった場合であっても、約束等で、信頼関係の中で納付をいただくといったものを続けております。

それから、令和7年度まで、これまで対応についてどういう対応をしてきたかということの3つ目でございます。これは、役場からの督促通知、これはまず1点目。また、履行が図られないものまたは納付し難いものについては、個別に約束等を通じて面会でもって債権を回収していくといったような、地道な取組のものでございましたが、やはりなかなかいかない部分もあったというところで、今回このような、ある意味での強制力等を保持した形で力を借りて、債権回収しようというようなものでございます。

それから、歴史民俗資料館の関係でございますが、まず業務委託料の関係でございます。この業務委託料の増に関しては、こちらは社会福祉協議会を通じての受付業務、案内でございますが、こちらのほうについては、日数等は変化ございません。今まで

と同じでございます。これは、純粋な人件費の増ということでございます。

それから、今度は歴史民俗資料館の説明員の募集について、地域おこし協力隊とか、また何らか一緒に学ぶ形で採用とかできないかというようなお話でございますが、我々のほうとしても、令和8年度は一旦はちょっと様子を見たいということでございますが、資料館の解説員は必要だと感じております。取りあえず、令和8年度はマニュアル等でどれくらいできるかということでございますが、今後できればそういった人材を探していく、また学ぶ形でもということを探していきたいとは、何らかの形で積極的に配置していきたいなとは思っております。

以上でございます。

（「現在の返済方法を」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

暫時休憩いたします。

（午前11時36分）

休 憩

（午前11時39分）

○委員長（番屋 博光君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

振込方法ということで、ちょっと質問を明確にしたいということで休憩を取りました。

納付方法ということでございます。これは、3つございます。まずは、納付書ということで、紙で送って納付してもらうということ。それからあとは、現金を持参していただくと、対面式でいただくということで、会計課で収納してもらうということです。またそれから、銀行振込ということで3つ目でございますが、振込していただくといった形を取ってございます。

以上でございます。

○栗谷川 柳子委員

今現在納付書払い、地元の銀行への振込ということなのですが、やはりこれ返済を続ける現代の若い方にとっては、支払い方法、返済方法が限られているというのも返済が滞ってしまう、ちょっと後にしようとか、そういったことの理由の一つになるのではないかなと私は思います。今現在、例えばコンビニ納付ですとか、口座振替ですとか、自動引き落としですとか、あとはスマホ決済とか、手数料を町が一部負担してでも、こういった返す方法を増やしておくということで、回収率は自然と向上して、結果的にこういった弁護士に依頼するとか、そういったことがなくても済むようになるのではないかなと私は思います。

これまで返済ができずにいる方に対しては、町のほうとしても督促通知の後、個別に面談したりして、地道な取組をされてきたということは今確認できましたので、努力は尽くしたということだとは思いますが、やはりもう少し返済方法ですとか、そ

ういったことに対して寄り添う姿勢というのを、返済方法の種類を増やすとか、そういったことも考えていかなければいけない時期に来ているのではないかなと思います。今やっぱり紙で納付書を持って窓口に来られる方というのは、県内で就職されている方だと、県内あるいは三戸で働いている方だと思いますので、その方はそもそも免除になっている方なのですか、申請すれば。その辺私もちょっと確認不足ですが、免除制度があるよとか、そういったことのお知らせ等はされているのでしょうか。

#### ○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

栗谷川委員のほうからご指摘のございました奨学金の返済方法、現代に即した形で、いろいろな返済方法を考えたかどうかということでございます。これは、役場内を見渡してみても、いろんな返済方法が始まってございますので、これはちょっと検討していきたいと思っております。

また、2つ目の町内に戻ってきた場合の奨学金の免除等はあるのかというようなお話でございますが、これは返済が始まる時点で町のほうから、そういった該当するものについては、町に戻ってきた場合は免除というか、補助金が出て、最終的に免除に近くなるといったような情報は、こちらのほうからは差し上げております。これは、まちづくり課の事業のほうでやっている事業ということでございますので、返済が始まる段階で周知しております。

以上でございます。

#### ○栗谷川 柳子委員

これまでの振り返りをしますと、件数とすれば13件あって、614万3,000円分ということで、やはり悪質なものもあるということですが、どれくらい悪質なものはちょっと分かりませんけれども、悪質になるに至ってしまったご本人の事情というか、そういったこともあると思いますので、寄り添う姿勢というのも見せていただきたいなということで、ご答弁いただきました。

そして、こういったことに関して町として、または教育長として、どのようなお考えをお持ちになっているか、お聞きしておきます。

#### ○町長（沼澤 修二君）

それでは、私から先にお答え申し上げます。

まず、奨学金の債権回収委託料ということで、今回初めて提案させていただきました。これは、これまでも担当である教育委員会におきまして、再三にわたって納付勧奨、催告、督促してきたものがいまだに納付がなされない、連絡もないということから、今、回収業務を使って回収を試みるものでございます。いわゆる悪質なものでございます。理由があって納付が難しいという方につきましては、奨学金貸与条例等におきまして減免とか、減免というか納付の猶予等も適用できますので、そういった形で申請もないという形になっておりますので、今回これ以上担当課である教育委員会において、そういった方々に対して回収をお願いしていくことは、今の業務に追われる中であっては、ちょっと難しいということでもありますので、このような形にさせていただきました。これは、三戸中央病院においても、医療費の回収においてこういう事業を使ったところ、劇的に回収が進んだということで実績がございますので、そのように考えております。

また、納付の方法につきましては、ほかの奨学金においても、今はコンビニ納付等の納付方法も導入しているようでございますので、これは研究させていただきたいな

と思っておりました。

あと、先ほど三戸町に戻ってきたら免除になるというようなことでありましたけれども、これは免除ということではなくて、一旦返還していただいて、返還が確認できれば、その年度にその制度があれば、その返還分を支給しますということであります。条例で定めた制度ではありません。単年度の要綱で、その年度ごとに定めておりますので、この先ずっとこの制度があるということではございませんので、これは念のため申し添えておきます。

以上でございます。

#### ○竹原 義人委員

私からは、107ページ、10款1項2目の海外研修事業補助金600万円についてお伺いをします。

令和7年は474万円でありましたので、単なる旅費の増加なのか、内容の変更なのか。今まではタムワースに行っておりましたけれども、シドニーに行くということがありますので、その辺非常に多くの生徒に行っていたいただきたいのですが、ずっと10名ということで、令和8年も10名ということでもありますので、人数は同じであります、予算が増えた分について内容等お知らせいただきたいと思います。

それから、2件目であります、115ページの10款4項1目18節の南部俵づみ唄全国大会につきまして、いろんなイベント等ございます。いろんなイベントが第何回、第何十回とか、回を重ねております。今回も34回になるということでもあります、私は6年、7年拝見をいたしました、寂しいことに三戸町からの出場者といいますが、1名とか2名とかという人数になっているのを見ながら、非常に寂しい思いをしております。できれば、三戸町発祥の南部俵づみ唄、全国大会でありますので、三戸町から参加者、出場者が増えるような対策を講じるべきではないかと思っております、回数を重ねるということは歴史を重ねるということになりますので、非常に重要なことであると思う反面、地元の参加者が少ないということの対策等を考えているのか、お伺いをいたします。2点お願いいたします。

#### ○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

竹原委員のご質問にお答えします。

まず第1点目、中学生の海外研修事業費補助金600万円に増額ということについてでございます。令和8年度につきましては、姉妹都市タムワース市ではなく、シドニー市の郊外でホームステイを行うというものでございます。姉妹都市タムワースでホームステイを行う場合は、姉妹都市ということで、現地の児童生徒の保護者全員のボランティアの方が家庭にホームステイを受け入れていただくということで、ホームステイの代金、費用についてはない状態でございます。しかしながら、令和8年度は姉妹都市ではなくシドニー市近郊ということで、こちらは旅行業者のあっせんしたホームステイとなるもので、費用がかさむといったものから、旅行代として費用が増になっているということでございます。

2つ目の南部俵づみ唄全国大会への出場参加者が三戸町からないということに対して、何らかの手だてはないのかということでございますけれども、こちら現在小中学生、高校生等からのやはり意識づけというものが必要かとは思いますが、今現在教育委員会で行っている事業の中で、放課後子供クラブというものがございまして、その中で、これまでに俵づみ唄で優勝した赤坂さんという方が三味線を弾いて、放課後子供クラブの中で、歌を聞かせているといったことも一つの手だてにはなるのかなとは思

っていますが、総合的にそういった触れる機会というのを増やしていくのが大事なのではないかと考えております。

以上でございます。

#### ○竹原 義人委員

よく分かりました。海外研修のほうは、それでは期間は同じ期間であるということだろうと思いますが、非常にいい研修になりますので、10名でなく、本来であれば人数が増えたから予算が増えたというように増やしていければ、大変ありがたいと思います。

南部俵づみ唄全国大会は、確かにそうではありますが、民俗芸能保存団体という様々な団体がございますので、そちらのほうの継承者が少なくなっているということで、町でもそういう団体等に手厚い支援が必要ではないかと思っております。

子ども・子育てのほうは、今学校関係を見ただけでも相当な支援があると私は拝見いたしました。この芸能団体等は、非常に高齢化が進んでおりますので、それらの方々が楽しみながら、自分たちの町の伝統ある俵づみ唄でありますので、できるだけ多くの方々に、全国大会に出るのではなくても、自分たちの楽しみとして裾野を広げるというような対策を講じる、それがひいては大会に出られるような方々が出てくるのではないかと思いますので、指導者の方々の予算的な配慮というものを考えていただくというのも対策になるのではないかと思いますので、そのような対策等を考えてみまensendしょうか。

#### ○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

お答えいたします。

三戸町にとって民俗芸能の一つである俵づみ唄の保存ということに関しては、本当に大事なものだと思っております。歴史も34回を重ねてきたということで、大事に思っております。その後継者、出場者が三戸町から出てほしいということでございますので、これも大変分かりまして、まず1つ考えられるのが立志科ということでも、地元の教育という意味で、南部俵づみ唄があるのだよということで、立志科の中での理解の促進と、またそれを担う民俗芸能保存会の援助といいますが、そういったものにつきましても、今後検討させていただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

#### ○竹原 義人委員

回数を重ねるということ、私はあまり回数にはこだわりません。回数をどうしても続けていきたいというような考え方ではなく、いっぱいありますよね、スポーツイベントから何から回数を重ねるのが。内容が伴ってきたら回数を重ねていく。やはり変えなければならぬ時代が来たら、大いに変えていくべきで、新しいものにチャレンジしていくというのも必要だろうと思っております。ただ、続けなければならぬのは続けなければなりませんので。ありがとうございました。

#### ○委員長（番屋 博光君）

ほかに質疑ありますか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

次に、歳出、11款災害復旧費について説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（貝守 世光君）

1 款災害復旧費の令和 8 年度当初予算につきまして補足説明を申し上げます。

127 ページをお願いいたします。11 款 1 項 1 目農地及び農業用施設災害復旧費は、災害が発生した場合に被害の拡大を防ぐため、早急な対応が必要となる復旧作業に要する経費であります。重機借上料、災害復旧工事請負費、ヒューム管や砕石などの原材料費を計上しております。

以上で11款災害復旧費の補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

次に、歳出、12款公債費及び13款予備費について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 明雄君）

12 款公債費につきまして補足説明申し上げます。

129 ページをお願いいたします。12 款 1 項公債費ではありますが、令和 7 年度末の起債件数は133件、残高は47億8,235万9,000円と見込んでおります。令和 8 年度当初予算における償還金として、1 目元金では 6 億562万7,000円、2 目利子では2,819万4,000円、合計で 6 億3,382万1,000円を計上しております。

次に、13 款予備費につきまして補足説明申し上げます。131 ページをお願いいたします。13 款 1 項 1 目予備費ではありますが、前年度と同額の1,000万円を計上しております。

以上で12款公債費及び13款予備費の補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

これで一般会計全ての質疑が終わりました。

午後 1 時半再開予定をもって休憩いたします。

(午後 零時 0 4 分)

休 憩

(午後 1 時 3 0 分)

○委員長（番屋 博光君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第23号 令和8年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算の審査を行います。

説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

議案第23号 令和8年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算について補足説明申し上げます。

本会計は、学校給食法に基づき町内3校の小中学校の児童生徒431名と三戸高等学校の生徒80名、教職員等83名を対象に、1人当たり年間で約194食分の給食事業に関わる特別会計であります。

147ページをお開きください。この会計の歳入歳出予算の総額は、第1条にあるとおり、それぞれ4,567万9,000円であります。

152ページをお願いします。歳入、1款1項1目事業収入685万1,000円は、1食当たり420円を負担いただく教職員等83名及び要保護者1名分の1節給食費負担金現年度分683万1,000円及び2節給食費負担金滞納繰越分2万円であります。

2款1項1目学校給食費県補助金12万7,000円は、県が提示する県産食材を学校給食に活用する場合、1食当たり250円が補助される県産食材活用推進事業費補助金であります。

3款1項1目繰入金3,867万1,000円は、給食費無償化に要する一般会計繰入金であり、1食当たり小学生は380円、中学生及び三戸高等学校の生徒は420円を町が負担するもので、510名分の経費を計上しております。学校給食の食材費につきましては、近年の物価上昇、とりわけ2年連続で米価の高騰の影響を受けており、従来と同水準の給食内容を維持するため、1食当たり小学生で30円引き上げ380円に、中学生以上で40円引き上げ420円に設定しております。

154ページをお願いします。歳出、1款1項1目学校給食費の15節原材料費4,564万9,000円のうち、給食材料費4,552万2,000円は、青森県学校給食会をはじめとする食材納入業者15社へ支払う食材購入代金であり、また県産食材活用推進事業分賄材料費12万7,000円は、当該補助事業に関わる食材購入費であります。学校給食共同調理場では、今後も引き続き学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準に基づき、安全でおいしい、児童生徒の健康増進に資する給食の提供に努めてまいります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

栗谷川委員。

○栗谷川 柳子委員

152ページの県補助金の県産食材活用推進事業費補助金ですが、これ12万7,000円と

いうことで、1食250円の補助ということなのですが、この内容をもう少し詳しくお聞きしたいのと、あとはこれ年に1回限りの補助ということなのでしょうか。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

栗谷川委員のご質問にお答えいたします。

まず、県産食材活用推進事業というものについてご説明いたします。こちらは、青森県の農林水産部食ブランド・流通推進課地産地消グループで行っている事業でございまして、青森県内の市町村の持つ特産品を相互に流通、促進することを目的に、学校給食で取り入れてもらうということを目的とした事業でございます。

今回三戸町が令和8年度で事業を実施しようとしているところでございますが、この事業は青森県が令和7年度から始めた2か年の事業ということでございました。令和7年度の中途から始まった事業でございましたので、三戸町では導入することはなかったものでございますが、令和8年度に事業採択に手を挙げて、導入するものでございます。県のほうでは、こちらは予算に限りがあるということで、全市町村にできるものではなく、採択で実施される事業でございまして、こちらのほうは、令和7年度に実施しなかったということで、令和8年度は三戸町が優先的に事業を採択できるものということで、協議を進めているところで、多分大丈夫かなとは思っております。以上が内容でございました。

利用の頻度ということでございますが、これは年度で1回限りということでございます。

以上でございます。

○栗谷川 柳子委員

多分ということでしたが、12万7,000円のこうした相互に県産の食材を使い合うということは、子供たちの成長ですとか、青森県内の特産品等への理解とか関心を高めるためには、とても大事なことだと、食育の観点からも大事なことだと思います。なので、7年度と8年度の県の事業ということですが、ぜひこうした事業に関しては県のほうに、とてもよいことなので継続して、また採択制ではなく継続していけるように要望する機会があればしていただきたい、町からも要望していただきたいなと思います。

そして、学校給食費無償化と子育て支援交付金等も、今回の12万7,000円に関しても、県のほうでも頑張ってくださっていると思うのですが、物価上昇、米価高騰というのは続いておりますので、どうか子供たちの1人当たり必要な栄養摂取量を町のほうでも安心して提供できるように、県のほうに要望をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

質問にお答えいたします。

まず、来年度事業採択して、他市町村の食材を提供してみて、地産地消と食育の観点から事業の効果を見計らいまして、よければあらゆる機会を通じて、県のほうに働きかけてはいきたいと思ってございます。

以上でございます。

○委員長（番屋 博光君）

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○委員長(番屋 博光君)

質疑を終結します。

次に、議案第24号 令和8年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算の審査を行います。説明を求めます。

健康長寿課長。

○健康長寿課長(中村 正君)

議案第24号 令和8年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算について補足説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方及び65歳以上で一定の障害を有すると認められる方を対象とした医療保険制度でございます。制度の運営は、県内全市町村が加入する青森県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、資格取得、医療給付、保険料の賦課などを行い、市町村は保険料の徴収、各種申請等の窓口事務を行うものでございます。令和8年3月1日現在の被保険者数は、令和7年の同時期と比べて18人多い2,266人となっております。令和8年度の歳入歳出予算総額は1億8,164万2,000円であり、令和7年度より1,907万1,000円の増となっております。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。162ページをお願いいたします。1款1項1目後期高齢者医療保険料は、特別徴収及び普通徴収の保険料並びに滞納繰越分普通徴収保険料で、被保険者2,372人分を見込んでおります。令和8年度から、新たに子ども・子育て支援金が保険料に上乗せされることになったことから、前年度より1,393万4,000円の増となっております。

3款1項1目繰入金は、事務費繰入金732万4,000円と保険基盤安定繰入金5,344万5,000円でございます。保険基盤安定繰入金は、低所得者等の保険料軽減に対する公費負担分として一般会計から繰り入れるもので、県が4分の3、町が4分の1を負担するものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。164ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費は、特別会計の事務に要する経費と負担金でございます。18節広域連合共通経費負担金717万4,000円は、広域連合の組織運営に係る負担金でございます。後期高齢者医療保険料負担金1億2,035万8,000円は、町が徴収した保険料を広域連合へ納付するものでございます。保険基盤安定負担金5,344万5,000円は、低所得者等の保険料軽減に係る負担金でございます。

2項1目徴収費は、保険料徴収等に要する経費と保険料還付金でございます。

以上で後期高齢者医療特別会計の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長(番屋 博光君)

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○委員長(番屋 博光君)

質疑を終結します。

次に、議案第25号 令和8年度三戸町介護保険特別会計予算の審査を行います。説明を求めます。

健康長寿課長。

○健康長寿課長（中村 正君）

議案第25号 令和8年度三戸町介護保険特別会計予算について補足説明申し上げます。

本会計は、40歳以上の皆さんが加入者となり保険料を納めるとともに、万が一介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで自立した日常生活を送ることができるよう、社会全体で支え合う介護保険制度の事業を運営するための特別会計でございます。65歳以上の第1号被保険者数は、令和8年2月末現在で3,829人となっております。また、要支援、要介護認定者数は合計で734人、前年から23人減少しております。介護保険事業の運営に当たりましては、引き続き制度の信頼性を高め、将来にわたり持続可能となるよう必要なサービスを提供するとともに、介護予防の取組を推進し、保険給付費の適正化に努めてまいります。

それでは、歳入歳出予算についてご説明いたします。予算総額は17億4,510万4,000円となり、令和7年度から758万8,000円の減となっております。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。174ページをお願いいたします。1款1項1目第1号被保険者保険料は、現年度分の保険料と滞納繰越分の保険料で、令和7年度から500万円増となっており、3,935人分を見込んでおります。

3款1項1目介護給付費負担金は、介護給付及び予防給付に要する費用の額に応じて国から交付されるもので、施設給付費の15%、その他の給付費の20%を見込んだものでございます。

2項1目調整交付金は、75歳以上の高齢者の割合や所得段階別被保険者割合の全国平均との格差により生ずる保険料基準額の調整のために交付されるもので、保険給付費の8.44%を見込んでおります。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活）は、介護予防・日常生活総合支援事業に対する補助金として事業費の20%を、3目の地域支援事業交付金（地域支援）は介護予防ケアマネジメント事業などに対する補助金として38.5%を見込んでおります。

175ページの4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金4億4,523万8,000円は、保険給付費の27%、2目地域支援事業支援交付金623万7,000円は、地域支援事業費の27%を見込んでおります。

5款1項県交付金、1目介護給付費負担金は、介護給付及び予防給付に要する費用の額に応じて県から交付されるもので、施設給付費17.5%、その他の給付費については12.5%を見込んだものでございます。

176ページをお願いいたします。7款1項1目繰入金は、一般会計からの繰入金で、説明欄1行目の介護給付費繰入金は介護給付費の12.5%を見込んでおります。5行目の低所得者保険料軽減繰入金は低所得者層第1段階から第3段階の保険料軽減に係る負担として1,565人分を見込んだものであり、職員給与費繰入金、事務費等繰入金についてはそれぞれの費用に応じた額を計上しております。

177ページ、9款2項1目介護予防サービス計画費収入は、要支援認定者のケアプラン338件分を見込んでおります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。178ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費は、職員人件費等の事務的経費でございます。12節、介

護保険指定機関等管理システム改修委託料41万8,000円は、介護報酬改定に係るシステム改修を予定しております。

179ページの2項1目賦課徴収費は、保険料徴収等に要する経費と保険料還付金でございます。

3項1目介護認定費は、介護認定手続に要する経費で、11節役務費の手数料は介護認定等に要する主治医意見書作成手数料として531件分を、12節委託料は介護認定更新に伴う訪問調査委託料として284件分を見込んでおります。18節負担金、八戸地域広域市町村圏事務組合の介護認定審査会に係る負担金でございます。

180ページをお願いいたします。4項1目計画策定委員会費は、令和9年度から11年度を計画期間とする次期介護保険事業計画策定に向け、推進協議会会議5回分の委員報酬を計上しております。

次の181ページから183ページまでの2款保険給付費は、各種介護保険サービスの給付費に関わるものであり、合計で16億4,903万円、歳出全体に占める割合は94.5%となっております。初めに、181ページの1項介護サービス費は、要介護認定された方々への介護サービスに係る給付費であり、合計で15億1,960万円を計上しております。

181ページ下段から182ページの2項介護予防サービス費は、要支援に認定された方々への介護予防サービスに係る経費であり、令和7年度と同額の1,421万円を計上しております。

184ページの4項1目特定入所者介護サービス費6,500万円は、住民税非課税などの低所得の方が施設を利用した場合、施設利用が困難とならないよう居住費と食費の利用者負担限度額を超えた分を給付するものでございます。

184ページをお願いいたします。3款地域支援事業費は、地域で生活する高齢者が要介護状態、要支援状態にならないよう、また要介護状態になった場合にあって、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業に要する経費でございます。1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、訪問介護並びに通所介護サービスに係る事業費を見込んでおります。

2目介護予防ケアマネジメント事業費は、地域包括支援センターの事業運営に係る経費で、主なものは職員人件費のほか、12節の介護予防サービス計画作成委託料は336件分の155万5,000円を計上しております。

185ページ、2項一般介護予防事業費は、いきいき百歳体操を取り入れた住民主体の通いの場や、通所型介護予防事業生き生き教室などの事業運営に係る経費を計上しております。7節報償費の記念品57万円は、新規事業として、住民主体の通いの場の活動を10年以上の地区と、令和8年度に10年目を迎える19地区に対し、長年の活動に敬意を表し、レクリエーション用品を贈るものです。バグーやベタンク等の新しいゲームを取り入れ、これからも楽しく元気に介護予防活動が続けていただきたいと考えております。12節委託料の一番下、新規事業の百歳体操DVD製作業務委託料49万5,000円は、地元の音楽や出演者を使った三戸町オリジナルバージョンの百歳体操DVDを製作するものです。記念品の配布と併せ、さらなる通いの場の活性化を促します。いきいき百歳体操を取り入れた住民主体の通いの場は、令和8年度中に1地区増えて町内24地区の活動が予定されております。

186ページをお願いいたします。3項包括的支援事業・任意事業費は、認知症施策、生活支援体制整備、地域ケア会議、家族介護支援等の事業に要する経費でございます。認知症対策といたしましては、認知症専門相談日の開設のほか、認知症サポーター養成講座や認知症カフェの開催など、各種事業に引き続き取り組んでまいります。12節委託料は、高齢者の日常生活を支援するためのみまもり配食サービス、ほのぼの見守

りネットワークの各事業の実施に係る経費です。19節成年後見制度利用支援事業扶助費につきましては、4人分を見込んでおります。

以上で介護保険特別会計の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

次に、議案第26号 令和8年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算の審査を行います。説明を求めます。

住民福祉課長補佐。

○住民福祉課長補佐（佐々木 洋君）

議案第26号 令和8年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算について補足説明申し上げます。

本会計は、国の制度に基づき加入する被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関し、必要な保険給付や生活習慣病予防に向けた健康づくり事業を行うための特別会計でございます。これまで同様、予算を適正に執行し、健全な制度運営に努めてまいります。令和8年2月末現在の国保加入状況でございますが、町内全世帯4,100世帯の33.3％に当たる1,367世帯で、加入者総数は2,081人となっております。昨年同時期と比べ世帯で37世帯、人数で100人減少しております。

それでは、予算の説明に入ります。201ページをお願いいたします。令和8年度の本会計の歳入歳出予算総額は、昨年度に比べ3,693万8,000円増の12億9,037万6,000円となっております。

208ページをお願いいたします。歳入、1款1項国民健康保険税は、県に支払う事業費納付金の財源となるものでございます。そのうち1目国民健康保険税の現年課税分につきましては、過去3年の収納率を基に見込んだものでございます。督促状や催告書の発送、電話による催告のほか、青森県市町村税滞納整理機構を活用しながら収納率向上に努めてまいります。

3款1項1目子ども・子育て支援事業費補助金は、子ども・子育て支援金制度の導入に伴うシステム改修事業の補助金であり、国から交付されるものでございます。

209ページをお願いいたします。4款1項1目保険給付費等交付金は、医療費の財源となる1節普通交付金と、保健事業等の財源となる2節特別交付金で、県から交付されるものでございます。県繰入金は、医療費適正化や健康づくり事業等の取組に応じて交付されるもので、これまでの実績から2,000万円を見込んでおります。

6款1項1目一般会計繰入金は、国保税の2割、5割、7割軽減分を補填する保険基盤安定繰入金のほか、未就学児に係る国保税均等割額の5割軽減分を補填する未就学児均等割保険料繰入金、職員人件費等の職員給与費等繰入金、地方交付税に算入されている国保分繰入金の財政安定化支援事業繰入金、出産前後の期間に係る軽減分を補填する産前産後保険料繰入金でございます。

210ページをお願いいたします。7款1項1目前年度繰越金は、前年度からの繰越金を見込んだものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。211ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費は、職員人件費のほか、12節委託料の国保関連システムの保守や管理業務に要する委託料が主なものでございます。

212ページをお願いいたします。1款2項1目賦課徴収費は、国保税の徴収に要する経費でございます。

213ページをお願いいたします。18節負担金、補助及び交付金は、51団体ある納税貯蓄組合に対する補助金が主なものでございます。

1款3項1目運営協議会費は、委員12名分の委員報酬が主なものでございます。

214ページをお願いいたします。2款保険給付費は、国保加入者の医療費であり、1項療養諸費と2項高額療養費は、それぞれ療養費と高額療養費の支払いに要する経費でございます。一部の審査支払手数料を除き、全額普通交付金として県から交付されるものでございます。

3項1目出産育児一時金は5件分を、215ページをお願いいたします。4項1目葬祭費は25件分の支払いを見込んでおり、令和8年度からは出産育児一時金と葬祭費につきましても、普通交付金として交付されることとなっております。

216ページをお願いいたします。3款国民健康保険事業費納付金は、県が国保事業の運営に必要な経費を見込み、当町の負担分を算出したもので、1項医療給付費分と2項後期高齢者支援金等分、3項介護納付金分とに分かれ、3つの納付金の合計額は2億9,639万9,000円となり、前年度より1,567万1,000円の減額となっております。

218ページをお願いいたします。5款1項1目保健衛生普及費は、国保連に委託し年6回行っている被保険者への医療費通知が主なものでございます。

2項1目特定健康診査等事業費は、生活習慣病の予防や健康寿命延伸を目的とした予算でございます。12節委託料では、838人分の特定健康診査委託料や173人分の人間ドック、脳ドック健康診査委託料等が主なものでございます。

219ページをお願いいたします。同じく12節委託料の特定健診情報提供委託料76万8,000円は、特定健診未受診者のうち、通院中の方に医療機関で特定健診の検査項目を追加で受けていただき、その検査データの情報提供を受けるもので、特定健診受診率の向上を図るものです。

3項1目健康づくり費は、健康づくり推進協議会、保健協力員、食生活改善推進員の活動に要する経費を計上しております。12節、健康づくり支援業務委託料138万6,000円は、町の健康課題である糖尿病を中心とした生活習慣病予防、重症化予防における保健指導の業務委託に要する経費でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

次に、議案第27号 令和8年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算の審査を行います。説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（松崎 達雄君）

議案第27号 令和8年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算について補足説明申し上げます。

初めに、令和8年度における事業の概要についてご説明申し上げます。令和8年度は、常勤医師による総合診療科、内科、整形外科の外来、入院診療及び耳鼻咽喉科、眼科、小児科等の非常勤科による外来診療並びに24時間体制の二次救急、僻地巡回診療、訪問診療を実施してまいります。長期処方の定着や地域の人口減少、少子高齢化により医療需要が大きく変化しておりますが、引き続き地域医療のため力を尽くしてまいります。

それでは、予算の内容についてご説明申し上げます。233ページをお願いいたします。本会計は、地方公営企業法に基づき、収益的収支と資本的収支に区分し、予算を計上しております。第2条、業務の予定量、（1）、病床数は、令和7年度と同数の84床、（2）、年間患者数は入院2万2,630人、外来4万3,318人を見込んでおります。前年度と比較し、入院は2,190人の減、外来は484人の減としております。（3）の1日平均患者数につきましては、（2）の年間患者数をそれぞれの診療日数、入院365日、外来242日で除した人数でございます。なお、入院62人、外来179人につきましては、過去の実績や経営強化プランの計画値を基に設定しております。

次の第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めております。収入の部、第1款病院事業収益は、前年度比5.9%減の17億7,873万5,000円としております。

支出の部、第1款病院事業費用は、前年度比6.2%増の20億650万3,000円としております。収支では、2億2,776万8,000円の純損失を見込んでおります。詳細につきましては、後ほどご説明申し上げます。

234ページをお願いいたします。第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定めております。収入の部、第1款資本的収入は、前年度比2.6%増の2億4,307万4,000円としております。

次に、支出の部、第1款資本的支出は、前年度比1.4%増の3億2,216万6,000円としております。こちらの詳細につきましても、後ほど実施計画のところでご説明申し上げます。

次の第5条では、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。令和8年度におきましては、老朽化し更新が必要となっている空調機器等を制御するための中央監視装置と、火災報知設備を新たにリースすることとしております。中央監視装置につきましては、その期間を令和9年度から令和13年度まで、限度額を8,952万9,000円と定めるものでございます。また、火災報知設備につきましては、その期間を令和9年度から令和15年度まで、限度額を2,955万9,000円と定めるものでございます。

次の第6条、一時借入金は、限度額を9億円と定めるものでございます。なお、令和7年度末の一時借入金の残高は、4億円の見込みとなっております。

次の第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用は、各項の経費を流用することができる場合を医業費用及び医業外費用間に限定するものでございます。

235ページをお願いいたします。次の第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費12億2,771万4,000円及び交際費20万円と定めるものでございます。

第9条、他会計からの補助金は、企業債元利償還等のための一般会計等からの繰入金金を6億6,462万4,000円とするものでございます。

次の第10条、たな卸資産購入限度額は、棚卸資産の購入限度額について2億円と定

めるものでございます。

最後に、第11条、重要な資産の取得は、1件700万円以上の資産の取得について定めております。令和8年度は、透析装置の更新を予定しております。

236、237ページをお願いいたします。予算の実施計画についてご説明申し上げます。初めに、収益的収入及び支出でございます。収益的収入からご説明申し上げます。1款病院事業収益の予定総額は、前年度比5.9%減の17億7,873万5,000円としております。主なるものは、1項医業収益12億8,711万6,000円で、全体の72.4%を占めております。前年度比では2%、2,604万8,000円の減としております。医業収益のうち1目入院収益は、前年度比3%減の7億58万円としております。年間患者数2万2,630人、1日平均で昨年度より6人減の62人で見込んだものでございます。

次の2目外来収益は、前年度比0.3%増の4億1,866万円としております。年間患者数4万1,866人、1日平均173人で見込んだものでございます。入院、外来収益に次いで大きな割合を占めるのが一般会計からの繰入金でございます。

236ページの1款1項医業収益、4目その他医業収益のうち1億1,194万3,000円、2項医業外収益、2目他会計補助金2億9,331万円、4目負担金交付金のうち62万円、237ページの3項特別利益、1目他会計繰入金5,999万4,000円、合計4億6,586万7,000円で、全体の26.2%を占めております。

237ページをお願いいたします。収益的支出でございます。1款病院事業費用の予定総額は、前年度比6.2%増の20億650万3,000円としております。医業費用のうち1目給与費は163人分、前年度比10.6%増の12億2,771万4,000円で、医業費用全体の61.2%を占めております。なお、給与費の増につきましては、令和7年度における給与改定や職員の採用に伴う職員給料、手当、法定福利費の増加が主な理由でございます。

238ページをお願いいたします。2目材料費は、薬品費、診療材料費が主なるもので、患者数の見込みから前年度比2.3%減の1億5,962万5,000円としております。

3目経費は、光熱水費、燃料費、修繕費、委託料が主なるもので、前年度比3.8%増の4億4,845万3,000円としております。人件費の高騰などによる委託料の増額が主なる理由でございます。

239ページをお願いいたします。4目減価償却費は、一部資産の減価償却の完了などにより前年度比713万9,000円減の1億2,557万4,000円としております。

240ページをお願いいたします。2項医業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費2,204万5,000円は、企業債及びリース料などの利息でございます。企業債につきましては、令和7年度中に4件の償還の完了を予定しており、令和8年度は5件分を計上しております。

2目長期前払消費税勘定593万7,000円は、固定資産の購入等に係る消費税の償却でございます。

次に、資本的収入及び支出でございます。資本的収入からご説明申し上げます。1款資本的収入の予定総額は、前年度比2.6%増の2億4,307万4,000円としております。1項負担金、1目他会計負担金1億9,375万7,000円は、企業債償還金及び機械備品購入に対する一般会計からの繰入金並びに機械備品購入に対する国民健康保険特別調整交付金等でございます。

次の2項補助金4,931万7,000円は、へき地医療拠点病院設備整備費補助金など、医療機器の整備に係る補助金でございます。補助金の活用により、透析装置及び輸液ポンプの更新並びに遠隔診療用の機器の整備を予定しております。

241ページをお願いいたします。資本的支出でございます。1款資本的支出の予定額は、前年度比1.4%増の3億2,216万6,000円としております。1項建設改良費、1

目有形固定資産購入費6,445万1,000円は、医療機器等の整備に係る経費で、先ほどご説明申し上げました透析装置の更新などを予定しております。

2目リース債務支払額1,845万円は、これまでに借入れしている機器並びに令和8年度に借入れ予定の中央監視装置及び火災報知設備のリース元本でございます。

次の2項企業債償還金2億3,646万5,000円は、これまでに借り入れております企業債5件の元金償還金でございます。

次の3項貸付金は、医療従事者への奨学金の貸付金で1名分を見込んでおります。

242ページ以降は、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、予定損益計算書でございます。

以上、令和8年度は、非常に厳しい経営状況となっております。病院経営を取り巻く環境は、国内の他医療機関と同様、コロナ禍で減少した患者数の回復が鈍いことや、近年の人件費の引上げ、燃料費の高騰などにより、非常に厳しいものとなっております。今後も同様の状況が続くものとは考えておりますが、地域医療の維持に向け、さらなる収入の確保と経費の節減に努めるとともに、町民の皆様、地域の皆様から信頼され、必要とされる病院となるよう、職員一同努力を続けてまいります。委員の皆様におかれましては、引き続きご指導、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

#### ○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

五十嵐委員。

#### ○五十嵐 淳委員

1点だけ確認させてください。234ページの第6条の一時借入金の限度額9億円と定めることについて質問いたします。

先ほど補足説明で事務長のほうから、令和7年度現時点で一時借入金が4億円ですというお話ありました。令和7年度の第5条の一時借入金の限度額というのは6億円になっているというところで、すみません、ちょっと不勉強なのですが、現時点でバッファのほうで2億円あるという状態に対して、8年度には9億円まで増やしている、1.5倍、150%増やしているというところの経緯とか理由があればお聞かせください。

#### ○病院事務長（松崎 達雄君）

お答えいたします。

令和8年度の決算見込みというか、予算でございますが、先ほど申し上げましたとおり、非常に厳しい経営状況となっております。これに伴いまして、令和8年度の借入金の見込み、現時点の見込みが7億円というような見込みでございます。これに対して、先ほど委員おっしゃいましたバッファというものを少し見込みまして、9億円ということで設定しておりました。

以上でございます。

#### ○久慈 聡委員

説明がなかったことなのですが、246ページ、医師が7名から9名に増えているよということと、それで対応ができているのだろうなというところは分かるのですが、そのちょっと上のところ、給料のところですが、普通昇給に伴う増加分

というところがあるのですが、昨年度1.04%、今年度は0.79%の昇給だったよということだと思うのですが、この昇給率というものは、どういう形で算出されているものなのか、もしくは昨年度に比べて昇給率が低いということは、ちょっと私の常識の中では考えられないのだけれども、どういう形でこの数値が出ているのか説明いただきたいと思います。

○病院事務長（松崎 達雄君）

ただいまの2点のご質問にお答えいたします。

まず、医師の増でございますけれども、7名から9名という状況になっております。こちらのほうでございますが、令和7年度において、青森県からの派遣医師が4名でございました。これが青森県側の医師派遣の調整の関係で一時的に6名、2名増の予定でございます。これにつきましては、県からも地域医療での医師の育成がどうしても必要ということで強く言われているものでございますので、ご理解賜りたいと思います。

また、2点目の普通昇給に伴う増加分ということでございますが、令和7年度におきましては、給料表の改定がございまして、その分で少し今年度と差ができていますということでございます。

以上でございます。

○久慈 聡委員

給料表の改定があったということは分かるのですが、昨年度の昇給率と今年度の昇給率ということになるのかな、令和7年と令和6年の昇給率ということではいいのですか。私ちょっと確認したいのが、一般の職員の給料がきちんと上がっているということと、医師の給料が上がっているということが混ざってこういう数字になっているのか、もしくはそういった形で、きちんと給料が上がっているのであればいいのですが、そこら辺の平均と言われる母体数の部分というのは、その他の増減分ところに入っているのと同じなのかどうかだったりとか、そういった部分に関して、昨年度の状態、それから今年度の報告というか、予定に関しての昇給率が下がっているような形になっているということがちょっと理解できないのだ。そこをちょっと分かるように教えてもらいたい。

○病院事務長（松崎 達雄君）

ただいまのご質問でございますが、こちらの普通昇給に伴う増加分につきましては、令和7年度予算につきましては、令和6年度から7年度にかけての定期昇給、令和8年度予算に関しましては、令和7年度から令和8年度にかけての定期昇給ということで計上させていただいております。令和7年度の給料表の改定によりまして、かなり高い給料表の改定というものがございました。これに伴いまして、令和6年度から7年度については、少し増加分というのが増えまして、令和7年度から8年度にかけては、給料表の改定に伴いまして、各号級間の金額の差というのは詰まっております。その関係で、少し増加分が縮まっているということでございます。

以上でございます。

○委員長（番屋 博光君）

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○委員長(番屋 博光君)

質疑を終結します。

次に、議案第28号 令和8年度三戸町簡易水道事業会計予算の審査を行います。説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(齋藤 優君)

議案第28号 令和8年度三戸町簡易水道事業会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

本会計は、簡易水道施設により、杉沢、蛇沼、大舌、貝守、袴田、横沢、沼ノ久保の各地域の世帯に給水を行う事業会計でございます。簡易水道業務は、建設課上下水道班が担当し、水道技術管理者職員を配置し、水道施設の維持管理を行っております。施設の管理運営につきましては、建設課担当職員が定期的に巡回するほか、異常発報情報による対処を行っております。また、水質検査やメーター検針業務は、業務委託により実施しております。

それでは、予算の内容につきましてご説明申し上げます。263ページをお願いいたします。本会計は、地方公営企業法に基づき収益的収支と資本的収支に区分し、予算を計上してございます。第2条、業務の予定量でございますが、(1)の給水世帯数は杉沢26世帯、蛇沼74世帯、大舌62世帯、貝守114世帯、袴田69世帯、横沢12世帯、沼ノ久保20世帯の合計377世帯、(2)の年間総配水量は7地区の流量計等の積算により5万2,420立方メートル、(3)の1日平均配水量は144立方メートルと見込んでございます。(4)の主要な建設改良事業は、大舌浄水場水質ケーキ設置工事794万2,000円を予定してございます。

次の第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めてございます。収入の第1款簡易水道事業収益は、前年度に比べ12.9%減の8,714万2,000円としてございます。支出の第1款簡易水道事業費用では、前年度と比べ13.2%減の8,887万5,000円としてございます。詳細につきましては、予算実施計画書のところでご説明申し上げます。

264ページをお願いいたします。次の第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定めてございます。収入の第1款資本的収入は、前年度と比べ15.7%減の1,596万6,000円としてございます。支出の第1款資本的支出は、前年度と比べ12.1%減の2,258万9,000円としてございます。こちらの詳細につきましても、予算実施計画書のところでご説明申し上げます。

次の第5条、企業債は、2件の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

265ページをお願いいたします。次の第6条、一時借入金は、限度額を前年度と同額の1,000万円と定めるものでございます。

次の第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用は、各項の経費の金額を流用することができる場合を営業費用、営業外費用の間に限定するものでございます。

次の第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費621万2,000円と定めるものでございます。

次の第9条、他会計からの補助金は、企業債元利償還等のための一般会計からの繰入金金を3,058万4,000円とするものでございます。

266ページをお願いいたします。予算実施計画書につきましてご説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出でございます。収益的収入の1款簡易水道事業収益の予定総額は8,714万2,000円としてございます。

1項1目給水収益は、水道料金1,333万円で、前年度と比べ7.4%増としております。

2項1目他会計補助金は、一般会計からの繰入金に当たるもので、前年度と比べ11.1%減の2,321万8,000円としてございます。

267ページをお願いいたします。収益的支出の1款簡易水道事業費用の予定総額は8,887万5,000円としてございます。

1項営業費用の1目総係費は、職員給与費が主なもので、前年度と比べ35.9%減の795万8,000円としてございます。

268ページをお願いいたします。2目原水及び浄水費は、7地区の原水及び浄水の維持管理に要する経費を計上しており、前年度と比べ2.4%減の1,329万5,000円としてございます。動力費の400万円は、横沢地区及び沼ノ久保地区を除く5地区の施設に係る電気料の総額を計上してございます。通信運搬費26万4,000円は、横沢地区及び沼ノ久保地区を除く5地区の施設の緊急通報装置の通信料でございます。委託料の水質検査業務529万3,000円は、浄水52項目、原水39項目の内容で毎月行う水質検査に要する経費でございます。ろ過膜洗浄業務110万2,000円は、蛇沼浄水場のろ過膜の洗浄に要する経費でございます。修繕費115万4,000円は、蛇沼浄水場の残留塩素計の修理に要する経費でございます。薬品費52万9,000円は、各地区の浄水の水質維持に必要な次亜塩素酸ナトリウムなど浄水用薬剤の購入に要する経費の総額を計上してございます。

3目配水及び給水費は、7地区の配水施設の管理及び各家庭への給水に関する経費を計上しており、前年度と比べ22.6%減の312万3,000円を計上してございます。配水池の清掃、メーター検針、メーターの取替え、7地区の施設及び水道管等の修理等に要する経費が主なものでございます。

4目減価償却費は、前年度と比べ15.2%減の5,895万円としてございます。

2項営業外費用は、過去に実施いたしました蛇沼簡易水道施設の改修工事と袴田簡易水道施設整備工事の負担金支出のために借入れをいたしました企業債利息及び消費税及び特別消費税454万9,000円を計上してございます。

270ページをお願いいたします。資本的収入及び支出につきましてご説明申し上げます。1款資本的収入の予定総額は、1,596万6,000円としてございます。

1項企業債860万円は、浄水場等建設改良に要する経費の財源となる簡易水道設備更新事業債790万円が主なるものでございます。

2項補助金は、一般会計からの繰入金に当たるもので、前年度と比べ4.8%減の736万6,000円としてございます。

271ページをお願いいたします。1款資本的支出の予定総額は2,258万9,000円としてございます。

1項設備整備費の1目浄水場等建設改良費794万2,000円は、大舌浄水場水質ケーキ設置工事に要する経費を計上してございます。

2項企業債償還金の1目建設企業債元金償還金1,464万7,000円は、過去に実施いたしました蛇沼簡易水道施設の改修工事と袴田簡易水道施設整備工事の負担金支出のために借入れをいたしました建設企業債元金償還金でございます。

272ページ以降は、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、予定損益計算書でございます。

以上で令和8年度三戸町簡易水道事業会計予算の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

次に、議案第29号 令和8年度三戸町下水道事業会計予算の審査を行います。説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

議案第29号 令和8年度三戸町下水道事業会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

本会計は、町内の都市計画区域内の下水道の整備により、町民皆様の生活環境の改善を図るとともに、公共用水域内の水質汚濁を防止することにより、豊かな自然環境の保全を図るための事業会計でございます。平成17年度に事業を着手しております公共下水道事業は、平成21年度に下水処理場として三戸浄化センターが元木平、冷水地区に完成し、平成22年4月から供用を開始してございます。

それでは、予算の内容につきましてご説明申し上げます。293ページをお願いいたします。本会計は、地方公営企業法に基づき、収益的収支と資本的収支に区分し、予算を計上してございます。

初めに、第2条、業務の予定量でございしますが、（1）の処理区域面積は、下水道計画区域面積で336ヘクタール、そのうち下水道事業認可面積は194ヘクタール、処理区域面積は約125ヘクタールでございます。（2）の年間総処理水量は14万3,484立方メートル、（3）の1日平均処理水量は393立方メートルと見込んでおります。（4）の主要な建設改良事業として、公共ます設置工事60万円を予定してございます。なお、現在の加入世帯数は前年度から6世帯増えて580世帯、接続率は前年度に比べ0.5%増の49%となっております。

次の第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めてございます。収入の第1款下水道事業収益は、前年度と比べ2%増の2億8,330万2,000円としてございます。支出の第1款下水道事業費用は、前年度と比べ1.6%減の2億4,924万4,000円としてございます。詳細につきましては、予算実施計画書のところでご説明申し上げます。

294ページをお願いいたします。次の第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定めてございます。収入の第1款資本的収入は、前年度と比べ43.7%減の1,748万8,000円としてございます。支出の第1款資本的支出は、前年度と比べ4.1%減の1億3,678万6,000円としてございます。こちらの詳細につきましても、予算実施計画書のところでご説明申し上げます。

次の第5条、企業債では、2件の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

295ページをお願いいたします。次の第6条、一時借入金は、限度額を前年度同額の1,000万円と定めるものでございます。

次の第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用は、各項の経費の金額を流用することができる場合を営業費用、営業外費用の間に限定するものでございます。

次の第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費640万円と定めるものとさせていただきます。

次の第9条、他会計からの補助金は、企業債元利償還等のための一般会計からの繰入金を1億7,663万5,000円と定めるものとさせていただきます。

296ページをお願いいたします。予算実施計画書につきましてご説明申し上げます。初めに、収益的収入及び支出でございます。収益的収入の1款下水道事業収益の予定総額は2億8,330万2,000円としてさせていただきます。

1項営業収益の1目下水道使用料は、加入世帯580世帯分を見込んだもので、前年度と比べ1.1%増の2,569万1,000円としてさせていただきます。

2項営業外収益の2目補助金の他会計補助金は、一般会計からの繰入金に当たるもので、前年度と比べ5.7%増の1億7,663万5,000円としてさせていただきます。

297ページをお願いいたします。収益的支出の1款下水道事業費用の予定総額は2億4,924万4,000円としてさせていただきます。

1項営業費用の1目総係費は、職員給与費が主なもので、前年度と比べ38.6%減の1,041万9,000円としております。委託料の使用料等徴収業務96万2,000円は、下水道使用料の計算、納入通知書の発行、口座振替データの作成を八戸圏域水道企業団に委託する経費でございます。補助金の下水道接続助成補助金60万円は、下水道接続率向上を図るため、新たに下水道へ接続する際の工事費の一部を補助するもので、5件分を見込んだものとさせていただきます。

298ページをお願いいたします。2目管渠施設管理費は、管路及びマンホールポンプの運転に要する経費を計上しており、前年度と比べ4%増の191万7,000円としてさせていただきます。動力費160万円は、マンホールポンプの運転に係る電気料でございます。使用料及び賃借料の監視システム利用料31万7,000円は、マンホールポンプ15基の運転状況等をウェブ上で閲覧したり、異常時におけるメールでの非常監視を行ったりするシステムの利用料でございます。

3目処理場施設管理費は、三戸浄化センターの運営や施設の維持管理に要する経費を計上しており、前年度と比べ10.4%増の4,529万円としてさせていただきます。委託料の処理場施設等運転管理業務2,763万2,000円は、処理場施設等の管理業務について、地元業者3社及び八戸市内業者1社で構成する三戸地区下水道管理業共同企業体に委託するものとさせていただきます。汚泥等処分業務393万8,000円は、浄化センター内で汚水処理された脱水汚泥やし渣の処分及び運搬に要する経費でございます。薬品費146万2,000円は、汚水の浄化に必要な薬剤の購入に要する経費でございます。

4目減価償却費は、前年度に比べ2.4%減の1億6,581万4,000円としてさせていただきます。

2項営業外費用は、下水道施設の建設工事等の負担金支出のために借入れをいたしました企業債利子償還金と消費税及び地方消費税等、合わせて2,059万4,000円を計上してさせていただきます。

300ページをお願いいたします。資本的収入及び支出につきましてご説明申し上げます。1款資本的収入の予定総額は1,748万8,000円としてさせていただきます。

1項1目企業債では、資本費平準化債、公営企業会計適用債、合わせて1,730万円を計上してさせていただきます。

2項1目工事負担金の負担金18万8,000円は、令和4年度から令和8年度までに供用を開始した区域内の宅地などの土地所有者から負担していただく受益者負担金で、3件分でございます。

301ページをお願いいたします。1款資本的支出の予定総額は1億3,678万6,000円としてさせていただきます。

1 項 1 目施設整備費の工事請負費60万円は、公共ます設置工事 1 件分でございます。

2 項 1 目建設企業債元金償還金 1 億3,468万4,000円は、過去に実施した下水道施設の建設工事等の負担金支出のために借入れをいたしました建設企業債及び資本費平準化債の元金償還金でございます。

302ページ以降は、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、予定損益計算書でございます。

以上で令和 8 年度三戸町下水道事業会計予算の補足説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

ここで、これまでの質疑応答を踏まえ、委員間で討議を行うため、午後 4 時をもって再開したいと思います。休憩します。

（午後 2 時 5 5 分）

休 憩

（午後 4 時 0 0 分）

○委員長（番屋 博光君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第22号から議案第29号まで一括して議題といたします。

質疑は終了しておりますので、これより討論及び採決を行います。

まず、議案第22号 令和 8 年度三戸町一般会計予算について討論を行います。

（「討論なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

討論を終結します。

これより議案第22号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

異議なしと認めます。議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第23号 令和 8 年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算について討論を行います。

（「討論なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

討論を終結します。

これより議案第23号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

異議なしと認めます。議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号 令和8年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

（「討論なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

討論を終結します。

これより議案第24号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

異議なしと認めます。議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号 令和8年度三戸町介護保険特別会計予算について討論を行います。

（「討論なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

討論を終結します。

これより議案第25号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

異議なしと認めます。議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号 令和8年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算について討論を行います。

（「討論なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

討論を終結します。

これより議案第26号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(番屋 博光君)

異議なしと認めます。議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第27号 令和8年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算について討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

○委員長(番屋 博光君)

討論を終結します。

これより議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(番屋 博光君)

異議なしと認めます。議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第28号 令和8年度三戸町簡易水道事業会計予算について討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

○委員長(番屋 博光君)

討論を終結します。

これより議案第28号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(番屋 博光君)

異議なしと認めます。議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第29号 令和8年度三戸町下水道事業会計予算について討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

○委員長(番屋 博光君)

討論を終結します。

これより議案第29号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長（番屋 博光君）

異議なしと認めます。議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で本特別委員会に付託されました令和8年度予算関係議案8件の審議が終了しました。委員各位のご協力ありがとうございます。

以上をもって予算特別委員会を閉会します。

（午後 4時04分）

署 名

委員会条例第27号の規定によりここに署名する。

予算特別委員会 委員長

番屋 博光